

2020 年 4 月

# 東北学院大学学則

# 東北学院大学学則

## 第1章 総 則

(目 的)

**第1条** 東北学院大学（以下「本学」という。）は、キリスト教による人格教育を基礎として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって世界文化の創造と人類の福祉に寄与することを目的とする。

2 本学は、学部又は学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を別表第1のとおり定め、公表するものとする。

(自己点検及び評価)

**第1条の2** 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行うものとする。

2 前項による点検・評価の内容、実施方法及びその結果の活用等に関しては、別に定める。

(教育研究活動等の情報提供)

**第1条の3** 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(教育内容の改善)

**第1条の4** 本学は、教育内容及び教育方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。

2 前項による研修及び研究の実施に関しては、別に定める。

## 第2章 組 織

(学部、学科)

**第2条** 本学の次の各号に掲げる学部、当該各号に定める学科を置く。

- |             |                                  |
|-------------|----------------------------------|
| (1) 文 学 部   | 英文学科、総合人文学科、歴史学科及び教育学科           |
| (2) 経 済 学 部 | 経済学科及び共生社会経済学科                   |
| (3) 経 営 学 部 | 経営学科                             |
| (4) 法 学 部   | 法律学科                             |
| (5) 工 学 部   | 機械知能工学科、電気電子工学科、環境建設工学科及び情報基盤工学科 |
| (6) 教 養 学 部 | 人間科学科、言語文化学科、情報科学科及び地域構想学科       |

(大 学 院)

**第2条の2** 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する事項は、第10章にこれを定める。

## 第3章 修業年限、在学年限及び収容定員

(修業年限)

**第3条** 本学の修業年限は、原則として4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、本学に3年以上在学し、第25条第2項に定める要件に該当する場合には、卒業を認めることができる。

3 学生が、職業を有している等の事情により、前項に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業する学生（以下「長期履修学生」という。）となることを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(最長在学年限)

**第3条の2** 学生は、8年を超えて在学することはできない。

2 第15条、第17条、第17条の2、第17条の3、第18条の2及び第19条の2の規定により入学又は転学部等が許可された者は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

(科目等履修生の修業年限)

**第3条の3** 科目等履修生として本学において一定の単位を修得した後に本学に入学した場合、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したものと認められるときは、その単位数に応じて、相当期間を本学の修業年限に通算することができる。ただし、通算することのできる修業年限は2年を超えることができない。

(収容定員)

**第4条** 本学は、学生の収容定員を次のとおり定める。

学 部	学 科	入 学 定 員	編入学定員 (第2学年次)	編入学定員 (第3学年次)	収 容 定 員
文 学 部	英 文 学 科	180名	6名	12名	762名
	総 合 人 文 学 科	50名	0名	2名	204名
	歴 史 学 科	170名	2名	3名	692名
	教 育 学 科	50名			200名
	文 学 部 計	450名	8名	17名	1,858名
経 済 学 部	経 済 学 科	440名	6名	9名	1,796名
	共 生 社 会 経 済 学 科	187名	4名	3名	766名
	経 済 学 部 計	627名	10名	12名	2,562名
経 営 学 部	経 営 学 科	341名	6名	8名	1,398名
法 学 部	法 律 学 科	358名	4名	6名	1,456名
工 学 部	機 械 知 能 工 学 科	110名		6名	452名
	電 気 電 子 工 学 科	110名		6名	452名
	環 境 建 設 工 学 科	110名		5名	450名
	情 報 基 盤 工 学 科	110名		5名	450名
	工 学 部 計	440名		22名	1,804名
教 養 学 部	人 間 科 学 科	110名	2名	2名	450名
	言 語 文 化 学 科	110名	2名	2名	450名
	情 報 科 学 科	110名	2名	2名	450名
	地 域 構 想 学 科	110名	2名	2名	450名
	教 養 学 部 計	440名	8名	8名	1,800名
合 計		2,656名	36名	73名	10,878名

#### 第4章 学年、学期、授業期間及び休業日

(学 年)

**第5条** 学年は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

**第6条** 学期は、学年を分けて次の2学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から9月30日まで
- (2) 第2学期 10月1日から3月31日まで

2 前項に定める第1学期の終わり及び第2学期の始まりは、学事暦において適切な月日に変更することができる。

(授業期間)

**第6条の2** 学年中の授業期間は、35週にわたることを原則とする。

(休 業 日)

**第7条** 学年中の定期休業日を次のとおり定める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 春季休業日
- (4) 夏季休業日
- (5) 冬季休業日
- (6) 本学創立記念日 5月15日

2 前項第3号、第4号及び第5号の休業日に関しては、別に定める。

3 定期休業日のほかに臨時に休業日を定めることができる。

4 必要がある場合、第1項に規定する休業日にも授業を行うことがある。

#### 第5章 入学、留学、休学、復学、転学部、転学科、転入学、編入学、学士入学、退学、除籍、再入学及び保証人

(入学の時期)

**第8条** 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、入学の時期を学期の始めとすることができる。

2 前項の規定は、再入学、転入学、編入学及び学士入学について準用する。

(入学資格)

**第9条** 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 中等教育学校又は高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者
- (4) 専修学校の高等課程（就業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）に合格した者を含む。）
- (8) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者

(3年次編入学資格)

**第9条の2** 本学に編入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 他大学に2年以上在学し、別に定める単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者又はこれに準ずる者
- (5) 専修学校の専門課程を修了した者で、文部科学大臣の定めるところにより大学への編入学の資格を認められた者
- (6) 国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(2年次編入学資格)

**第9条の3** 本学の2年次に編入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 他大学に1年以上在学し、別に定める単位を修得した者
- (2) 外国において、学校教育における13年の課程を修了した者又はこれに準ずる者

(出願手続)

**第10条** 入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

- 2 入学検定料は、別に定める。
- 3 入学検定料は、納入後、別に定める場合を除き、いかなる理由があっても返還しない。
- 4 前3項の規定は、転入学、編入学及び学士入学にこれを準用する。

(入学者の選考)

**第11条** 入学志願者については、入学試験による選考を行う。

- 2 前項の規定は、転入学、編入学及び学士入学にこれを準用する。

(入学手続及び入学許可)

**第12条** 選考に合格した者は、指定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

- 2 前項の入学手続を完了した者には入学を許可する。
- 3 前2項の規定は、転入学、編入学及び学士入学にこれを準用する。

(留 学)

**第13条** 第24条の3の規定に基づき、本学が学生交換の協定をしている外国の大学に留学する者（以下「交換留学生」という。）又は認定する外国の大学に留学しようとする者（以下「認定留学生」という。）は、指定の期日までに保証人連署の上、願い出て許可を受けなければならない。

- 2 前項の留学を許可する期間は1年間とし、その期間を第3条第1項に規定する修業年限に算入することができる。
- 3 交換留学生及び認定留学生の取扱いに関する規程は、別に定める。

(休 学)

**第14条** 病気その他の理由によって引き続き3か月以上修学することができない場合は、許可を得て休学することができる。ただし、理由を明記した保証人連署の休学届を提出しなければならない。

- 2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、引き続き1年を限度として許可を願い出ることができる。
- 3 休学期間は、通算して3年を超えることができない。
- 4 休学期間は、在学期間に算入しない。
- 5 休学の理由が消滅したときは、許可を得て復学することができる。

(転学部又は転学科)

**第15条** 本学のいずれかの学部又は学科から他の学部又は学科に転学部又は転学科を願い出る者があるときは、学長は教授会の議を経て許可することができる。ただし、必要に応じて試験を課すことがある。

- 2 前項により転学部又は転学科した者の在学年数には、元の学部学科の在学年数の全部又は一部を通算することができる。

(転 学)

**第16条** 他の大学に転学を願い出る者があるときは、学長は教授会の議を経て許可することができる。

(転入学)

**第17条** 他大学(外国の大学を含む。)の在学者が本学に転入学を願い出たときは、学長は、大学の教育に支障がない場合に限り、当該教授会の議を経て相当年次に転入学を許可することができる。

2 本学に在学すべき期間は、転入学前の既修得単位のうち本学が第24条の4により認定した単位数に応じて定める。

(3年次編入学)

**第17条の2** 第9条の2に規定する資格を有する者が、本学に編入学を願い出たときは、学長は、当該教授会の議を経て、第3学年次に編入学を許可することができる。

2 前項の規定に基づき編入学を許可された者の修業年限は2年とする。

3 第1項の規定に基づき編入学を許可された者の既修得単位の認定については、別に定める。

(2年次編入学)

**第17条の3** 第9条の3に規定する資格を有する者が、本学に編入学を願い出たときは、学長は、当該教授会の議を経て、第2学年次に編入学を許可することができる。

2 前項の規定に基づき編入学を許可された者の修業年限は3年とする。

3 第1項の規定に基づき編入学を許可された者の既修得単位の認定については、別に定める。

**第17条の4** 2年次編入学制度は当分の間工学部に適用しない。

(学士入学)

**第17条の5** 大学を卒業した者又は学校教育法第104条第7項により学士の学位を授与された者が、本学に学士入学を願い出たときは、学長は、当該教授会の議を経て、第3学年次に入学を許可する。

2 学士入学を許可された者の修業年限は、2年とする。

3 学士入学を許可された者の既修得単位の認定については、別に定める。

(退学)

**第18条** 本学を病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、その理由を明記して保証人連署の上、退学願を提出しなければならない。ただし、病気のため退学しようとする場合には、医師の診断書を添えなければならない。

2 前項に基づく退学願が提出されたときは、学長は、教授会の議を経て許可することができる。

3 学生が死亡した場合は、死亡した日をもって退学とする。

(再入学)

**第18条の2** 前条第2項により本学を退学した者は、退学後3年を越えない期間内に限り、本学への再入学を願い出ることができる。

2 前項の願い出が退学後1年以内の期間になされた場合、学長は、教授会の議を経て、試験によることなく原年以下への再入学を許可することができる。

3 第1項の願い出が退学後1年を越えてなされた場合、学長は、教授会の議を経て、試験を課した上その者の再入学を許可することができる。

4 再入学を許可された者の退学以前の在学期間は、所定の在学年数に算入する。

5 再入学を許可された者の退学以前に本学で修得した単位修得科目については、各教授会の議を経て学部の修得単位として、又は単位修得科目として認定することができる。

(除籍)

**第19条** 次の各号のいずれかに該当する学生は、除籍する。

(1) 授業料その他の納付金の納付の義務を怠った者

(2) 第3条の2に定める在学年限を超える者

(3) 第14条第3項に定める休学期間の限度を超え、なお、修学できない者

(4) 長期間にわたり所在不明の者

(復籍)

**第19条の2** 前条第1号により除籍された者が、除籍後3年を越えない期間内に限り、所定の手続を経た上で復籍を願い出ることができる。

2 前項による復籍の願い出があったときは、学長は教授会の議を経て復籍を許可することができる。

3 前項の願い出が除籍年度内になされた場合、学長による復籍の許可は、除籍の日に遡って効力を生じる。

4 特別の事由があり第2項の願い出が除籍年度を越えてなされた場合は、復籍が許可された年度の翌年度において、年度の初めから復籍の効力が生じるものとする。

5 復籍を許可された者の除籍以前の在学期間は、所定の在学年数に算入する。

6 復籍を許可された者の除籍以前に本学で修得した単位修得科目については、各教授会の議を経て学部の修得単位として、又は単位修得科目として認定することができる。

(保証人)

**第20条** 保証人は父母とする。ただし、父母が保証人となることができない場合は、学生の親族又は縁故者が保証人になるものとする。

2 保証人は、学生の在学中の事項につき学生本人と連帯して責任を負う。

3 前項に規定する保証人の責任は、第41条の別表第5に定める学納金の額から算出した在学中の納入額を上限とする。

4 保証人の転居、改印、改氏名などはそのつど届け出なければならない。

5 保証人が死亡又はその他の理由によって資格を失ったときは、新たに保証人を定めて届け出なければならない。

## 第6章 教育課程

(授業科目及び履修方法)

**第21条** 各学部学科の授業科目及び単位数並びに履修方法は、別表第2及び履修細則に定めるとおりとする。

2 学生は、所属学部学科等で定められた授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

(授業の方法)

**第21条の2** 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

3 第25条第3項に規定する卒業に必要な単位のうち、前項に規定する授業の方法により修得できる単位数は、60単位を限度とする。

(授業科目の配当及び運営)

**第22条** 第21条に定める授業科目は4年間に配当して教授し、授業科目の学年学期配当及び授業の開講方法は原則として各学部において定め、学長の承認を得るものとする。

2 各学部の教育課程の運営については、別に定める。

## 第7章 履修方法及び課程修了の方法

**第23条** 削除

(単位の授与)

**第24条** 一の授業科目を履修した者に対しては試験を行い、合格した者に所定の単位を与える。

(単位の計算)

**第24条の2** 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

3 各授業科目の授業は、最低15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認める場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

**第24条の3** 教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。ただし、第13条に規定する留学により修得した単位については、各教授会がその旨定める場合には、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとして取り扱う。

4 特別聴講学生の派遣及び受け入れについては、第46条の2にこれを定める。

5 本学の学生が本学大学院で開講されている科目の履修を許され、単位を修得した場合には、本条第1項の規定を準用することができる。ただし、詳細については別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

**第24条の4** 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第46条の規定により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った次条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学、編入学及び学士入学を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 入学前の既修得単位の認定に関する事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

**第24条の5** 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位数は、第24条の3第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 本条に規定する学修に関する単位の認定については、別に定める。

(卒業要件)

**第25条** 本学の卒業の要件は、所定の年限を在学し、所属学部ごとに定めた単位を修得することとする。

2 第3学年次修了時又は第4学年次9月期卒業判定時までに卒業に必要な単位を修得し、別に定める基準に基づいて、特に優秀な成績を修めたと認定された者については、第3学年次修了時又は第4学年次の9月に卒業を認めることができる。

3 前項に定める各学部の最低必要単位数は、次に定めるとおりとする。

- |             |       |
|-------------|-------|
| (1) 文 学 部   | 124単位 |
| (2) 経 済 学 部 | 124単位 |
| (3) 経 営 学 部 | 124単位 |
| (4) 法 学 部   | 124単位 |
| (5) 工 学 部   | 124単位 |
| (6) 教 養 学 部 | 124単位 |

4 卒業の期日は、毎年3月31日又は9月30日とする。

5 9月期卒業については、別に定める。

**第26条** 削除

**第27条** 削除

**第28条** 削除

**第29条** 削除

(教職課程)

**第30条** 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、学士の学位を有するとともに、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所定の科目を履修し単位を修得しなければならない。

2 前項に定める教職課程に関する授業科目、単位数、履修方法等は、第21条(別表第2)及び別表第3に定めるとおりとする。

3 前項に定める科目の履修に関しては、別に定める。

(免許状の種類)

**第31条** 本学各学部学科において、前条により取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、別表第3の2に定めるとおりとする。(学芸員、司書、司書教諭及び社会教育主事の資格)

**第31条の2** 次の各号に掲げる資格は、当該各号に定める学部にも所属する学生のみ取得することができる。この場合において、資格を取得しようとする者は、それぞれの資格取得に必要な授業科目を履修しなければならない。

- |             |                                  |
|-------------|----------------------------------|
| (1) 学 芸 員   | 文学部(教育学科を除く。)                    |
| (2) 司 書     | 文学部                              |
| (3) 司 書 教 諭 | 文学部(教育職員免許状を得るための課程を履修している者に限る。) |
| (4) 社会教育主事  | 文学部(教育学科を除く。)                    |
- 及び教養学部

2 前項に定める資格に関する授業科目、単位数、履修方法等は、別表第4、第4の2、第4の3及び第4の4に定めるとおりとする。

(履修届)

**第32条** 学生は、学年の始めに、履修する授業科目を学長に届け出て、許可を受けなければならない。

(他学部又は他学科等の授業科目の履修)

**第33条** 他学部又は他学科等の授業科目の履修を希望する者は、各学部の定めるところにより、所属学部及び履修しようとする授業科目を開設している学部の許可を得て特定の授業科目を履修することができる。

2 学生は、許可された授業科目に限り試験を受けることができるものとし、試験に合格した場合には単位を認定する。

(他学部等科目修得単位の取り扱い)

**第34条** 前条第2項により修得した単位は、所属学部の定めるところにより、その一部又は全部を卒業に必要な科目及び単位として認定することができる。

(履修の認定)

**第35条** 科目の履修の認定は、平素の学業及び試験によって行う。

(卒業論文)

**第36条** 卒業論文の研究題目及び研究計画は、第4学年次の始めに届け出なければならない。

(試 験)

**第37条** 試験は、原則として各学期に行う。

2 試験の実施及び運営に関する事項は、東北学院大学試験施行細則に定める。

(成績評価)

**第38条** 試験の成績は、100点満点として60点以上を合格とする。

## 第8章 卒業及び学士の学位

(卒業及び学位)

**第39条** 第25条第1項により卒業所要単位を修得した者は卒業とし、卒業証書及び学士の学位を授与する。

2 学位については、本学則及び「東北学院大学学位規程」の定めによるものとする。

(学士の学位)

**第40条** 前条により本学が授与する学士の学位は、次のとおりとし、学位には専攻分野を付記する。

- |                   |         |
|-------------------|---------|
| (1) 文学部 英文学科      | 学士(文学)  |
| (2) 文学部 総合人文学科    | 学士(文学)  |
| (3) 文学部 歴史学科      | 学士(文学)  |
| (4) 文学部 教育学科      | 学士(教育学) |
| (5) 経済学部 経済学科     | 学士(経済学) |
| (6) 経済学部 共生社会経済学科 | 学士(経済学) |
| (7) 経営学部 経営学科     | 学士(経営学) |
| (8) 法学部 法律学科      | 学士(法学)  |
| (9) 工学部 機械知能工学科   | 学士(工学)  |
| (10) 工学部 電気電子工学科  | 学士(工学)  |
| (11) 工学部 環境建設工学科  | 学士(工学)  |
| (12) 工学部 情報基盤工学科  | 学士(工学)  |
| (13) 教養学部 人間科学科   | 学士(教養学) |
| (14) 教養学部 言語文化学科  | 学士(教養学) |
| (15) 教養学部 情報科学科   | 学士(教養学) |
| (16) 教養学部 地域構想学科  | 学士(教養学) |

## 第9章 学納金

(学納金)

**第41条** 本学の入学金、授業料、施設設備資金、実験実習料及び教育充実費（以下「学納金」という。）の納入額は、別表第5に定めるとおりとする。

- 2 第12条に規定する選考に合格した者が入学手続を完了するためには、指定の期日までに、入学金とともに、学納金（入学金を除く。）の年額の2分の1を納入しなければならない。
- 3 在学期間中の学納金は、前期及び後期の2期に分け、それぞれ年額の2分の1を徴収する。納入期限については、別に定める。
- 4 第1項に定める学納金のほか、必要に応じて費用を徴収することがある。
- 5 第2項の規定は、転入学、編入学及び学士入学に準用する。

**第41条の2** 削除

**第42条** 削除

(転入学生等の学納金)

**第42条の2** 転入学、編入学及び学士入学を許可された者の学納金は、当該年度の入学者の学納金と同額とする。

- 2 転学部、転学科、復学、再入学を許可された者の学納金については、別に定める。

(休学期間中の学納金)

**第43条** 休学期間中の学納金については、別に定める。

(納入済み学納金等の取扱い)

**第44条** 既に納入した学納金等は、別に定める場合を除き、いかなる理由があっても返還しない。

## 第10章 大学院

(大学院研究科)

**第45条** 本学大学院に、次に掲げる研究科、専攻及び課程を置く。

- |              |      |
|--------------|------|
| (1) 文学研究科    |      |
| ア 英語英文学専攻    | 博士課程 |
| イ ヨーロッパ文化史専攻 | 博士課程 |
| ウ アジア文化史専攻   | 博士課程 |
| (2) 経済学研究科   |      |
| ア 経済学専攻      | 博士課程 |
| (3) 経営学研究科   |      |
| ア 経営学専攻      | 修士課程 |
| (4) 法学研究科    |      |
| ア 法律学専攻      | 博士課程 |
| (5) 工学研究科    |      |
| ア 機械工学専攻     | 博士課程 |
| イ 電気工学専攻     | 博士課程 |
| ウ 電子工学専攻     | 博士課程 |

- エ 環境建設工学専攻 博士課程
  - (6) 人間情報学研究科
  - ア 人間情報学専攻 博士課程
- 2 大学院については、別に学則を定める。

## 第11章 科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研究生及び履修証明プログラム受講生

(科目等履修生)

**第46条** 本学所定の授業科目1科目又は数科目の履修を希望する者があるときは、学期の始めに限り学力検定の上、科目等履修生として科目の履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生が、履修した科目の試験に合格したときは、所定の単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

**第46条の2** 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるとき及び本学学生で他の大学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議又は関係機関との協定に基づき、特別聴講学生として科目の履修を許可することがある。

- 2 受入れ特別聴講学生については、試験の上単位を与える。
- 3 削除
- 4 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

**第46条の3** 本学において、所定の授業科目の聴講を希望する者があるときは、各学部の教育研究に支障がない場合に限り、聴講を許可することがある。

- 2 聴講生に関する規程は、別に定める。

(研究生)

**第46条の4** 本学において、特定の専門事項について研究することを希望する者があるときは、各学部の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生に関する規程は、別に定める。

(履修証明プログラム受講生)

**第46条の5** 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学が学校教育法第105条に規定する特別の課程として開設する履修証明プログラムの履修を希望する者があるときは、履修証明プログラム受講生として履修を許可することがある。

- 2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生等に関する学則上の取扱い)

**第46条の6** 本章に定めるほか、科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研究生及び履修証明プログラム受講生については、本学則の規定を準用する。ただし、第3条、第25条及び第40条は適用しない。

(科目等履修生等の学納金)

**第47条** 科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研究生及び履修証明プログラム受講生の納付金は、別に定める。

## 第12章 外国人留学生及び帰国生

(外国人留学生)

**第48条** 外国人で入学、転入学、編入学及び学士入学を志願する者があるときは、当該教授会において学力検定の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生の授業科目、単位数及び履修方法は、第21条（別表第2）に定めるとおりとする。
- 3 外国からの留学生に関する規程は、別に定める。

(帰国生)

**第48条の2** 外国において相当の期間、中等教育を受けた者（以下「帰国生」という。）で、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、帰国生として入学を許可することがある。

- 2 前条第2項の規定は、帰国生にこれを準用する。

(外国人留学生等に関する学則上の取扱い)

**第49条** 外国人留学生及び帰国生の取扱いについては、別に定める規程によるほかは、本学則の規定を準用する。

## 第13章 賞罰及び賠償

(特待生及び優等生)

**第50条** 2年生から4年生の学生で、建学の精神を理解し、学業成績が特に優秀な学生を特待生又は優等生とすることがある。

- 2 特待生には、別に定める奨学金を与える。

3 特待生及び優等生の選考に必要な事項は、別に定める。

#### 第51条 削除

(特待生の資格の喪失)

第52条 特待生が学生たる本分に背いた行為をしたときは、その資格を失うものとする。

(懲戒)

第53条 本学の諸規程に違反し、学生たる本分に背いた行為をした者には、その軽重によって次に掲げる懲戒を行う。

- (1) 訓告
- (2) 有期停学
- (3) 無期停学
- (4) 退学

2 前項第2号の停学が3か月以上にわたる場合、その期間は修業年限に算入しない。

3 懲戒に関する手続は、別に定める。

(退学処分)

第54条 次の各号のいずれかに該当する者には、退学を命ずることがある。

- (1) 学力不振で成業の見込みがないと認められた者
- (2) 正当な理由がなく長期にわたり授業等を欠席した者

(損害の賠償)

第55条 本学所有の図書、機械又は器具を毀損又は亡失した者に対して現品又は相当代価をもって賠償させることがある。

## 第14章 教職員組織

(教員)

第56条 本学は、教員として、学生を教授し、研究を指導し、又は研究に従事するため、教授、准教授、講師及び助教を置く。また、所属する学部又は研究科における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事するため、助手を、その他の教育研究組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事するため、当該教育研究組織に特任講師を置くことができる。

- 2 教授、准教授、講師、助教、助手及び特任講師の資格並びにその審査については、別に定める。
- 3 特任講師の職階、資格及び審査については、別に定める。

(職員)

第56条の2 本学は、事務の処理及び学生の厚生補導に従事させるため、事務職員、技術職員及び校医を置く。

- 2 事務職員は、事務の処理及び学生の厚生補導に従事する。
- 3 技術職員は、技術に関する事務の処理に従事する。
- 4 校医は、学生の保健衛生をつかさどる。
- 5 事務組織については、別に定める。

(役職者)

第57条 本学は、校務を管理するため、学長、副学長(総務担当)、副学長(学務担当)、副学長(点検・評価担当)、学部長及び学科長を置く。

- 2 学長は校務をつかさどり、所属教職員を統督する。ただし、学長は特定の事項について審議機関を設置し、その審議を経て決定することができる。
- 3 副学長(総務担当)は、大学の総務について学長を補佐し、副学長(学務担当)は、大学の学務について学長を補佐し、副学長(点検・評価担当)は、大学の点検・評価について学長を補佐する。また、学長の命を受けて校務をつかさどる。
- 4 学部長は、学長を補佐し、学部に関する校務をつかさどる。
- 5 学科長は、学部長を補佐し、学科に関する校務をつかさどる。

## 第15章 教授会

(教授会)

第58条 本学の各学部教授会を置く。

(教授会の組織)

第59条 教授会は、各学部を構成する教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。ただし、議長が必要と認めるとき、構成員以外の者を陪席させることができる。

- 2 教授会及び第60条の2に定める全学教員会議の運営に関する事項は、別に定める教授会及び全学教員会議運営内規による。

(教授会の審議事項)

第60条 教授会は、次に掲げる教育研究に関する重要事項を審議し、学長に意見を述べる。

- (1) 学部に係る学生の入学、卒業及び学位の授与
- (2) 学部に係る学生の進級
- (3) 学部に係る学生の留学、休学、復学、除籍、復籍、退学、再入学、転学部、転学科、編入学、学士入学及び転入学並びに科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、外国人留学生、帰国生及び研究生の受け入れ

- (4) 学部に係る学生の賞罰
  - (5) 学則の改廃
  - (6) 教育研究に関する規程等の制定及び改廃
  - (7) 教育研究に関する重要事項で、学長が意見を求める事項
  - (8) 教育研究に関する重要事項で、教授会が学長に対して意見を述べる必要があるとした事項
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長又は学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 削除
- 4 削除

(全学教員会議)

**第60条の2** 本学に全学教員会議を置く。

- 2 全学教員会議は、本学の全ての専任教員をもって組織する。
- 3 全学教員会議は、次に掲げる事項を審議し、学長に意見を述べることができる。
  - (1) 教育研究に関する中期目標及びその点検・評価に関する事項
  - (2) 教育研究に関する当該年度の達成目標及びその点検・評価に関する事項
  - (3) 教育研究に関する重要事項で学長が意見を求めた事項
  - (4) 教育研究に関する重要事項で、全学教員会議が学長に対して意見を述べる必要があるとした事項
- 4 全学教員会議は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(意見の参酌)

**第60条の3** 学長は、第60条第1項及び第2項後段の規定による教授会の意見、及び第60条の2第3項及び第4項後段の規定による全学教員会議の意見について、学部長は、第60条第2項後段の規定による教授会の意見について、これを参酌して決定を行わなければならない。

(議長)

**第61条** 教授会は、それぞれ学部長が招集してその議長となる。ただし、学部長に事故あるとき又は必要があると認めるときは、学部長は代理者を指名することができる。

- 2 全学教員会議は学長が招集し、議長となる。ただし、学長に事故あるとき又は必要があると認めるときは、学長は代理者を指名することができる。

(定足数及び議決)

**第62条** 教授会は構成員の3分の2、全学教員会議は構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、休職者及び校務による不在者は会議の構成員数から除くことができる。

- 2 教授会及び全学教員会議の議決は、出席者の過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議案等の申請)

**第63条** 教授会又は全学教員会議に付議しようとする事項があるときは、その事由を具し、教授会にあっては構成員5名以上、全学教員会議にあっては構成員20名以上の者が連署し、文書をもってそれぞれの議長に申請することができる。

- 2 前項の場合、議長はこれを議案としなければならない。
- 3 臨時に教授会又は全学教員会議の招集を申請する場合も前2項に準ずる。

(開催の通知及び議案の追加)

**第64条** 教授会及び全学教員会議開催の通知は、議案を添えて会議開催5日前までに行うことを原則とする。ただし、それぞれの議長は必要があると認めるときは、出席者の過半数の同意を得て議案を追加することができる。

## 第16章 教育研究施設

(教育研究施設の設置)

**第65条** 本学に、次に掲げる教育研究施設を置く。

- (1) 図書館
  - ア 東北学院大学中央図書館
  - イ 東北学院大学図書館工学部分館
  - ウ 東北学院大学図書館泉分館
- (2) 大学附属研究所(室)
  - ア 東北学院大学キリスト教文化研究所
  - イ 東北学院大学東北産業経済研究所
  - ウ 東北学院大学経営研究所
  - エ 削除
  - オ 東北学院大学英語英文学研究所
  - カ 東北学院大学教育研究所
  - キ 東北学院大学東北文化研究所

- ク 東北学院大学社会福祉研究所
- ケ 東北学院大学宗教音楽研究所
- コ 東北学院大学工学総合研究所
- サ 東北学院大学法学政治学研究所
- シ 東北学院大学人間情報学研究所
- ス 東北学院大学ヨーロッパ文化研究所
- セ 東北学院大学アジア流域文化研究所
- ソ 各教員の研究室

(3) 大学附属センター

- ア 削除
- イ 削除
- ウ 東北学院大学教職課程センター
- エ 東北学院大学情報処理センター
- オ 削除
- カ 東北学院大学産学連携推進センター
- キ 東北学院大学工学基礎教育センター
- ク 東北学院大学英語教育センター
- ケ 東北学院大学学生総合保健支援センター
- コ 東北学院大学地域連携センター

(4) 博物館

- ア 東北学院大学博物館

(5) ラーニング・コモンズ

(教育研究施設の規程)

**第66条** 前条に掲げる教育研究施設に関する規程は、別に定める。

## 第17章 寄 宿 舎

(寄宿舎の設置)

**第67条** 本学に寄宿舎を置く。

- 2 寄宿舎に関する規則は、別に定める。

## 第18章 厚 生

(保健室)

**第68条** 本学に、学生及び教職員の健康を管理するため、保健室を置く。

- 2 学生は、学年ごとに保健室において健康診断を受けなければならない。
- 3 学生及び教職員は、傷病の際、保健室を利用することができる。

(厚生施設)

**第68条の2** 本学に、学生の厚生に関する施設を設ける。

- 2 厚生に関する施設は、別に定める。

## 第19章 公 開 講 座

(公開講座の開設)

**第69条** 本学は、文化向上、成人教育その他の諸教育研究活動のために、公開講座を開設することができる。

- 2 前項に関する事項は、別に定める。

## 第20章 奨 学 制 度

(奨学制度)

**第70条** 本学は、学生の奨学に資するため、給付奨学制度を置く。

- 2 給付奨学制度については、別に定める。

## 第21章 雑 則

(細則の制定)

**第71条** 本学則に掲げる諸条項を施行するに当たり、必要がある場合は、細則を別に定める。

(改 廃)

**第72条** この学則の改廃は、教授会の審議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

本学則は、昭和24年4月1日から施行する。

附 則 (昭和26年4月1日)

本学則は、昭和26年4月1日から施行する。

附 則 (昭和27年4月1日)

本学則は、昭和27年4月1日から施行する。

附 則 (昭和28年4月1日)

本学則は、昭和28年4月1日から施行する。

附 則 (昭和29年4月1日)

本学則は、昭和29年4月1日から施行する。

附 則 (昭和30年4月1日)

本学則は、昭和30年4月1日から施行する。

附 則 (昭和31年4月1日)

本学則は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則 (昭和32年4月1日)

本学則は、昭和32年4月1日から施行する。

附 則 (昭和34年4月1日)

本学則は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則 (昭和36年4月1日)

本学則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則 (昭和37年4月1日)

本学則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則 (昭和38年4月1日)

本学則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (昭和39年4月1日)

本学則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和40年4月1日)

本学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (昭和41年4月1日)

本学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (昭和42年4月1日)

本学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (昭和43年4月1日)

本学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (昭和44年4月1日)

本学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和45年4月1日)

本学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47年4月1日)

本学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年4月1日)

本学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年4月1日)

本学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年4月1日)

本学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年4月1日)

本学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年4月1日)

本学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年4月1日)

本学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年4月1日)

本学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年4月1日)

本学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日）

本学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日）

本学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日）

本学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日）

本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日）

本学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日）

本学則は、平成元年4月1日入学生より適用する。ただし、第40条については、昭和63年度以前より在学するものについては改正後の第40条の規定にかかわらず、なお、従前の通りとする。

附 則（平成2年4月1日）

1 本学則は、平成2年4月1日入学生より適用する。ただし、第41条については、平成元年度以前より在学するものについては改正後の第41条の規定にかかわらず、なお、従前の通りとする。

2 第31条表中の、高等学校一種免許状「地理歴史」及び「公民」については、当分の間本学学生についてのみ適用するものとし、聴講生については、「地理歴史」及び「公民」を「社会」と読みかえて適用するものとする。

附 則（平成2年6月1日）

1 本学則は、平成2年6月1日から施行する。

2 改正された第13条については、平成2年度在学学生より適用する。

附 則（平成3年4月1日）

本学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定にかかわらず、経済学部一部経済学科・商学科及び法学部法律学科に係る平成3年度から平成6年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員
経済学部一部	経済学科	500名
	商 学 科	300名
法 学 部	法律学科	350名

附 則（平成3年7月1日）

1 本学則は、平成3年7月1日から施行する。

2 改正された第25条、第39条及び第40条については、平成3年度在学学生より適用する。

附 則（平成4年4月1日）

1 本学則は、平成4年4月1日から施行する。

2 平成3年度以前の入学者の学納金については、改正後の第41条、第41条の2及び第42条の規定にかかわらず、従前のとおりとする。

附 則（平成5年4月1日）

1 本学則は、平成5年4月1日から施行する。

2 平成4年度以前の入学者の学納金については、改正後の第41条及び第42条の規定にかかわらず、従前のとおりとする。

附 則（平成6年4月1日）

本学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年4月1日）

1 本学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定にかかわらず、経済学部一部経済学科・商学科及び法学部法律学科に係る平成7年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員
経済学部一部	経済学科	500名
	商 学 科	300名
法 学 部	法律学科	350名

2 改正された本学則第10条については、平成7年度の入学を志願する者より適用する。

附 則（平成8年4月1日）

1 本学則は、平成8年4月1日から施行する。

- 2 改正された第41条第1項については、平成8年度入学者から適用し、平成7年度以前の入学者の学納金については、従前のおりとする。

附 則（平成9年4月1日）

- 1 本学則は、平成9年4月1日から施行する。  
2 改正された第41条第1項については、平成9年度入学者から適用し、平成8年度以前の入学者の学納金については、従前のおりとする。

附 則（平成10年4月1日）

- 1 本学則は、平成10年4月1日から施行する。  
2 改正された第41条に規定する別表第4については、平成10年度入学者から適用し、平成9年度以前の入学者の学納金については、従前のおりとする。

附 則（平成11年4月1日）

- 1 本学則は、平成11（1999）年4月1日から施行する。  
2 本学則第4条の規定にかかわらず、平成11（1999）年度の収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	入 学 定 員	編入学定員 (3学年次)	収 容 定 員
文学部一部	英 文 学 科		300名	24名	1,224名
	基 督 教 学 科		10名	2名	42名
	史 学 科		200名	8名	808名
	小 計		510名	34名	2,074名
経済学部一部	経 済 学 科		450名	18名	1,818名
	商 学 科		250名	12名	1,012名
	小 計		700名	30名	2,830名
法 学 部	法 律 学 科		300名	12名	1,212名
工 学 部	機 械 工 学 科		120名	6名	486名
	電 気 工 学 科		120名	6名	486名
	応 用 物 理 学 科		80名	4名	324名
	土 木 工 学 科		120名	6名	486名
	小 計		440名	22名	1,782名
教 養 学 部	教 養 学 科	人 間 科 学 専 攻	70名	3名	283名
		言 語 科 学 専 攻	70名	3名	283名
		情 報 科 学 専 攻	60名	3名	243名
	小 計		200名	9名	809名
文学部二部	英 文 学 科		50名		200名
経済学部二部	経 済 学 科		300名		1,200名
合 計			2,500名	107名	10,107名

- 3 改正された第41条に規定する別表第4については、平成11（1999）年度入学者から適用し、平成10（1998）年度以前の入学者の学納金については、従前の通りとする。

附 則（平成12年4月1日）

（施行期日）

- 1 本学則は、文学部一部を文学部と、経済学部一部を経済学部とそれぞれ改称し、平成12（2000）年4月1日から施行する。  
（文学部二部英文学科及び経済学部二部経済学科の存続に関する経過措置）  
2 文学部二部英文学科及び経済学部二部経済学科は、改正後の学則第2条（学部組織）、第4条（収容定員）、第21条別表第1（授業科目及び履修方法）、第25条第2項（卒業要件）、第30条別表第2（教職に関する科目）同別表第2の2（教育職員免許状の種類及び教科）、第31条の2別表第3（博物館学芸員に関する科目）、同別表第3の2（図書館司書に関する科目）、同別表第3の3（社会教育主事に関する科目）、同別表第3の4（学校教育図書館司書教諭に関する科目）、第40条（学士の学位）及び第41条別表第4（学納金）の規定にかかわらず、当該学部学科に学生が在学しなくなるまで存続し、改正前の規定を適用するものとする。

（学生募集の停止）

- 3 文学部二部英文学科及び経済学部二部経済学科は、平成12（2000）年度から学生募集を停止するものとする。

（収容定員に関する経過措置）

- 4 第4条の規定にかかわらず、平成12（2000）年度から平成14（2002）年度までの収容定員は、次のとおりとする。

平成12（2000）年度

学 部	学 科	専攻・コース	入 学 定 員	編入学定員 (3学年次)	収 容 定 員
文 学 部	英 文 学 科	昼 間 主 コ ー ス	300名	24名	1,248名
		夜 間 主 コ ー ス	50名		50名
		小 計	350名	24名	1,298名

文学部	基督教学科		10名	2名	44名
	史学		200名	8名	816名
	計		560名	34名	2,158名
経済学部	経済学科	昼間主コース	450名	18名	1,836名
		夜間主コース	120名		120名
		小計	570名	18名	1,956名
	商学科	昼間主コース	250名	12名	1,024名
		夜間主コース	60名		60名
		小計	310名	12名	1,084名
	計		880名	30名	3,040名
法学部	法律学科		300名	12名	1,224名
工学部	機械工学科		120名	6名	492名
	電気工学科		120名	6名	492名
	応用物理学科		80名	4名	328名
	土木工学科		120名	6名	492名
	計		440名	22名	1,804名
教養学部	教養学科	人間科学専攻	70名	3名	286名
		言語科学専攻	70名	3名	286名
		情報科学専攻	60名	3名	246名
		小計	200名	9名	818名
文学部二部	英文学科		(50名)		150名
経済学部二部	経済学科		(300名)		900名
	合計		(2,380名)	107名	10,094名

平成13（2001）年度

学部	学科	専攻・コース	入学定員	編入学定員 (3学年次)	収容定員
文学部	英文学科	昼間主コース	300名	24名	1,248名
		夜間主コース	50名		100名
		小計	350名	24名	1,348名
文学部	基督教学科		10名	2名	44名
			200名	8名	816名
		計	560名	34名	2,208名
経済学部	経済学科	昼間主コース	450名	18名	1,836名
		夜間主コース	120名		240名
		小計	570名	18名	2,076名
	商学科	昼間主コース	250名	12名	1,024名
		夜間主コース	60名		120名
		小計	310名	12名	1,144名
	計		880名	30名	3,220名
法学部	法律学科		300名	12名	1,224名
工学部	機械工学科		120名	6名	492名
	電気工学科		120名	6名	492名
	応用物理学科		80名	4名	328名
	土木工学科		120名	6名	492名
	計		440名	22名	1,804名
教養学部	教養学科	人間科学専攻	70名	3名	286名
		言語科学専攻	70名	3名	286名
		情報科学専攻	60名	3名	246名
		小計	200名	9名	818名
文学部二部	英文学科		(50名)		100名
経済学部二部	経済学科		(300名)		600名
	合計		(2,380名)	107名	9,974名

平成14（2002）年度

学 部	学 科	専攻・コース	入 学 定 員	編入学定員 (3学年次)	収 容 定 員
文 学 部	英 文 学 科	昼 間 主 コ ー ス	300名	24名	1,248名
		夜 間 主 コ ー ス	50名	6名	156名
		小 計	350名	30名	1,404名
	基 督 教 学 科 史 学 科		10名	2名	44名
			200名	8名	816名
	計		560名	40名	2,264名
経 済 学 部	経 済 学 科	昼 間 主 コ ー ス	450名	18名	1,836名
		夜 間 主 コ ー ス	120名	9名	369名
		小 計	570名	27名	2,205名
	商 学 科	昼 間 主 コ ー ス	250名	12名	1,024名
		夜 間 主 コ ー ス	60名	5名	185名
	小 計	310名	17名	1,209名	
	計		880名	44名	3,414名
法 学 部	法 律 学 科		300名	12名	1,224名
工 学 部	機 械 工 学 科 電 気 工 学 科 応 用 物 理 学 科 土 木 工 学 科		120名	6名	492名
			120名	6名	492名
			80名	4名	328名
			120名	6名	492名
		計		440名	22名
教 養 学 部	教 養 学 科	人 間 科 学 専 攻	70名	3名	286名
		言 語 科 学 専 攻	70名	3名	286名
		情 報 科 学 専 攻	60名	3名	246名
		小 計	200名	9名	818名
文学部二部	英 文 学 科		(50名)		50名
経済学部二部	経 済 学 科		(300名)		300名
合 計			(2,380名)	127名	9,874名

(入学定員の経過措置)

5 第4条の規定にかかわらず、経済学部経済学科及び商学科の昼間主コース並びに法学部法律科に係る平成12（2000）年度から平成16（2004）年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学部等	年 度		(2000)	(2001)	(2002)	(2003)	(2004)
			12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
経済学部	経済学科	昼間主コース	495名	490名	485名	480名	475名
	商学科	昼間主コース	295名	290名	285名	280名	275名
法学部	法律学科		345名	340名	335名	330名	325名

附 則（平成13年4月1日）

(施行期日)

1 本学則は、平成13（2001）年4月1日から施行する。ただし、教育職員免許状「情報」に関し、改正後の学則第21条別表第1（授業科目及び履修方法）、第30条別表第2（教職課程）及び、第31条別表第2の2（教育職員免許状の種類及び教科）の規定については、教養学部教養学科情報科学専攻の平成12年度入学生に対しても適用できるものとする。

(文学部基督教学科、経済学部商学科、及び教養学部教養学科言語科学専攻の存続に関する経過措置)

2 文学部基督教学科、経済学部商学科、及び教養学部教養学科言語科学専攻は、改正後の学則第2条（学部、学科及び専攻）、第4条（収容定員）、第40条（学士の学位）、第21条別表第1（授業科目及び履修方法）、第31条別表第2の2（教育職員免許状の種類及び教科）及び第41条別表第4（学納金）の規定にかかわらず平成13年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(学納金)

3 改正された第41条に規定する別表第4については平成13（2001）年度入学生から適用し、平成12（2000）年度以前の入学生の学納金については、従前のとおりとする。

附 則（平成14年4月1日）

(施行期日)

1 本学則は、平成14（2002）年4月1日から施行する。

(工学部機械工学科、工学部電気工学科、工学部応用物理学科、工学部土木工学科の存続に関する経過措置)

2 工学部機械工学科、工学部電気工学科、工学部応用物理学科、工学部土木工学科は、改正後の学則第2条（学部、学科及び専攻）、第4条（収容定員）、第40条（学士の学位）、第21条別表第1（授業科目及び履修方法）、第31条別表第2の2（教育職員免許

許状の種類及び教科)及び第41条別表第4(学納金)の規定にかかわらず平成14年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成15年4月1日)

本学則は、平成15(2003)年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日)

(施行期日)

本学則は、平成16(2004)年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日)

(施行期日)

1 本学則は、平成17(2005)年4月1日から施行する。

(学生募集の停止)

2 文学部史学科及び教養学部教養学科3専攻(人間科学専攻、言語文化専攻、情報科学専攻)は、平成17(2005)年度から学生募集を停止するものとする。

(文学部史学科及び教養学部教養学科の存続に関する経過措置)

3 文学部史学科及び教養学部教養学科は、改正後の学則第2条(学部、学科及び専攻)、第4条(収容定員)、第40条(学士の学位)、第21条別表第1(授業科目及び履修方法)、第31条別表第2の2(教育職員免許状の種類及び教科)及び第41条別表第4(学納金)の規定にかかわらず平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成18年4月1日)

(施行期日)

1 本学則は、平成18(2006)年4月1日から施行する。

(学生募集の停止)

2 工学部機械創成工学科、物理情報工学科、環境土木工学科は、平成18(2006)年度から学生募集を停止するものとする。

(工学部機械創成工学科、物理情報工学科、環境土木工学科の存続に関する経過措置)

3 工学部機械創成工学科、物理情報工学科、環境土木工学科は、改正後の学則第2条(学部、学科及び専攻)、第4条(収容定員)、第40条(学士の学位)、第21条別表第1(授業科目及び履修方法)、第31条別表第2の2(教育職員免許状の種類及び教科)及び第41条別表第4(学納金)の規定にかかわらず平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成19年4月1日)

(施行期日)

1 本学則は、平成19(2007)年4月1日から施行する。

(助教授に関する経過措置)

2 本学則改正前の助教授は准教授と読み替える。

(助手に関する経過措置)

3 本学則改正前の助手のうち、助教に相当するものは助教に読み替える。

附 則(平成20年4月1日)

本学則は、平成20(2008)年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日)

(施行期日)

1 本学則は、平成21(2009)年4月1日から施行する。

(学生募集の停止)

2 経済学部経済学科及び経済学部経営学科の夜間主コースは、平成21(2009)年度から学生募集を停止するものとする。

(経済学部経済学科及び経済学部経営学科の夜間主コースの存続に関する経過措置)

3 経済学部経済学科及び経済学部経営学科の夜間主コースは、改正後の学則第2条(学部、学科及び専攻)、第4条(収容定員)、第40条(学士の学位)、第21条別表第2(授業科目及び履修方法)、第31条別表第3の2(教育職員免許状の種類及び教科)及び第41条別表第5(学納金)の規定にかかわらず平成21年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(建築プログラム修了者の認定)

4 環境土木工学科に入学した学生及び平成20年度以前に環境建設工学科に入学した学生が、建築プログラム必須科目を修得した場合には、同プログラム修了者として認定する。

附 則(平成22年4月1日)

本学則は、平成22(2010)年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日)

(施行期日)

1 本学則は、平成23(2011)年4月1日から施行する。

(学生募集の停止)

2 文学部キリスト教学科は、平成23(2011)年度から学生募集を停止するものとする。

(文学部キリスト教学科の存続に関する経過措置)

- 3 文学部キリスト教学科は、改正後の学則第2条(学部、学科及び専攻)、第4条(収容定員)、第40条(学士の学位)、第21条別表第2(授業科目及び履修方法)、第31条別表3の2(教育職員免許状の種類及び教科)及び第41条別表第5(学納金)の規定にかかわらず平成23年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成24年4月1日)

- 1 本学則は、平成24(2012)年4月1日から施行する。

(学科の廃止)

- 2 平成17(2005)年4月から学生募集を停止した教養学部教養学科については、平成24(2012)年3月31日をもって廃止する。  
平成18(2006)年4月から学生募集を停止した工学部機械創成工学科、物理情報工学科、環境土木工学科については、平成24(2012)年3月31日をもって廃止する。

附 則(平成25年1月23日)

本学則は、平成25(2013)年4月1日から施行する。

附 則(平成25年7月17日)

(施行期日)

- 1 本学則は、平成26(2014)年4月1日から施行する。

(学科の廃止)

- 2 平成17(2005)年4月から学生募集を停止した文学部史学科については、平成25(2013)年5月1日をもって廃止する。

附 則(平成26年3月19日改正第25号)

本学則は、平成26(2014)年4月1日から施行する。

附 則(平成26年10月22日改正第73号)

(施行期日)

- 1 本学則は、平成27(2015)年4月1日から施行する。

(学生募集の停止)

- 2 文学部英文学科夜間主コースは、平成27(2015)年度から学生募集を停止する。

(文学部英文学科夜間主コースの存続に関する経過措置)

- 3 文学部英文学科夜間主コースは、改正後の学則第2条(学部、学科)、第4条(収容定員)、第40条(学士の学位)、第21条別表第2(授業科目及び履修方法)、第31条別表3の2(教育職員免許状の種類及び教科)及び第41条別表第5(学納金)の規定にかかわらず平成27年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成27年3月11日改正第30号)

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 全学教授会は、廃止する。廃止に伴う、本学の規程等における全学教授会審議事項の取扱いについては、覚書として別記1に定める。
- 3 第57条第2項に関し本学の規程等の改廃における学長の権限については、覚書として別記2に定める。
- 4 第60条第1項第5号に関し、この学則別表第5(第41条関係)の審議は、教育研究上の観点に限定されるものとする。

別記1(附則第2項関係)

全学教授会廃止に伴う本学の規程等における全学教授会審議事項の取扱いに関する覚書

- 1 全学教授会の廃止に伴い、本学の規程等において、全学教授会の審議事項となっているものについては、特別の事情がない限り、教授会の審議事項とする。
- 2 前項の趣旨を踏まえた規程等の改正は、平成27(2015)年度中に行うものとする。
- 3 この覚書は、平成27(2015)年4月1日から施行する。

別記2(附則第3項関係)

本学の規程等の改廃における学長の権限に関する覚書

- 1 学校教育法の一部改正(平成26年法律第88号)の趣旨及び学校法人東北学院寄附行為施行細則第27条第1項及び本学学則第57条第2項の規定により、大学における規程等の制定及び改廃に関する最終決定権は、学長が有する。
- 2 本学の規程等において、学部教授会、全学教授会等の議を経て、理事会が改廃を行う旨の規定は、「教授会等の議を経て学長が改廃を行い、理事会の承認を得る。」と解するものとする。
- 3 前2項の趣旨を踏まえた規程等の改正は、平成27(2015)年度中に行うものとする。
- 4 この覚書は、平成27(2015)年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月1日改正第61号)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成28(2016)年4月1日から施行する。

(学科の廃止)

- 2 平成23(2011)年4月1日から学生募集を停止した文学部キリスト教学科については、平成27(2015)年3月31日をもって廃止する。

附 則(平成27年9月9日改正第72号)

(施行期日)

この学則は、平成28(2016)年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月18日改正第133号）

（施行期日）

この学則は、平成28（2016）年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月16日改正第60号）

この学則は、平成28（2016）年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日改正第55号）

（施行期日）

1 この学則は、平成29（2017）年4月1日から施行する。

（学科の廃止）

2 平成21（2009）年4月1日から学生募集を停止した経済学部経済学科夜間主コース、経営学科については、平成29（2017）年3月31日をもって廃止する。

（学生募集の停止）

3 工学部電気情報工学科、電子工学科は、平成29（2017）年度から学生募集を停止するものとする。

（工学部電気情報工学科、電子工学科の存続に関する経過措置）

4 工学部電気情報工学科、電子工学科は、改正後の学則第2条（学部、学科及び専攻）、第4条（収容定員）、第40条（学士の学位）、第21条別表（授業科目及び履修方法）、第31条別表3の2（教育職員免許状の種類及び教科）及び第41条別表第5（学納金）の規定にかかわらず平成29年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成30年3月14日改正第31号）

（施行期日）

この学則は、平成30（2018）年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月6日改正第12号）

（施行期日）

この学則は、2019（平成31）年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日改正第25号）

（施行期日）

この学則は、2019（平成31）年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日改正第44号）

（施行期日）

この学則は、2020年4月1日から施行する。

別表第1（第1条第2項関係）

I 文学部

《文学部》

1 理念・目的

キリスト教に基づく人間形成を中心に、ことばへの関心を通して過去と現在を往還しながら、通念・常識を常に相対化できる、創造的な批判精神を涵養する。

なお、理念・目的を明確に表現するため、次のモットー掲げる。

“Think for Yourself, Think for the World”

《英文学科》

1 理念・目的

国際語としての地位にある英語の運用能力の涵養をはかるとともに、他文化・他者性に対して鋭敏な感覚を育むことで、多様な文化に寛容な真の国際人を育成する。

2 教育目標

- (1) 鋭敏な言語感覚を養う。
- (2) ことばの芸術と学問に親しむ。
- (3) 人間理解の基礎を築く。
- (4) 物事を論理的・批判的に考える能力を養う。
- (5) 自己を広い視野から捉える教養を蓄積する。

《総合人文学科》

1 理念・目的

キリスト教に基づく人間形成を中心に、古今の書物との対話を通して現実世界との関わりを問い直し、変化する世界において自己を見失わず、しかも他者との相互理解・共生を可能とする強固な知的・精神的基礎をもった人材を育成する。

2 教育目標

- (1) 言語理解・表現能力を有する人材の育成
- (2) 問題発見・解決能力を有する人材の育成
- (3) 論理的・批判的思考力を有する人材の育成
- (4) 人間の生のあり方と倫理に深い関心を有する人材の育成

- (5) 他者に対する寛容な精神と奉仕する心を有する人材の育成

《歴史学科》

1 理念・目的

広い歴史知識と歴史的な考え方を身に付け、現代社会をグローバルかつ歴史的に理解するとともに、地域の問題を広い視野から考える能力を養う。

2 教育目標

- (1) 広い歴史知識を身に付けさせるとともに、物事を歴史的に考える能力を育成する。
- (2) 現代社会の歴史的な背景の理解を促し、国際的な視野を身に付けさせる。
- (3) 地域社会の歴史的な成り立ちを学ばせ、地域文化の重要性を理解させる。
- (4) 演習・実習等の授業を通して、主体的な問題解決能力を育成する。
- (5) 情報化社会での問題処理能力を養い、実社会で生涯にわたって活かせる能力を身に付けさせる。

《教育学科》

1 理念・目的

人がよりよく生きるための学びと人間的成長を支援することができる、豊かな知識・技能・姿勢を備えた人物を養成する。

2 教育目標

- (1) 総合的な人格形成教育に基づく人間性の涵養
- (2) 教育学研究を通じた人間理解の深化
- (3) 異文化間交流を進めるための知識・技能・姿勢の育成
- (4) 高度情報化社会に対応するための知識・技能・姿勢の育成
- (5) 学校教育及び生涯学習の面から地域社会に貢献するための知識・技能・姿勢の育成

II 経済学部

《経済学部》

1 理念・目的

キリスト教精神と幅広い教養教育を基礎に、経済学科と共生社会経済学科において、それぞれの専門的知識を修得し、多方面において社会に貢献できる人材を養成する。

《経済学科》

1 理念・目的

時代に流されず、先を見通す経済社会の理論とスキルを身に付けるように基礎理論から現実の問題や政策を段階的に学習する。

2 教育目標

- (1) 学生一人ひとりの個性を引き出す教育を実践する。
- (2) 社会の見方や経済学の考え方や分析技術を身に付けさせる。
- (3) 学生一人ひとりの夢を実現できる人材育成を図る。

《共生社会経済学科》

1 理念・目的

経済学のエッセンスを学びながら、年代や性別、ハンディキャップ、民族・文化の異なる多様な他者への理解を深め、共に生きる発想に基づいて、新たな社会経済システムを構想し実践できるような人材の育成を目指す。

2 教育目標

- (1) 経済・政策・社会の視角から現代社会について理解を深め、新たな社会経済システムの構築に向けた提言能力や実践能力を持つ人材の育成を目指す。
- (2) 特に、人口減少・少子高齢化の下で、長期にわたって持続可能な社会経済システムを考える力を持つ人材の育成を目指す。
- (3) 自立した個人として、より望ましい人生を送るための生きる力と思考力を持つとともに、人と人との関係性のあり方にも配慮できる人材を養成することを目指す。

III 経営学部

《経営学部》

1 理念・目的

経営学の知識を使って、企業や地域社会の問題を解決できるようになるとともに、よきビジネスパーソンとして自らのキャリアを切り開いていくことのできる能力を養う。

2 教育目標

上の教育理念を実現するために、次の5つの能力を養うことを目標とする。

- (1) 主体的に学び、考え、効率的に伝えることができる能力
- (2) 他者と関わり、チームで成果を生み出す能力
- (3) 企業や地域社会の現状を理解し、それを独自の視点で評価できる能力

- (4) 財務諸表を読み、企業の経営課題を理解し、そこから戦略的な思考を展開できる能力
- (5) 将来のキャリア形成を見通しながら、必要なスキルや資格を取得できる能力

#### IV 法学部

##### 《法学部》

###### 1 理念・目的

法的知識と法的思考を生かし、人間の尊厳のために貢献できる人材を養成する。

なお、理念・教育目的を明確に表現するため、次の日本語及び英語のモットーを掲げる。

「法的知識と法的思考を、人間の尊厳のために」

“Think legally, for human dignity”

###### 2 教育目標

- (1) 人生を主体的に生きる力
- (2) 法についての正しい知識と思考
- (3) 法を広い視野からとらえる教養
- (4) 人間の尊厳への深い理解
- (5) 隣人（他者・社会）に奉仕する精神を身に付けさせる。

###### 3 人材養成の目標

- (1) 法的専門知識を生かしつつも、まず何より人間の尊厳を考え、そうした人間性によって社会から信頼される人材の養成
- (2) 一市民として、地域生活・活動の場において、法的専門性を生かしながらリーダーシップを発揮できる人材の養成

#### V 工学部

##### 《工学部》

###### 1 理念・目的

人類の幸福と望ましい環境の創造に必要な工学技術を理解し、かつ、自ら思考できる人物を育成する。また、本学の建学の精神に基づいて、人間社会に貢献する「幅広い教養と正しい倫理観を持つ工学技術者」を養成する。

###### 2 教育目標

工学部に学ぶ全ての学生が、

- (1) 広くかつ深い教養に裏打ちされた隣人愛
- (2) 社会への献身的奉仕の精神
- (3) 科学技術における正確な知識と思考能力
- (4) 科学技術を通して人類福祉を向上させる力
- (5) 社会及び組織におけるリーダーシップを身に付ける。

##### 《機械知能工学科》

###### 1 理念・目的

人類のために、知的なモノづくりを通して、信頼され期待される国際的エンジニアを養成する。

###### 2 教育目標

機械知能工学科における教育は、次に掲げる事項を達成することを目標とする。

- (1) 自ら調べ、知識／技術を活用できるエンジニアの育成
- (2) 多様な問題解決能力の獲得
- (3) 幅広い教養を背景とした、技術革新に対応できる柔軟な思考力の強化
- (4) 自然科学に対する十分な理解とそれに基づく応用力の強化

##### 《電気電子工学科》

###### 1 理念・目的

電気電子工学の基礎的知識を持ち、自然科学を人類社会の発展に十分貢献できる豊かな人間性と正しい倫理観を有する技術者の育成を目的とする。

###### 2 教育目標

電気電子工学科における教育は、次に掲げる事項を達成することを目標とする。

電気電子工学科における教育は、豊かな人間性と正しい倫理観を有し、創造性がありかつ実践的な電気・電子技術者及び情報・通信技術者を育成する。エネルギーの高効率化が進む社会に十分対応可能で、電子材料、デバイス、電子計測の基礎理論を十分に身に付けた電気・電子技術者の養成、情報・通信のパーソナル化、マルチメディア化が進む社会に十分対応可能な情報通信技術（ICT）の基礎理論を身に付けた情報・通信技術者の養成を目標とする。

##### 《環境建設工学科》

###### 1 理念・目的

- (1) キリスト教精神に基づく、倫理観を備えた人格を形成する。
- (2) 社会人として必要な教養を身に付けるとともに、環境工学の素養を持った中堅の建設系技術者を養成する。
- (3) 特に、技術者として具備すべき基礎学力を有し、基礎的専門知識を着実に修得した実践型の技術者となる学生を育成する。

## 2 教育目標

環境建設工学科における教育は、次に掲げる事項を身に付けることを目標とする。

- (1) 地球的視点から多面的に物事を考える能力とその素養
- (2) 技術が社会や自然に及ぼす影響や効果及び技術者が社会に対して負っている責任に関する理解（技術者倫理）
- (3) 数学、自然科学および情報技術に関する知識とそれらを応用できる能力
- (4) 該当する分野の専門技術に関する知識とそれらを問題解決に応用できる能力
- (5) 種々の科学、技術及び情報を利用して社会の要求を解決するためのデザイン能力
- (6) 日本語による論理的な記述力、口頭発表力、討議等のコミュニケーション能力及び国際的に通用するコミュニケーション基礎能力
- (7) 自主的、継続的に学習できる能力
- (8) 与えられた制約の下で計画的に仕事を進め、まとめる能力

### 《情報基盤工学科》

#### 1 理念・目的

社会基盤となる情報・通信工学技術を発展させ、人類の福祉に応用するという工学の使命に基づき、これらの原理を数学の基礎から徹底して学び、変化の激しいICT分野において未来を切り拓くことのできる技術者を育てる。

#### 2 教育目標

情報基盤工学科における教育は、下記の事項を達成することを目標とする。

- (1) 情報・通信工学技術者として必要な倫理観と自然科学の基礎の習得
- (2) 演習重視型学習による情報・通信技術の基礎力養成の充実
- (3) 「情報工学系科目」と「通信工学系科目」の専門的な2系統の科目群を準備し、「情報セキュリティエキスパートコース」、「データサイエンティストコース」、「情報通信プロフェッショナルコース」などの設置による技術の習得
- (4) アクティブ・ラーニングスタジオで行う「演習重視型講義」と「PBL (Project Based Learning)」による技術力の育成

## VI 教養学部

### 《教養学部》

#### 1 理念・目的

国際化、高度技術化、情報化の進む現代社会にあって、人間生活の抱える種々の問題に対処する新しいタイプの教養人を育成する。

### 《人間科学科》

#### 1 理念・目的

人間を多角的・実証的に捉える力を育てる。

#### 2 教育目標

- (1) 人間を多角的・総合的に理解する。
- (2) 心理学・社会学・教育学・体育学の四領域を幅広く学ぶ。
- (3) 人間についての実証的な分析力を身に付ける。
- (4) 人間の発達・形成に関わる現実の諸問題に対応できる人になる。

### 《言語文化学科》

#### 1 理念・目的

- (1) 多言語・多文化を通して人間を考える。
- (2) 人と人をつなぐ人になる。

#### 2 教育目標

次のような素養を持った人材を育てる。

- (1) 言語と文化の基礎を考える。
- (2) 異文化を知り、自文化に気づく。
- (3) 外国語と本国語の運用能力を高める。
- (4) 多様なメディアを生かした表現力を身に付ける。
- (5) 国際的な場で活躍できる力を付ける。

### 《情報科学科》

#### 1 理念・目的

ITスキルを身に付けた教養人を養成する。

## 2 教育目標

- (1) 幅広い教養を身に付けた教養人を育成する。
- (2) 旺盛な知的好奇心を育成する。
- (3) 基礎を確実に押さえた情報技術を修得させる。
- (4) 技術と社会との関わりを主体的に考える能力を育成する。
- (5) 問題発見能力を涵養する。

### 《地域構想学科》

#### 1 理念・目的

グローバルな視野を持って、よりよき地域をつくる人材を育てる。

#### 2 教育目標

- (1) 地域という現場で学び考える。
- (2) 広い視野から地域を見る姿勢を身に付ける。
- (3) 地域の問題を深く分析する力を獲得する。
- (4) 地域の問題は様々な要因が複雑に関連していることを理解する。

## 教育課程表

## 1 文学部

## (1) 英文学科

×は必修 【 】は選択必修 △は分野必修科目 ( ) 内は単位数

区分	科目名		
教養教育科目	T G ベーシック	人間的基礎	×聖書を学ぶ (2) ×キリスト教の歴史と思想 (2) 【キリスト教学A (キリスト教と倫理) (2) キリスト教学B (キリスト教と宗教) (2) キリスト教学C (キリスト教と文化) (2) キリスト教学D (キリスト教と現代社会) (2)】 市民社会を生きる (2) 地球社会を生きる (2) 科学技術社会を生きる (2) キャリア形成と大学生活 (2)
		知的基礎	クリティカル・シンキング (2) 数理的思考の基礎 (2) 統計的思考の基礎 (2) 科学的思考の基礎 (2) 情報化社会の基礎 (2) メディア・リテラシー (2) 【読解・作文の技法 (2) 研究・発表の技法 (2)】
	学科教養科目	哲学 (2) 文学 (2) 芸術論 (2) 歴史学 (2) 心理学 (2) 文化人類学 (2) 社会学 (2) 経済学 (2) 法学 (2) 現代の政治 (2) 日本国憲法 (2) 生命の科学 (2) 環境の科学 (2) 自然の科学 (2) 倫理学 (2) 社会福祉論 (2) 東北地域論 (2) 先端の科学と技術 (2) 情報リテラシー (2) 東北学院の歴史 (2)	
地域教育科目	震災と復興 (2) ×地域の課題 I (2) 地域の課題 II (2) 地域課題演習 (4)		
外国語科目	第1類	×英語 I A (1) ×英語 I B (1) ×英語 II A (1) ×英語 II B (1)	
	第2類	【ドイツ語 I A (1) フランス語 I A (1)】 【ドイツ語 I B (1) フランス語 I B (1)】 中国語 I A (1) 中国語 I B (1) 韓国・朝鮮語 I A (1) 韓国・朝鮮語 I B (1) ドイツ語 II A (1) ドイツ語 II B (1) フランス語 II A (1) フランス語 II B (1) 中国語 II A (1) 中国語 II B (1) 韓国・朝鮮語 II A (1) 韓国・朝鮮語 II B (1)	
	第3類	ベーシック英語 (1) 英語 III (1)	
保健体育科目	体育講義 (2) スポーツ実技 (2)		
外国人留学生科目	第1類	日本事情 A (2) 日本事情 B (2) 日本事情 C (2)	
	第2類	日本語 I A (1) 日本語 I B (1) 日本語 II A (1) 日本語 II B (1)	
専門教育科目	第1類	【Integrated English I (2) Integrated English II (2) Integrated English III (2) Integrated English IV (2) Integrated English V (2) Integrated English VI (2)】 Academic Writing I (2) Academic Writing II (2) Academic Writing III (2) Academic Writing IV (2) Academic Presentation I (2) Academic Presentation II (2) ×英語発音学 I (2) ×英語発音学 II (2) 英文法 I (2) 英文法 II (2)	
	第2類 (英米文学分野)	×英米文学概説 I (2) ×英米文学概説 II (2) イギリス文学史 I (2) イギリス文学史 II (2) イギリス小説 I (2) イギリス詩 I (2) △英米文学講読 I (2) △英米文学講読 II (2) イギリス小説 II (2) イギリス詩 II (2) イギリス演劇 I (2) イギリス演劇 II (2) アメリカ文学史 I (2) アメリカ文学史 II (2) アメリカ小説 I (2) アメリカ小説 II (2) アメリカ詩 (2) アメリカ演劇 (2) △英米文学演習 I (2) △英米文学演習 II (2) 中世イギリス文学 I (2) 中世イギリス文学 II (2) 文学批評 I (2) 文学批評 II (2) △英米文学演習 III (2) △英米文学演習 IV (2)	

第3類 (英語学分野)	×英語学概説Ⅰ	(2)	×英語学概説Ⅱ	(2)	英語音韻論Ⅰ	(2)
	英語音韻論Ⅱ	(2)	英語統語論Ⅰ	(2)	英語統語論Ⅱ	(2)
	△英語学講読Ⅰ	(2)	△英語学講読Ⅱ	(2)	音韻論Ⅰ	(2)
	音韻論Ⅱ	(2)	文法論Ⅰ	(2)	文法論Ⅱ	(2)
	英語史Ⅰ	(2)	英語史Ⅱ	(2)	初期英語Ⅰ	(2)
	初期英語Ⅱ	(2)	△英語学演習Ⅰ	(2)	△英語学演習Ⅱ	(2)
	言語学Ⅰ	(2)	言語学Ⅱ	(2)	歴史言語学Ⅰ	(2)
	歴史言語学Ⅱ	(2)	△英語学演習Ⅲ	(2)	△英語学演習Ⅳ	(2)
第4類 (英語コミュニケーション分野)	×英語コミュニケーション概説Ⅰ	(2)	×英語コミュニケーション概説Ⅱ	(2)	異文化間コミュニケーション学Ⅰ	(2)
	異文化間コミュニケーション学Ⅱ	(2)	△英語コミュニケーション講読Ⅰ	(2)	△英語コミュニケーション講読Ⅱ	(2)
	社会言語学Ⅰ	(2)	社会言語学Ⅱ	(2)	応用言語学Ⅰ	(2)
	応用言語学Ⅱ	(2)	心理言語学Ⅰ	(2)	心理言語学Ⅱ	(2)
	△英語コミュニケーション演習Ⅰ	(2)	△英語コミュニケーション演習Ⅱ	(2)	英語コミュニケーション研究Ⅰ	(2)
	英語コミュニケーション研究Ⅱ	(2)	△英語コミュニケーション演習Ⅲ	(2)	△英語コミュニケーション演習Ⅳ	(2)
第5類	ギリシア語初級Ⅰ	(2)	ギリシア語初級Ⅱ	(2)	ドイツ語講読Ⅰ	(2)
	ドイツ語講読Ⅱ	(2)	フランス語講読Ⅰ	(2)	フランス語講読Ⅱ	(2)
	ギリシア語中級Ⅰ	(2)	ギリシア語中級Ⅱ	(2)	ラテン語初級Ⅰ	(2)
	ラテン語初級Ⅱ	(2)	ラテン語中級Ⅰ	(2)	ラテン語中級Ⅱ	(2)
第6類	国際関係論Ⅰ	(2)	国際関係論Ⅱ	(2)	英米思想史Ⅰ	(2)
	英米思想史Ⅱ	(2)	キリスト教文学Ⅰ	(2)	キリスト教文学Ⅱ	(2)
	小学校英語教育実践Ⅰ	(2)	小学校英語教育実践Ⅱ	(2)	翻訳実践Ⅰ	(2)
	翻訳実践Ⅱ	(2)	通訳実践Ⅰ	(2)	通訳実践Ⅱ	(2)
	海外研究Ⅰ	(2)	海外研究Ⅱ	(2)		
第7類	【卒業試験	(2)	卒業論文	(2)		

履修方法

卒業要件

文学部所属の学生であって、英文学科の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところに従って、合計124単位以上を修得しなければならない。

ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

(1) 教養教育科目及び地域教育科目については、次により36単位以上を修得するものとする。

ア 教養教育科目 TGベーシック 人間的基礎 10単位以上

イ 教養教育科目 TGベーシック 知的基礎 8単位以上

ウ 教養教育科目 学科教養科目 16単位以上

エ 地域教育科目(必修科目) 2単位

(2) 外国語科目については、次により6単位以上を修得するものとする。

ア 第1類 4単位

イ 第2類 2単位

(3) 専門教育科目については、次により62単位以上を修得するものとする。

ア 第1類 20単位(必修科目4単位及び選択必修科目を4単位、必修科目を除く12単位を含む。)

イ 第2類から第4類まで 40単位(必修科目12単位、専修分野必修科目12単位、必修科目及び専修分野必修科目を除く専修分野科目16単位を含む。)

ウ 第7類 2単位

(4) (1)から(3)のほかに、地域教育科目、外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目第1類から第6類、他学部・他学科開講専門教育科目又は単位互換の協定を締結している他大学開講科目のうちから20単位以上を修得するものとする。

(5) 外国人留学生等にあつては、次により10単位まで外国人留学生科目についての単位で代えることができる。

ア 第1類 日本事情A又は日本事情Bは教養教育科目学科教養科目の各2単位、日本事情Cは保健体育科目体育講義の2単位

イ 第2類 日本語ⅠAは外国語科目第1類の英語ⅠAの1単位、日本語ⅠBは外国語科目第1類の英語ⅠBの1単位、日本語ⅡAは外国語科目第2類の英語ⅡAの1単位、日本語ⅡBは外国語科目第2類の英語ⅡBの1単位。

(6) 卒業要件を満たせば、所属分野の「専修」修了を認める。

(7) 所属分野以外の特定分野の第2類から第4類選択科目を20単位以上修得した場合には当該分野「副専修」修了を認める。

#### 進級要件

3 学年次への進級の資格を得るためには、次に定めるところに従って、合計44単位以上を修得しなければならない。

教養教育科目及び地域教育科目 24単位以上

外国語科目第1類及び第2類 4単位以上

専門教育科目第1類から第4類 16単位以上

#### 備考

- (1) 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目の学科教養科目のうち、日本国憲法2単位及び情報リテラシー2単位並びに保健体育科目のうちのスポーツ実技2単位並びに専門教育科目のうちのIntegrated English I 2単位及びIntegrated English II 2単位を修得しなければならない。また、教育職員免許法施行規則に定める「教科及び教職に関する科目」のうち「教科に関する専門的事項」については、本教育課程表より、それ以外の科目については本学則第30条（別表第3）の授業科目のうちから、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。
- (2) 学芸員、司書、社会教育主事及び司書教諭の資格を得ようとする者は、本学学則第31条の2（別表第4、第4の2、第4の3及び第4の4）のうちからそれぞれの資格取得のために必要な授業科目及び単位を修得しなければならない。ただし、司書教諭の資格を得ようとする者については、教育職員免許状授与の所要資格を得なければならない。

(2) 総合人文学科

×は必修 【 】は選択必修 ( )内は単位数

区分		科目名			
教養教育科目	人間的基礎	×聖書を学ぶ (2)	×キリスト教の歴史と思想 (2)	【キリスト教学A (キリスト教と倫理) (2)	
	T G ベーシック	キリスト教学B (キリスト教と宗教) (2)	キリスト教学C (キリスト教と文化) (2)	キリスト教学D (キリスト教と現代社会) (2)【	
		市民社会を生きる (2)	地球社会を生きる (2)	科学技術社会を生きる (2)	
知的基礎	クリティカル・シンキング (2)	数理的思考の基礎 (2)	統計的思考の基礎 (2)		
学科教養科目		科学的思考の基礎 (2)	情報化社会の基礎 (2)	メディア・リテラシー (2)	
		読解・作文の技法 (2)	研究・発表の技法 (2)		
		哲学 (2)	文学 (2)	芸術論 (2)	
		歴史学 (2)	倫理学 (2)	文化人類学 (2)	
		心理学 (2)	社会学 (2)	経済学 (2)	
		法学 (2)	現代の政治 (2)	生命の科学 (2)	
		環境の科学 (2)	自然の科学 (2)	日本国憲法 (2)	
		社会福祉論 (2)	先端の科学と技術 (2)	情報リテラシー (2)	
東北学院の歴史 (2)					
地域教育科目	震災と復興 (2)	×地域の課題 I (2)	地域の課題 II (2)		
外国語科目	第1類	×英語 I A (1)	×英語 I B (1)	×英語 II A (1)	
	第2類	×英語 II B (1)	外国語コミュニケーション I (1)	外国語コミュニケーション II (1)	
		【ドイツ語 I A (1)	フランス語 I A (1)	中国語 I A (1)	
韓国・朝鮮語 I A (1)【		【ドイツ語 I B (1)	フランス語 I B (1)		
中国語 I B (1)		韓国・朝鮮語 I B (1)【	ドイツ語 II A (1)		
フランス語 II A (1)		中国語 II A (1)	韓国・朝鮮語 II A (1)		
ドイツ語 II B (1)	フランス語 II B (1)	中国語 II B (1)			
韓国・朝鮮語 II B (1)					
第3類	ベーシック英語 (1)	英語 III (1)			
保健体育科目	体育講義 (2)	スポーツ実技 (2)			
外国人留学生科目	第1類	日本事情 A (2)	日本事情 B (2)	日本事情 C (2)	
	第2類	日本語 I A (1)	日本語 I B (1)	日本語 II A (1)	
専門教育科目	第1類	×総合人文学の基礎 I (2)	×総合人文学の基礎 II (2)		
	(思想・哲学分野) 第2類	ギリシア・ローマの思想と哲学 (2)	中世ヨーロッパの思想と哲学 (2)	近代ヨーロッパの思想と哲学 (2)	
		現代の思想と哲学 (2)	日本の思想と哲学 (2)	政治思想史 I (2)	
		政治思想史 II (2)	日本思想史 I (2)	日本思想史 II (2)	
		法哲学 I (2)	法哲学 II (2)	経済思想史 I (2)	
		経済思想史 II (2)	キリスト教倫理 I (2)	キリスト教倫理 II (2)	
		生命の倫理 (2)	環境の倫理 (2)	東洋の思想と哲学 (2)	
	死生学 (2)				
	(文化・芸術分野) 第3類	ギリシア・ローマ文化論 (2)	ヨーロッパ文化論 (2)	アメリカ文化論 (2)	
		アジア文化論 (2)	日本文化論 (2)	生活文化史 I (2)	
生活文化史 II (2)		日本文学史 I (2)	日本文学史 II (2)		
キリスト教文学 I (2)		キリスト教文学 II (2)	文学批評 I (2)		
文学批評 II (2)	ヨーロッパ美術史 (2)	日本美術史 (2)			
キリスト教と美術 (2)	ヨーロッパ音楽史 I (2)	ヨーロッパ音楽史 II (2)			
キリスト教と音楽 (2)					

第4類 (宗教・神学分野)	宗教学Ⅰ	(2)	宗教学Ⅱ	(2)	宗教史	(2)
	仏教概説	(2)	イスラーム世界の形成と展開	(2)	キリスト教史Ⅰ(古代)	(2)
	キリスト教史Ⅱ(中世)	(2)	キリスト教史Ⅲ(近世)	(2)	キリスト教史Ⅳ(近現代)	(2)
	アメリカ・キリスト教史	(2)	旧約聖書概説Ⅰ	(2)	旧約聖書概説Ⅱ	(2)
	旧約聖書神学Ⅰ	(2)	旧約聖書神学Ⅱ	(2)	旧約聖書釈義Ⅰ	(2)
	旧約聖書釈義Ⅱ	(2)	新約聖書概説Ⅰ	(2)	新約聖書概説Ⅱ	(2)
	新約聖書神学Ⅰ	(2)	新約聖書神学Ⅱ	(2)	新約聖書釈義Ⅰ	(2)
新約聖書釈義Ⅱ	(2)	組織神学Ⅰ	(2)	組織神学Ⅱ	(2)	
実践神学	(2)					
第5類	キリスト教教育Ⅰ	(2)	キリスト教教育Ⅱ	(2)	教理史	(2)
	牧会学	(2)	説教学	(2)	エキュメニズム	(2)
	平和学	(2)	文化遺産と現代社会	(2)	NPO・ボランティア論	(2)
	海外研究Ⅰ	(2)	海外研究Ⅱ	(2)		
第6類	英語講読Ⅰ	(2)	英語講読Ⅱ	(2)	ドイツ語講読Ⅰ	(2)
	ドイツ語講読Ⅱ	(2)	フランス語講読Ⅰ	(2)	フランス語講読Ⅱ	(2)
	ギリシア語初級Ⅰ	(2)	ギリシア語初級Ⅱ	(2)	ギリシア語中級Ⅰ	(2)
	ギリシア語中級Ⅱ	(2)	ラテン語初級Ⅰ	(2)	ラテン語初級Ⅱ	(2)
	ラテン語中級Ⅰ	(2)	ラテン語中級Ⅱ	(2)	ヘブライ語初級Ⅰ	(2)
	ヘブライ語初級Ⅱ	(2)	ヘブライ語中級Ⅰ	(2)	ヘブライ語中級Ⅱ	(2)
第7類	×人文学演習Ⅰ	(2)	×人文学演習Ⅱ	(2)	×論文演習Ⅰ	(2)
	×論文演習Ⅱ	(2)				

#### 履修方法

#### 卒業要件

文学部所属の学生であって、総合人文学科の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところに従って、合計124単位以上を修得しなければならない。

ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

(1) 教養教育科目及び地域教育科目については、次により36単位以上を修得するものとする。

ア 教養教育科目 TGベーシック 人間的基礎 10単位以上

イ 教養教育科目 TGベーシック 知的基礎 8単位以上

ウ 教養教育科目 学科教養科目 16単位以上

エ 地域教育科目(必修科目) 2単位以上

(2) 外国語科目については、次により6単位以上を修得するものとする。

ア 第1類 4単位

イ 第2類 2単位

(3) 専門教育科目については、次により54単位以上を修得するものとする。

ア 第1類 4単位

イ 第2類～第4類 38単位 ただし、いずれかの類で26単位以上を履修した者については、当該分野専修修了を認める。

ウ 第5類～第7類 12単位

(4) (1)から(3)のほかに、28単位は地域教育科目、外国語科目第1類及び第2類、保健体育科目、専門教育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目から修得するものとする。

(5) 外国語科目第2類については、学則第24条の5第1項の規定に基づき、必要な指導を受けたうえで、これを本学における授業科目の履修とみなし、実用フランス語技能検定3級、ドイツ語技能検定3級、中国語検定3級及びハングル技能検定3級以上を取得して単位認定の申請を行い、当該申請が認められた場合、外国語科目第2類の当該外国語科目ⅠBの単位を認定できるものとする。

(6) 外国人留学生等にあつては、次により10単位までを外国人留学生科目についての単位で代えることができる。

ア 第1類 日本事情A及び日本事情Bは教養教育科目 学科教養科目の各2単位、日本事情Cは保健体育科目の体育講義の2単位

イ 日本語ⅠAは外国語科目第1類英語ⅠAの1単位、日本語ⅠBは外国語科目第1類英語ⅠBの1単位、日本語ⅡAは外国語科目第1類英語ⅡAの1単位、日本語ⅡBは外国語科目第1類英語ⅡBの1単位

#### 進級要件

3 学年次への進級の資格を得るためには、次に定めるところに従って、合計44単位以上を修得しなければならない。

教養教育科目及び地域教育科目 32単位以上

外国語科目 4 単位以上

専門教育科目第1 類から第6 類 8 単位以上

#### 備考

- (1) 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目のうちの日本国憲法 2 単位及び情報リテラシー 2 単位並びに保健体育科目のうちのスポーツ実技 2 単位並びに外国語科目のうちの外国語コミュニケーションⅠ 1 単位及び外国語コミュニケーションⅡ 1 単位を修得しなければならない。また、教育職員免許法施行規則に定める『教科及び教職に関する科目』のうちから「教科に関する専門的事項」については、本教育課程表より、それ以外の科目については、本学則第30条（別表第3）の授業科目のうちから、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。
- (2) 学芸員、司書、社会教育主事及び司書教諭の資格を得ようとする者は、本学則第31条の2（別表第4、第4の2、第4の3及び第4の4）のうちから当該資格取得のために必要な授業科目及び単位を修得しなければならない。ただし、司書教諭の資格を得ようとする者については、教育職員免許状授与の所要資格を得なければならない。

(3) 歴史学科

×は必修 【 】は選択必修 ( )内は単位数

区分		科目名			
教養教育科目	T G ベーシック	人間的基礎	×聖書を学ぶ (2) キリスト教学B (キリスト教と宗教) (2) 市民社会を生きる (2) キャリア形成と大学生活 (2)	×キリスト教の歴史と思想 (2) キリスト教学C (キリスト教と文化) (2) 地球社会を生きる (2)	【キリスト教学A (キリスト教と倫理) (2) キリスト教学D (キリスト教と現代社会) (2)】 科学技術社会を生きる (2)
		知的基礎	クリティカル・シンキング (2) 科学的思考の基礎 (2) 【読解・作文の技法 (2)	数理的思考の基礎 (2) 情報化社会の基礎 (2) 研究・発表の技法 (2)】	統計的思考の基礎 (2) メディア・リテラシー (2)
	学科教養科目	哲学 (2) 心理学 (2) 法学 (2) 自然の科学 (2) 文化人類学 (2) 東北地域論 (2) 基礎地理学 (2)	芸術論 (2) 基礎社会学 (2) 日本国憲法 (2) 倫理学 (2) 現代の政治 (2) 先端の科学と技術 (2) 東北学院の歴史 (2)	歴史学 (2) 基礎経済学 (2) 環境の科学 (2) 文学 (2) 社会福祉論 (2) 情報リテラシー (2)	
地域教育科目		震災と復興 (2) 地域課題演習 (4)	×地域の課題 I (2)	地域の課題 II (2)	
外国語科目	第1類	×英語 I A (1) ×英語 II B (1)	×英語 I B (1) 外国語コミュニケーション I (1)	×英語 II A (1) 外国語コミュニケーション II (1)	
	第2類	【ドイツ語 I A (1) 韓国・朝鮮語 I A (1)】 中国語 I B (1) フランス語 II A (1) ドイツ語 II B (1) 韓国・朝鮮語 II B (1)	フランス語 I A (1) 【ドイツ語 I B (1) 韓国・朝鮮語 I B (1)】 中国語 II A (1) フランス語 II B (1)	中国語 I A (1) フランス語 I B (1) ドイツ語 II A (1) 韓国・朝鮮語 II A (1) 中国語 II B (1)	
	第3類	ベーシック英語 (1)	英語 III (1)		
保健体育科目		体育講義 (2)	スポーツ実技 (2)		
外国人留学生科目	第1類	日本事情 A (2)	日本事情 B (2)	日本事情 C (2)	
	第2類	日本語 I A (1) 日本語 II B (1)	日本語 I B (1)	日本語 II A (1)	
専門教育科目	第1類 (演習)	×基礎演習 I (2) 【アジア史総合演習 I (2) 民俗学総合演習 I (2)】 ヨーロッパ史総合演習 II (2) 【日本史論文演習 I (2) 考古学論文演習 I (2) アジア史論文演習 II (2) 民俗学論文演習 II (2)】	×基礎演習 II (2) ヨーロッパ史総合演習 I (2) 【日本史総合演習 II (2) 考古学総合演習 II (2) アジア史論文演習 I (2) 民俗学論文演習 I (2)】 ヨーロッパ史論文演習 II (2)	【日本史総合演習 I (2) 考古学総合演習 I (2) アジア史総合演習 II (2) 民俗学総合演習 II (2)】 【日本史論文演習 II (2) 考古学論文演習 II (2)	
	第2類 (講義)	【日本史概説 I (2) アジア史概説 II (2) 考古学概説 I (2) 民俗学概説 II (2)】 イスラーム世界の形成と展開 (2) アジアにおける国家の誕生 (2) アジアの王権と思想 (2) アジア史の諸問題 I (2) ヨーロッパ史の諸問題 II (2) 民俗学の諸問題 I (2)	日本史概説 II (2) ヨーロッパ史概説 I (2) 考古学概説 II (2) 歴史の中の東北 (2) 伝統アジアの社会と文化 (2) 近現代日本と東アジア (2) 日本史の諸問題 I (2) アジア史の諸問題 II (2) 考古学の諸問題 I (2) 民俗学の諸問題 II (2)	アジア史概説 I (2) ヨーロッパ史概説 II (2) 民俗学概説 I (2) 江戸から明治へ (2) ヨーロッパ近現代の国家と社会 (2) ヨーロッパ中近世社会史 (2) 日本史の諸問題 II (2) ヨーロッパ史の諸問題 I (2) 考古学の諸問題 II (2)	

専門教育科目	第3類 (講義・実習)	古文書学Ⅰ (2)	古文書学Ⅱ (2)	アジア史基礎講読Ⅰ (2)	アジア史基礎講読Ⅱ (2)	民俗学調査入門Ⅰ (1)	民俗学調査入門Ⅱ (1)	考古学実習Ⅰ (2)	考古学実習Ⅱ (2)	ギリシア語初級Ⅰ (2)	ギリシア語初級Ⅱ (2)	日本史専門講読Ⅰ (2)	日本史専門講読Ⅱ (2)	アジア史専門講読Ⅰ (2)	アジア史専門講読Ⅱ (2)	ヨーロッパ史専門講読Ⅰ (2)	ヨーロッパ史専門講読Ⅱ (2)	考古学実習Ⅲ (2)	民俗学実習Ⅰ (2)	民俗学実習Ⅱ (2)	ラテン語初級Ⅰ (2)	ラテン語初級Ⅱ (2)	ギリシア語中級Ⅰ (2)	ギリシア語中級Ⅱ (2)	ラテン語中級Ⅰ (2)	ラテン語中級Ⅱ (2)
	第4類 (隣接科目)	地誌学Ⅰ (2)	地誌学Ⅱ (2)	日本文学史Ⅰ (2)	日本文学史Ⅱ (2)	自然地理学Ⅰ (2)	自然地理学Ⅱ (2)	人文地理学Ⅰ (2)	人文地理学Ⅱ (2)	生活文化史Ⅰ (2)	生活文化史Ⅱ (2)	日本経済史Ⅰ (2)	日本経済史Ⅱ (2)	西洋経済史Ⅰ (2)	西洋経済史Ⅱ (2)	日本思想史Ⅰ (2)	日本思想史Ⅱ (2)									

履修方法

卒業要件

文学部所属の学生であって、歴史学科の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところに従って、合計124単位以上を修得しなければならない。

ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

- (1) 教養教育科目及び地域教育科目については、次により36単位以上を修得するものとする。

ア 教養教育科目 T Gベーシック 人間の基礎 10単位以上

イ 教養教育科目 T Gベーシック 知的基礎 8単位以上

ウ 教養教育科目 学科教養科目 16単位以上

エ 地域教育科目 (必修科目) 2単位以上

- (2) 外国語科目については、次により6単位以上を修得するものとする。

ア 第1類 4単位 (必修)

イ 第2類 2単位

- (3) 専門教育科目については、次により56単位以上を修得するものとする。

ア 第1類 (演習) 12単位

イ 第2類 (講義) 32単位

ウ 第3類 (講義・実習) 8単位

エ 第4類 (隣接科目) 4単位

- (4) (1)から(3)のほか、26単位は教養教育科目、地域教育科目、外国語科目第1類及び第2類、保健体育科目、専門教育科目、他学部・他学科開講の専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目から修得するものとする。

- (5) 外国語科目第2類については、学則第24条の5第1項の規定に基づき、必要な指導を受けたうえで、これを本学における授業科目の履修とみなし、実用フランス語技能検定3級、ドイツ語技能検定3級、中国語検定3級及びハングル技能検定3級以上を取得して単位認定の申請を行い、当該申請が認められた場合、外国語科目第2類の当該外国語科目ⅠBの単位を認定できるものとする。

- (6) 外国人留学生等にあつては、次により10単位までを外国人留学生科目についての単位で代えることができる。

ア 第1類 日本事情A・日本事情Bは教養教育科目 学科教養科目の各2単位、日本事情Cは保健体育科目の体育講義の2単位

イ 日本語ⅠAは外国語科目第1類英語ⅠAの1単位、日本語ⅠBは外国語科目第1類英語ⅠBの1単位、日本語ⅡAは外国語科目第1類英語ⅡAの1単位、日本語ⅡBは外国語科目第1類英語ⅡBの1単位

- (7) 日本史、アジア史、ヨーロッパ史、考古学、民俗学各分野において、「総合演習」、「論文演習」、「専門講読」、「実習」及び「諸問題」のうちから、同一分野の科目を合わせて16単位以上修得すれば、当該分野の「専修」修了を認める。

- (8) 大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻及びアジア文化史専攻の講義科目の履修については、別に定める。

#### 進級要件

3 学年次への進級の資格を得るためには、次に定めるところに従って、合計52単位以上を修得しなければならない。

教養教育科目及び地域教育科目 30単位以上

外国語科目第1類及び第2類 4単位以上

専門教育科目第1類 2単位以上

専門教育科目第2類から第4類 16単位以上

#### 備考

- (1) 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目の学科教育科目のうち、日本国憲法2単位、情報リテラシー2単位、保健体育科目のうちスポーツ実技2単位及び外国語科目のうち外国語コミュニケーションⅠ、外国語コミュニケーションⅡの計2単位を修得しなければならない。また、教育職員免許法施行規則に定める『教科及び教職に関する科目』のうちから「教科に関する専門的事項」については、本教育課程表より、それ以外の科目については、本学則第30条（別表第3）の授業科目のうちから、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。
- (2) 学芸員、司書、社会教育主事及び司書教諭の資格を得ようとする者は、本学学則第31条の2（別表第4、第4の2、第4の3及び第4の4）のうちからそれぞれの資格取得のために必要な授業科目及び単位を修得しなければならない。ただし、司書教諭の資格を得ようとする者については、教育職員免許状授与の所要資格を得なければならない。

(4) 教育学科

×は必修 【 】は選択必修 ◎は教員免許状取得のための必修 ○は小学校教員免許状取得のための必修  
 △は中・高英語教員免許状取得のための必修 ☆は小・中学校教員免許状取得のための必修  
 \*は中学校教員免許状取得のための必修 ( )内は単位数

区分		科目名			
教養教育科	T G ベーシック	人間的基礎	×聖書を学ぶ (2) キリスト教学B (キリスト教と宗教) (2) 市民社会を生きる (2) キャリア形成と大学生活 (2)	×キリスト教の歴史と思想 (2) キリスト教学C (キリスト教と文化) (2) 地球社会を生きる (2)	【キリスト教学A (キリスト教と倫理) (2) キリスト教学D (キリスト教と現代社会) (2)】 科学技術社会を生きる (2)
		知的基礎	クリティカル・シンキング (2) 科学的思考の基礎 (2) ×読解・作文の技法 (2)	数理的思考の基礎 (2) 情報化社会の基礎 (2) ×研究・発表の技法 (2)	統計的思考の基礎 (2) メディア・リテラシー (2)
	学科教養科目	哲学 (2) 歴史学 (2) 経済学 (2) 生命の科学 (2) 社会福祉論 (2)	音楽 (器楽) (2) 文化人類学 (2) 法学 (2) 環境の科学 (2) 東北地域論 (2)	芸術論 (2) 社会学 (2) ◎日本国憲法 (2) 倫理学 (2) ◎情報リテラシー (2)	
地域教育科	地域教育目	震災と復興 (2) 地域課題演習 (4)	×地域の課題 I (2)	地域の課題 II (2)	
外国語科目	第1類	×英語 I A (1) ×英語 II B (1)	×英語 I B (1)	×英語 II A (1)	
	第2類	【ドイツ語 I A (1) 韓国・朝鮮語 I A (1) フランス語 I B (1) 上級英語 I B (1)】 フランス語 II A (1) 中国語 II B (1)	フランス語 I A (1) 上級英語 I A (1)【 中国語 I B (1) ドイツ語 II A (1) フランス語 II B (1) 韓国・朝鮮語 II A (1)	中国語 I A (1) 【ドイツ語 I B (1) 韓国・朝鮮語 I B (1) ドイツ語 II B (1) 中国語 II A (1) 韓国・朝鮮語 II B (1)	
	第3類	ベーシック英語 (1)	英語 III (1)		
保健体育科	保健体育目	体育講義 (2)	◎スポーツ実技 (2)		
外国人留学生科目	第1類	日本事情 A (2)	日本事情 B (2)	日本事情 C (2)	
	第2類	日本語 I A (1) 日本語 II B (1)	日本語 I B (1)	日本語 II A (1)	
専門教育科目	(教育学) 第1類	×◎教育原論 (2) ×◎教育課程論 (2) 学級経営論 (2) ◎特別支援教育論 I (2)	×◎教育の制度と経営 (2) ◎教育方法 (2) 教育社会学 (2) 特別支援教育論 II (2)	×◎教育心理学 (2) 発達心理学 (2) 生涯学習論 (2)	
	第2類 (児童教育)	×○教育相談の理論と方法 (初等教育) (2) ×○社会概説 (2) 生活概説 (2) 家庭概説 (2) ×○初等教科教育法 (国語) (2) ×○初等教科教育法 (理科) (2) ○初等教科教育法 (図画工作) (2) ○初等教科教育法 (英語) (2)	×○生徒指導・進路指導の理論と方法 (初等教育) (2) ×○算数概説 (2) 音楽概説 (2) 体育概説 (2) ×○初等教科教育法 (社会) (2) ○初等教科教育法 (生活) (2) ○初等教科教育法 (家庭) (2)	×○国語概説 (書写を含む) (2) ×○理科概説 (2) 図画工作概説 (2) ×○児童英語概説 (2) ×○初等教科教育法 (算数) (2) ○初等教科教育法 (音楽) (2) ○初等教科教育法 (体育) (2)	

専門教育科目	第3類 (英語教育)	×△英語教育学概論 (2)	×△教育英語学概論 (2)	×△英米文学概論 (2)
		英米文学講読 (2)	英米小説Ⅰ (2)	英米小説Ⅱ (2)
		英米演劇Ⅰ (2)	英米演劇Ⅱ (2)	△実践英語発音学Ⅰ (2)
		△実践英語発音学Ⅱ (2)	×△教育英文法Ⅰ (2)	×△教育英文法Ⅱ (2)
	英語史Ⅰ (2)	英語史Ⅱ (2)	×第二言語習得論Ⅰ (2)	
	×第二言語習得論Ⅱ (2)	×△英語コミュニケーション概論 (2)	社会言語学概論Ⅰ (2)	
	社会言語学概論Ⅱ (2)	応用言語学概論Ⅰ (2)	応用言語学概論Ⅱ (2)	
	×◎総合英語コミュニケーション演習Ⅰ (2)	×◎総合英語コミュニケーション演習Ⅱ (2)	×総合英語コミュニケーション演習Ⅲ (2)	
	×総合英語コミュニケーション演習Ⅳ (2)	△英語科教育法(概論) (2)	△英語科教育法(理論) (2)	
	△英語科教育法(実践) (2)	△英語科教育法(応用) (2)	英語教育実践(海外研修) (2)	
	第4類 (異文化理解教育)	×異文化理解 (2)	×△異文化間コミュニケーション論 (2)	×多文化・グローバル教育 (2)
		シティズンシップ教育 (2)	持続可能な発展のための教育(ESD) (2)	平和教育 (2)
		海外研究Ⅰ (2)	海外研究Ⅱ (2)	
	第5類 (教職実践)	ICT教育論 (2)	情報教育論 (2)	メディア・リテラシー教育論 (2)
		ICT教育実践 (2)	学級経営・生徒指導実践 (2)	学校経営・協働教育実践 (2)
		安全・防災教育実践 (2)	学習支援実践(インターンシップ) (2)	授業づくり実践Ⅰ(国語・算数・外国語) (2)
		授業づくり実践Ⅱ(社会・理科・生活) (2)	授業づくり実践Ⅲ(家庭・道徳・総合的な学習) (2)	授業づくり実践Ⅳ(音楽・図画工作・体育) (2)
	第6類 (習字)	×教育学演習Ⅰ (2)	×教育学演習Ⅱ (2)	×卒業研究Ⅰ (1)
		×卒業研究Ⅱ (1)		
履修方法				
履修登録上の制限				
1. 1年間に履修登録できる単位数の上限は、1～3学年次を44単位とし、4学年次を48単位とする。また、資格科目については、上限を超えて履修することができる。				
2. 前項の規定にかかわらず、転学部・転学科生等は、必要な指導を経たうえで、3学年次に48単位まで履修登録をすることができる。また資格科目については、上限を超えて履修することができる。				
卒業要件				
合計124単位以上を修得しなければならない。				
(1) 教養教育科目及び地域教育科目については、次により32単位以上を修得するものとする。				
ア 教養教育科目 TGベーシック 人間的基礎 10単位				
イ 教養教育科目 TGベーシック 知的基礎 10単位				
ウ 学科教養科目 10単位				
エ 地域教育科目 2単位				
(2) 外国語科目については、次により6単位以上を修得するものとする。				
ア 第1類 4単位				
イ 第2類 2単位				
(3) 専門教育科目については、次により84単位以上を修得するものとする。				
ア 第1類 12単位(必修科目8単位を含む。)				
イ 第2類 26単位(必修科目22単位を含む。)				
ウ 第3類 24単位(必修科目24単位)				
エ 第4類 6単位(必修科目6単位)				
オ 第5類 10単位(選択必修科目10単位)				
カ 第6類 6単位(必修科目6単位)				
(4) (1)から(3)までのほかに、地域教育科目、外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目第1類～第5類、教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目又は単位互換の協定を締結している他大学開講科目のうちから2単位以上を修得するものとする。				
(5) 外国人留学生等にあつては、次により10単位までを外国人留学生科目についての単位で代えることができる。				
ア 第1類 日本事情A又は日本事情Bは教養教育科目学科教養科目の各2単位、日本事情Cは保健体育科目体育講義の2単位				
イ 第2類 日本語ⅠAは外国語科目第1類の英語ⅠAの1単位、日本語ⅠBは外国語科目第1類の英語ⅠBの1単位、日本語ⅡAは外国語科目第1類の英語ⅡAの1単位、日本語ⅡBは外国語科目第1類の英語ⅡBの1単位				

備考

- (1) 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。教養教育科目のうちの日本国憲法 2 単位及び情報リテラシー 2 単位、保健体育科目 2 単位並びに専門教育科目のうちの総合英語コミュニケーション演習Ⅰ・Ⅱ 4 単位を修得しなければならない。また、教育職員免許法施行規則に定める『教科及び教職に関する科目』のうちから「教科に関する専門的事項」については、本教育課程表より、それ以外の科目については、本学則第30条（別表第3）教育学科の授業科目のうちから、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。
- (2) 小学校教員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、本表に◎、○及び☆印で示された授業科目及び単位を修得しなければならない。中学校英語教員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、本表に◎、△、☆及び\*印で示された授業科目及び単位を修得しなければならない。高等学校英語教員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、本表に◎及び△で示された授業科目及び単位を修得しなければならない。
- (3) 司書及び司書教諭の資格を得ようとする者は、本学学則第31条の2（別表第4の2及び第4の4）のうちからそれぞれの資格取得のために必要な授業科目及び単位を修得しなければならない。ただし、司書教諭の資格を得ようとする者については、教育職員免許状授与の所要資格を得なければならない。

2 経済学部

(1) 経済学科

×は必修 【 】は選択必修 ( )内は単位数

区分		科目名						
教養教育科目	T G ベーシック	人間的基礎	×聖書を学ぶ (2)	×キリスト教の歴史と思想 (2)	市民社会を生きる (2)	地球社会を生きる (2)	科学技術社会を生きる (2)	キャリア形成と大学生活 (2)
		知的基礎	【キリスト教学A (キリスト教と倫理) (2)	キリスト教学B (キリスト教と宗教) (2)	キリスト教学C (キリスト教と文化) (2)	クリティカル・シンキング (2)	数理的思考の基礎 (2)	統計的思考の基礎 (2)
	学科教養科目	人文系	哲学 (2)	芸術論 (2)	歴史学 (2)	倫理学 (2)	文学 (2)	文化人類学 (2)
		社会系	心理学 (2)	社会学 (2)	法学入門 (2)	日本国憲法 (2)	現代政治入門 (2)	社会福祉論 (2)
		自然系	環境の科学 (2)	自然の科学 (2)	健康の科学 (2)	先端の科学と技術 (2)	生命の科学 (2)	
	地域教育科目	震災と復興 (2)	×地域の課題 I (2)	地域の課題 II (2)	地域課題演習 (4)			
	外国語科目	第1類	×英語 I A (1)	×英語 I B (1)	×英語 II A (1)	×英語 II B (1)		
		第2類	ドイツ語 I A (2)	フランス語 I A (2)	中国語 I A (2)	ドイツ語 I B (2)	フランス語 I B (2)	中国語 I B (2)
		第3類	ベーシック英語 (1)	英語 III (1)		ドイツ語 II (2)	フランス語 II (2)	中国語 II (2)
	保健体育科目		体育講義 (2)	スポーツ実技 (2)				
外国人留学生科目	第1類	日本事情 A (2)	日本事情 B (2)	日本事情 C (2)				
	第2類	日本語 I A (1)	日本語 I B (1)	日本語 II A (1)	日本語 II B (1)			
専門教育科目	第1類	【ミクロ経済学入門 I (2)	ミクロ経済学入門 II (2)	マクロ経済学入門 I (2)	マクロ経済学入門 II (2)	資本主義経済入門 I (2)	資本主義経済入門 II (2)	
	第2類	経済統計学 I (2)	経済統計学 II (2)	情報リテラシー I (2)	情報リテラシー II (2)	国際貿易論 (2)	財政学 I (2)	
		経済学 I (2)	経済学 II (2)	経済学 I (2)	経済学 II (2)	経済学 III (2)	経済学 IV (2)	
		経済学 V (2)	経済学 VI (2)	経済学 VII (2)	経済学 VIII (2)	経済学 IX (2)	経済学 X (2)	
		経済学 XI (2)	経済学 XII (2)	経済学 XIII (2)	経済学 XIV (2)	経済学 XV (2)	経済学 XVI (2)	
		経済学 XVII (2)	経済学 XVIII (2)	経済学 XIX (2)	経済学 XX (2)	経済学 XXI (2)	経済学 XXII (2)	
		経済学 XXIII (2)	経済学 XXIV (2)	経済学 XXV (2)	経済学 XXVI (2)	経済学 XXVII (2)	経済学 XXVIII (2)	
		経済学 XXIX (2)	経済学 XXX (2)	経済学 XXXI (2)	経済学 XXXII (2)	経済学 XXXIII (2)	経済学 XXXIV (2)	
		経済学 XXXV (2)	経済学 XXXVI (2)	経済学 XXXVII (2)	経済学 XXXVIII (2)	経済学 XXXIX (2)	経済学 XL (2)	
		経済学 XLI (2)	経済学 XLII (2)	経済学 XLIII (2)	経済学 XLIV (2)	経済学 XLV (2)	経済学 XLVI (2)	
		経済学 XLVII (2)	経済学 XLVIII (2)	経済学 XLIX (2)	経済学 L (2)	経済学 LI (2)	経済学 LII (2)	
		経済学 LIII (2)	経済学 LIV (2)	経済学 LV (2)	経済学 LVI (2)	経済学 LVII (2)	経済学 LVIII (2)	
		経済学 LIX (2)	経済学 LX (2)	経済学 LXI (2)	経済学 LXII (2)	経済学 LXIII (2)	経済学 LXIV (2)	
		経済学 LXV (2)	経済学 LXVI (2)	経済学 LXVII (2)	経済学 LXVIII (2)	経済学 LXIX (2)	経済学 LXX (2)	
		経済学 LXXI (2)	経済学 LXXII (2)	経済学 LXXIII (2)	経済学 LXXIV (2)	経済学 LXXV (2)	経済学 LXXVI (2)	
		経済学 LXXVII (2)	経済学 LXXVIII (2)	経済学 LXXIX (2)	経済学 LXXX (2)	経済学 LXXXI (2)	経済学 LXXXII (2)	
		経済学 LXXXIII (2)	経済学 LXXXIV (2)	経済学 LXXXV (2)	経済学 LXXXVI (2)	経済学 LXXXVII (2)	経済学 LXXXVIII (2)	
		経済学 LXXXIX (2)	経済学 LXXXX (2)	経済学 LXXXXI (2)	経済学 LXXXXII (2)	経済学 LXXXXIII (2)	経済学 LXXXXIV (2)	
		経済学 LXXXXV (2)	経済学 LXXXXVI (2)	経済学 LXXXXVII (2)	経済学 LXXXXVIII (2)	経済学 LXXXXIX (2)	経済学 LXXXXX (2)	
		経済学 LXXXXXI (2)	経済学 LXXXXXII (2)	経済学 LXXXXXIII (2)	経済学 LXXXXXIV (2)	経済学 LXXXXXV (2)	経済学 LXXXXXVI (2)	
		経済学 LXXXXXVII (2)	経済学 LXXXXXVIII (2)	経済学 LXXXXXIX (2)	経済学 LXXXXXX (2)	経済学 LXXXXXXI (2)	経済学 LXXXXXXII (2)	
		経済学 LXXXXXXIII (2)	経済学 LXXXXXXIV (2)	経済学 LXXXXXXV (2)	経済学 LXXXXXXVI (2)	経済学 LXXXXXXVII (2)	経済学 LXXXXXXVIII (2)	
		経済学 LXXXXXXIX (2)	経済学 LXXXXXXX (2)	経済学 LXXXXXXXI (2)	経済学 LXXXXXXXII (2)	経済学 LXXXXXXXIII (2)	経済学 LXXXXXXXIV (2)	
		経済学 LXXXXXXXV (2)	経済学 LXXXXXXXVI (2)	経済学 LXXXXXXXVII (2)	経済学 LXXXXXXXVIII (2)	経済学 LXXXXXXXIX (2)	経済学 LXXXXXXX (2)	
		経済学 LXXXXXXX (2)	経済学 LXXXXXXX (2)	経済学 LXXXXXXX (2)	経済学 LXXXXXXX (2)	経済学 LXXXXXXX (2)	経済学 LXXXXXXX (2)	

専門教育科目	第2類	コース科目	産業・政策	外国為替論 (2)	国際金融論 (2)	産業組織論 (2)
			企業経済学 (2)	環境経済論 (2)	環境政策論 (2)	
	世界・日本・東北	都市経済学 (2)	都市空間経済学 (2)	データ解析 (2)		
		計量経済学 (2)	公共経済学 (2)	公共選択論 (2)		
		財政システム論 (2)	財政政策論 (2)	金融システム論 (2)		
金融政策論 (2)		開発マクロ経済学 (2)	開発ミクロ経済学 (2)			
第3類	総合研究	情報経済論 (2)	グローバル資本主義論 (2)	前近代日本経済史 (2)		
		近代日本経済史 (2)	日本経済論 (2)	日本産業論 (2)		
		東北経済論 (2)	東北開発論 (2)	地域経済論 (2)		
		経済立地論 (2)	農業経済論 I (2)	農業経済論 II (2)		
		地方の財政 (2)	政治経済論 I (2)	政治経済論 II (2)		
第4類	資格講座	西洋経済史 I (2)	西洋経済史 II (2)			
		×総合演習 (2)	演習 I (2)	演習 II (2)		
		演習 III (2)	外国書講読 I (2)	外国書講読 II (2)		
		外国書講読 III (2)	外国書講読 IV (2)	Seminar A (2)		
		Seminar B (2)	Seminar C (2)	経済学特殊講義 I (2)		
経済学特殊講義 II (2)	経済学特殊講義 III (2)	経済学特殊講義 IV (2)				
第4類	1系	キャリア形成論 (2)				
	2系	公務員試験経済学講座 I (2)	公務員試験経済学講座 II (2)	ファイナンシャル・プランナー講座 I (2)		
第5類	簿記学	ファイナンシャル・プランナー講座 II (2)	Business and Financial English I (2)	Business and Financial English II (2)		
		海外研究 I (2)	海外研究 II (2)	簿記学 I (2)		
		簿記学 II (2)	民法 I (2)	民法 II (2)		
		会社法 I (2)	会社法 II (2)	経営学総論 I (2)		
		経営学総論 II (2)				
教育職員免許状の教科に関する科目	日本史要論 (2)	外国史要論 (2)	地理学概説 (2)			
	地誌学概説 (2)	職業指導 I (2)	職業指導 II (2)			
履修方法						
卒業要件						
<p>経済学部所属の学生であって、経済学科の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところに従って、合計124単位以上を修得しなければならない。</p> <p>ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。</p> <p>(1) 教養教育科目については、次により34単位以上を修得するものとする。</p> <p>ア TGベーシック人間的基礎 10単位</p> <p>イ TGベーシック知的基礎 8単位</p> <p>ウ 学科教養科目 16単位</p> <p>(2) 地域教育科目については、2単位以上（必修を含む。）修得するものとする。</p> <p>(3) 外国語科目については、第1類の4単位を修得するものとする。</p> <p>(4) 専門教育科目については、次により68単位以上を修得するものとする。</p> <p>ア 第1類（コア（基礎科目））24単位（ただし、選択必修科目8単位を含む。）</p> <p>イ 第2類（コース科目）40単位（ただし、所属コースから16単位、他コースから各12単位を修得のこと。）</p> <p>ウ 第3類 総合演習4単位</p> <p>(5) (1)から(4)までのほかに、地域教育科目、外国語科目の第2類、保健体育科目、専門教育科目、他学部・他学科開講科目又は単位互換の協定を締結している他大学開講科目のうちから16単位以上を修得するものとする。ただし、専門教育科目第4類2系から卒業要件単位として算入できる単位数は2単位までを限度とする。</p> <p>(6) 外国人留学生等にあつては、次により10単位までを外国人留学生科目についての単位で代えることができる。</p> <p>ア 第1類 日本事情Aは学科教養科目の2単位、日本事情Bは学科教養科目の2単位、日本事情Cは保健体育科目の体育講義の2単位</p> <p>イ 第2類 日本語I Aは外国語科目第1類の英語I Aの1単位、日本語I Bは外国語科目第1類の英語I Bの1単位、日本語II Aは外国語科目第1類の英語II Aの1単位、日本語II Bは外国語科目第1類の英語II Bの1単位</p> <p>(7) 外国語科目第3類、教職員免許状の教科に関する科目及び教職等に関する科目は自由科目とし、卒業所要単位には加えない。</p>						

備考

教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目のうちの日本国憲法2単位、保健体育科目のうちのスポーツ実技2単位、外国語科目第2類のうちの外国語コミュニケーション2単位及び専門教育科目第1類のうちの情報リテラシーⅠ及び情報リテラシーⅡの各2単位を修得しなければならない。また、教育職員免許法施行規則に定める「教科及び教職に関する科目」のうち「教科に関する専門的事項」については本教育課程表より、それ以外の科目については、本学則第30条（別表第3）の授業科目のうちから、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

(2) 共生社会経済学科

×は必修 【 】は選択必修 ( )内は単位数

区分		科目名						
教養教育科目	T G ベーシック	人間的基礎	×聖書を学ぶ (2)	×キリスト教の歴史と思想 (2)	市民社会を生きる (2)			
			地球社会を生きる (2)	科学技術社会を生きる (2)	キャリア形成と大学生活 (2)			
	知的基礎	【キリスト教学A (キリスト教と倫理) (2)	キリスト教学B (キリスト教と宗教) (2)	キリスト教学C (キリスト教と文化) (2)				
		キリスト教学D (キリスト教と現代社会) (2)】						
	学系	人文系	クリティカル・シンキング (2)	数理的思考の基礎 (2)	統計的思考の基礎 (2)			
			科学的思考の基礎 (2)	情報化社会の基礎 (2)	メディア・リテラシー (2)			
			読解・作文の技法 (2)	研究・発表の技法 (2)				
	社会系	哲学 (2)	芸術論 (2)	歴史学 (2)				
		倫理学 (2)	文学 (2)	文化人類学 (2)				
		地理学 (2)						
自然系	心理学 (2)	社会学 (2)	経営学 (2)					
	法学 (2)	日本国憲法 (2)	現代政治基礎 (2)					
地域教育科目	環境の科学 (2)	自然の科学 (2)	健康の科学 (2)					
	先端の科学と技術 (2)	生命の科学 (2)	情報リテラシー (2)					
外国語科目	第1類	震災と復興 (2)	×地域の課題 I (2)	地域の課題 II (2)				
		地域課題演習 (4)						
	第2類	×英語 I A (1)	×英語 I B (1)	×英語 II A (1)				
		×英語 II B (1)						
第3類	ドイツ語 I A (2)	フランス語 I A (2)	中国語 I A (2)					
	ドイツ語 I B (2)	フランス語 I B (2)	中国語 I B (2)					
保健体育科目	第1類	ドイツ語 II (2)	フランス語 II (2)	中国語 II (2)				
		外国語コミュニケーション (2)	韓国・朝鮮語 I A (2)	韓国・朝鮮語 I B (2)				
		韓国・朝鮮語 II (2)						
外国人留学生科目	第2類	ベーシック英語 (1)	英語 III (1)					
		体育講義 (2)	スポーツ実技 (2)					
専門教育科目	第1類 (経済系)	経済学基礎	日本事情 A (2)	日本事情 B (2)	日本事情 C (2)			
			日本語 I A (1)	日本語 I B (1)	日本語 II A (1)			
			日本語 II B (1)					
			現代の経済	日本経済論 (2)	日本産業論 (2)	労働経済論 I (2)		
			労働経済論 II (2)	グローバル経済論 I (2)	グローバル経済論 II (2)			
	第2類 (共生社会系)	政策	東北経済論 (2)	東北開発論 (2)	アジア経済論 I (2)			
			アジア経済論 II (2)	地域経済論 (2)	経済立地論 (2)			
			情報経済論 (2)	グローバル資本主義論 (2)	加齢経済論 I (2)			
			加齢経済論 II (2)					
			財政学 I (2)	財政学 II (2)	社会保障論 (2)			
社会保険論 (2)	福祉国家論 I (2)	福祉国家論 II (2)						
社会福祉論 (2)	公的扶助論 (2)	地域福祉論 I (2)						
地域福祉論 II (2)	地方財政論 I (2)	地方財政論 II (2)						
社会思想史 (2)	公共哲学 (2)							

専門教育科目	第2類 (共生社会系)	共生社会概論 (2)	グローバリズムとナショナリズム (2)	現代社会問題論 (2)
	社会	現代社会と差別 (2)	格差社会論 I (2)	格差社会論 II (2)
		社会開発論 I (2)	社会開発論 II (2)	社会運動・コミュニティ論 (2)
		ボランティア・NPO論 (2)	ジェンダー論の基礎 (2)	ジェンダー論 (2)
		環境問題論 I (2)	環境問題論 II (2)	多文化共生社会論 (2)
文化の多様性 (2)				
第3類	総合研究	×総合演習 (2)	演習 I (4)	演習 II (4)
第4類	実習科目	演習 III (4)	外国書講読 (2)	特殊講義 I (2)
		特殊講義 II (2)	キャリア形成と就職 (2)	
		フィールドワークの基礎 (2)	フィールドワーク I a (2)	フィールドワーク I b (2)
第5類	隣接科目	フィールドワーク I c (2)	フィールドワーク II a (2)	フィールドワーク II b (2)
		フィールドワーク II c (2)		
		海外研究 I (2)	海外研究 II (2)	サービスマネジメント (2)
教育職員免許状の教科に関する科目		家族法 (2)	労働法 (2)	社会保障法 (2)
		会社法 (2)	福祉経営論 (2)	NPO経営論 (2)
		日本史要論 (2)	外国史要論 (2)	地理学概説 (2)
		地誌学概説 (2)		

#### 履修方法

#### 卒業要件

経済学部所属の学生であって、共生社会経済学科の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところに従って、合計124単位以上を修得しなければならない。

ただし、詳細な履修上の取扱いについては別に定める。

(1) 教養教育科目については、次により34単位以上を修得するものとする。

ア TGベーシック人間的基礎 10単位

イ TGベーシック知的基礎 8単位

ウ 学科教養科目 16単位

(2) 地域教育科目については2単位以上（必修を含む。）修得するものとする。

(3) 外国語科目については、第1類の4単位を修得するものとする。

(4) 専門教育科目については、次により48単位以上を修得するものとする。

ア 第1類（経済系） 22単位（経済学基礎から10単位、現代の経済から12単位を修得のこと。）

イ 第2類（共生社会系） 24単位（政策から12単位、社会から12単位を修得のこと。）

ウ 第3類 総合演習2単位

(5) (1)から(4)までのほかに、地域教育科目、外国語科目の第2類、保健体育科目、専門教育科目、他学部・他学科開講科目又は単位互換の協定を締結している他大学開講科目のうちから36単位以上を修得するものとする。

(6) 外国人留学生等にあつては、次により10単位までを外国人留学生科目についての単位で代えることができる。

ア 第1類 日本事情Aは学科教養科目の2単位、日本事情Bは学科教養科目の2単位、日本事情Cは保健体育科目の体育講義の2単位

イ 第2類 日本語I Aは外国語科目第1類の英語I Aの1単位、日本語I Bは外国語科目第1類の英語I Bの1単位、日本語II Aは外国語科目第1類の英語II Aの1単位、日本語II Bは外国語科目第1類の英語II Bの1単位

(7) 外国語科目第3類、教職員免許状の教科に関する科目及び教職等に関する科目は自由科目とし、卒業所要単位には加えない。

#### 備考

教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目のうちの日本国憲法2単位、情報リテラシー2単位、保健体育科目のうちのスポーツ実技2単位及び外国語科目第2類のうちの外国語コミュニケーション2単位を修得しなければならない。また、教育職員免許法施行規則に定める「教科及び教職に関する科目」のうち「教科に関する専門的事項」については本教育課程表より、それ以外の科目については、本学則第30条（別表第3）の授業科目のうちから、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

### 3 経営学部 経営学科

×は必修 【 】はいずれか1科目選択必修 ( )内は単位数

区分		科目名			
教養教育科目	T G ベーシック	人間的基礎	×聖書を学ぶ (2) キリスト教学B (キリスト教と宗教) (2) 市民社会を生きる (2) キャリア形成と大学生活 (2)	×キリスト教の歴史と思想 (2) キリスト教学C (キリスト教と文化) (2) 地球社会を生きる (2)	【キリスト教学A (キリスト教と倫理) (2) キリスト教学D (キリスト教と現代社会) (2)】 科学技術社会を生きる (2)
		知的基礎	クリティカル・シンキング (2) 科学的思考の基礎 (2) 読解・作文の技法 (2)	数理的思考の基礎 (2) 情報化社会の基礎 (2) 研究・発表の技法 (2)	統計的思考の基礎 (2) メディア・リテラシー (2)
	学科教養科目	哲学 (2) 心理学 (2) 日本国憲法 (2) 健康の科学 (2) 文化人類学 (2) 東北地域論 (2) 地理学 (2)	経済学 (2) 社会学 (2) 環境の科学 (2) 倫理学 (2) 現代政治の基礎 (2) 先端の科学と技術 (2) 企業と社会 (2)	歴史学 (2) 法学 (2) 自然の科学 (2) 文学 (2) 社会福祉論 (2) 生命の科学 (2)	
地域教育科目		震災と復興 (2) 地域課題演習 (4)	地域の課題 I (2)	地域の課題 II (2)	
外国語科目	第1類	×英語 I A (1) ×英語 II B (1)	×英語 I B (1)	×英語 II A (1)	
	第2類	ドイツ語 I A (2) ドイツ語 I B (2) ドイツ語 II (2) 韓国・朝鮮語 (2)	フランス語 I A (2) フランス語 I B (2) フランス語 II (2) 外国語コミュニケーション (2)	中国語 I A (2) 中国語 I B (2) 中国語 II (2)	
	第3類	ベーシック英語 (1)	英語 III (1)		
保健体育科目		体育講義 (2)	スポーツ実技 (2)		
外国人留学生科目	第1類	日本事情 A (2)	日本事情 B (2)	日本事情 C (2)	
	第2類	日本語 I A (1) 日本語 II B (1)	日本語 I B (1)	日本語 II A (1)	
専門教育科目	第1類	×経営学入門 (2)	×会計学入門 (2)		
	第2類	商業簿記 I (A) (2) 商業史 II (2) 統計学概論 I (2) 商業簿記 II (B) (2) 経営心理学 I (2) ファイナンス I (2) 流通論 I (2)	商業簿記 I (B) (2) 情報処理概論 I (2) 統計学概論 II (2) 工業簿記 I (2) 経営心理学 II (2) 財務会計論 I (2) 流通論 II (2)	商業史 I (2) 情報処理概論 II (2) 商業簿記 II (A) (2) 工業簿記 II (2) マーケティング I (2) 財務会計論 II (2)	
	第3類	経営管理論 (2) 経営組織論 (2) 人的資源管理論 II (2) サービス経営論 (2) 日本企業論 (2) 非営利組織経営論 (2) 国際貿易論 (2) マーケティング・リサーチ I (2) コーポレート・ファイナンス I (2) 連結財務諸表論 (2) 監査論 I (2)	経営史 I (2) 経営戦略論 (2) マーケティング II (2) 企業倫理 I (2) アジア経営論 (2) 福祉経営論 (2) 商業政策論 I (2) マーケティング・リサーチ II (2) コーポレート・ファイナンス II (2) 税務会計論 I (2) 監査論 II (2)	経営史 II (2) 人的資源管理論 I (2) 国際経営論 (2) 企業倫理 II (2) イノベーション論 (2) 観光経営論 (2) 商業政策論 II (2) ファイナンス II (2) 国際会計論 (2) 税務会計論 II (2) 管理会計論 (2)	

第3類	コストマネジメント論	(2)	財務諸表分析	(2)	租税論 I	(2)
	租税論 II	(2)	起業論 I	(2)	起業論 II	(2)
	特別講義 I	(2)	特別講義 II	(2)	特別講義 III	(2)
	特別講義 IV	(2)	特別講義 V	(2)	特別講義 VI	(2)
第4類	特別講義 VII	(2)	経営学実習 I	(2)	経営学実習 II	(2)
	経営学実習 III	(2)	ビジネス・ケース実習 I	(2)	ビジネス・ケース実習 II	(2)
第5類	ビジネス・リサーチ実習 I	(2)	ビジネス・リサーチ実習 II	(2)		
	演習 (3年)	(4)	演習 (4年)	(4)	文献講読 I	(2)
第6類	文献講読 II	(2)				
	キャリア形成論	(2)	総合講座 I	(2)	総合講座 II	(2)
第6類	総合講座 III	(2)				
	商業実践 I	(2)	商業実践 II	(2)	経済原論 I	(2)
	経済原論 II	(2)	税法 I	(2)	税法 II	(2)
	職業指導 I	(2)	職業指導 II	(2)	海外研究 I	(2)
教育職員免許状の教科に関する科目	海外研究 II	(2)				
	日本史	(2)	外国史	(2)	地誌学	(2)
<p>履修方法</p> <p>卒業要件</p> <p>経営学部所属の学生であって、経営学科の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところに従って、合計124単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。</p> <p>(1) 教養教育科目については、次により34単位以上を修得するものとする。</p> <p>ア TGベーシック 人間的基礎 10単位</p> <p>イ TGベーシック 知的基礎 8単位</p> <p>ウ 学科教養科目 16単位</p> <p>(2) 地域教育科目については、2単位以上（必須を含む。）を修得するものとする。</p> <p>(3) 外国語科目については、第1類の4単位を修得するものとする。</p> <p>(4) 専門教育科目については、次により56単位以上を修得するものとする。</p> <p>ア 第1類 4単位（必修科目）</p> <p>イ 第2類から第6類 52単位</p> <p>(5) (1)から(4)のほか、教養教育科目、地域教育科目、外国語科目の第2類、保健体育科目、専門教育科目、他学部・他学科開講科目又は単位互換の協定を締結している他大学開講科目のうちから28単位以上を修得するものとする。</p> <p>(6) 外国人留学生等にあつては、次により8単位までを外国人留学生科目についての単位で代えることができる。</p> <p>ア 第1類 日本事情A又は日本事情Bは教養教育科目学科教養科目の4単位、日本事情Cは保健体育科目体育講義の2単位</p> <p>イ 第2類 日本語IAは外国語科目第1類の英語IAの1単位、日本語IBは外国語科目第1類の英語IBの1単位、日本語IIAは外国語科目第1類の英語IIAの1単位、日本語IIBは外国語科目第1類の英語IIBの1単位</p> <p>(7) 外国語科目第3類、教育職員免許状の教科に関する科目及び教職等に関する科目は自由科目とし、卒業所要単位には加えない。</p> <p>備考</p> <p>教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目のうちの日本国憲法2単位、保健体育科目のうちのスポーツ実技2単位、外国語科目第2類のうち外国語コミュニケーション2単位並びに専門教育科目第1類の中の情報処理概論I及び情報処理概論IIの4単位を修得しなければならない。また、教育職員免許法施行規則に定める「教科及び教職に関する科目」のうち「教科に関する専門的事項」については、本教育課程表より、それ以外の科目については、本学学則第30条（別表第3）の授業科目のうちから、それぞれ教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。</p>						

4 法学部 法律学科

×は必修 【 】はいずれか1科目選択必修 ( )内は単位数

区分		科目名				
教養教育科目	T G ベーシック	人間的基礎	×聖書を学ぶ (2) キリスト教学B (キリスト教と宗教) (2) 市民社会を生きる (2) キャリア形成と大学生活 (2)	×キリスト教の歴史と思想 (2) キリスト教学C (キリスト教と文化) (2) 地球社会を生きる (2)	【キリスト教学A (キリスト教と倫理) (2) キリスト教学D (キリスト教と現代社会) (2)】 科学技術社会を生きる (2)	
		知的基礎	クリティカル・シンキング (2) 科学的思考の基礎 (2) 読解・作文の技法 (2)	数理的思考の基礎 (2) 情報化社会の基礎 (2) 研究・発表の技法 (2)	統計的思考の基礎 (2) メディア・リテラシー (2)	
	学科教養科目	哲学の基礎 (2) 心理学 (2) 日本国憲法 (2) 健康の科学 (2) 文化人類学 (2) 地理学 (2)	芸術論 (2) 社会学 (2) 環境の科学 (2) 文学 (2) 東北地域論 (2) 現代の倫理 (2)	歴史学基礎 (2) 経営学 (2) 自然の科学 (2) 現代の政治 (2) 情報リテラシー (2) 社会情勢論 (2)		
地域教育科目		震災と復興 (2) 地域課題演習 (4)	×地域の課題 I (2)	地域の課題 II (2)		
外国語科目	第1類	×英語 I A (1) ×英語 II B (1)	×英語 I B (1)	×英語 II A (1)		
	第2類	ドイツ語 I A (2) 韓国・朝鮮語 I A (2) 中国語 I B (2) フランス語 II (2)	フランス語 I A (2) ドイツ語 I B (2) 韓国・朝鮮語 I B (2) 中国語 II (2)	中国語 I A (2) フランス語 I B (2) ドイツ語 II (2) 韓国・朝鮮語 II (2)		
	第3類	ベーシック英語 (1) 外国語コミュニケーション II (1)	英語 III (1)	外国語コミュニケーション I (1)		
保健体育科目		体育講義 (2)	スポーツ実技 (2)			
外国人留学生科目	第1類	日本事情 A (2)	日本事情 B (2)	日本事情 C (2)		
	第2類	日本語 I A (1) 日本語 II B (1)	日本語 I B (1)	日本語 II A (1)		
専門教育科目	科目導入	法学部生入門 (2)	法学の基礎 (2)	政策・行政入門 (2)		
	第1類	憲法 I (2) 憲法 IV (2) 行政法各論 I (2) 経済法 I (2) 租税法 II (2)	憲法 II (2) 行政法総論 I (2) 行政法各論 II (2) 経済法 II (2) 環境法 (2)	憲法 III (2) 行政法総論 II (2) 行政救済法 (2) 租税法 I (2) 社会保障法 (2)		
		第2類	民法総則 I (2) 物権法 II (2) 債権法各論 I (2) 家族法 II (2) 会社法 III (2) 商法 III (商取引・保険) (2) 民事訴訟法 I (2) 倒産法 (2) 知的財産法 I (2)	民法総則 II (2) 債権法総論 I (2) 債権法各論 II (2) 会社法 I (2) 商法 I (総論) (2) 金融法 (2) 民事訴訟法 II (2) 労働法 I (2) 知的財産法 II (2)	物権法 I (2) 債権法総論 II (2) 家族法 I (2) 会社法 II (2) 商法 II (証券・決済) (2) 民事手続法入門 (2) 民事執行法・保全法 (2) 労働法 II (2)	
			第3類	刑法総論 I (2) 刑法各論 II (2) 刑事政策 I (2)	刑法総論 II (2) 刑事訴訟法 I (2) 刑事政策 II (2)	刑法各論 I (2) 刑事訴訟法 II (2)

専門教育科目	第4類	法哲学Ⅰ (2)	法哲学Ⅱ (2)	法制史Ⅰ (2)	法制史Ⅱ (2)	法文化論 (2)									
	第5類	国際法Ⅰ (2)	国際法Ⅱ (2)	国際法Ⅲ (2)	国際法Ⅳ (2)	国際私法 (2)									
	第6類	政治学Ⅰ (2)	政治学Ⅱ (2)	政治思想史Ⅰ (2)	政治思想史Ⅱ (2)	国際政治論Ⅰ (2)	国際政治論Ⅱ (2)	比較政治論Ⅰ (2)	比較政治論Ⅱ (2)	地方自治論Ⅰ (2)	地方自治論Ⅱ (2)	行政学Ⅰ (2)	行政学Ⅱ (2)	平和学 (2)	
	第7類	基礎演習Ⅰ (2)	基礎演習Ⅱ (2)	演習一部 (4)	【演習二部】 (4)	卒業試験 (2)	コース総合演習A (2)	コース総合演習B (2)	外国書講読 (4)	法曹養成実習Ⅰ (2)	法曹養成実習Ⅱ (2)	法曹養成実習Ⅲ (2)			
	第8類	経済原論Ⅰ (2)	経済原論Ⅱ (2)	国際経済論Ⅰ (2)	国際経済論Ⅱ (2)	財政学Ⅰ (2)	財政学Ⅱ (2)	社会保障論Ⅰ (2)	社会保障論Ⅱ (2)	海外研究Ⅰ (2)	海外研究Ⅱ (2)	法学専門技能 (2)	コミュニケーション技能 (2)		
	第9類	専門特殊講義 (2)													
	教育職員免許状の教科に関する科目	日本史要説 (2)	外国史要説 (2)	地誌学概説 (2)	地理学概説 (2)	日本近現代史 (2)	民俗学概論Ⅰ (2)	民俗学概論Ⅱ (2)	江戸から明治へ (2)	西洋中世史 (2)	西洋近代史 (2)	経営史Ⅰ (2)	経営史Ⅱ (2)	経済史Ⅰ (2)	経済史Ⅱ (2)
	履修方法														
	卒業要件														
<p>法学部所属の学生であって、法律学科の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところに従って、合計124単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取り扱いについては、別に定める。</p> <p>(1) T Gベーシックについては、次により18単位以上を修得するものとする。</p> <p>ア 人間的基礎 10単位</p> <p>イ 知的基礎 8単位</p> <p>(2) 地域教育科目については、2単位以上（必修を含む。）を修得するものとする。</p> <p>(3) 外国語科目については、第1類より4単位を修得するものとする。</p> <p>(4) 外国語科目第2類については、次の場合、学則第24条の5の規定に基づき、本学における授業科目の履修とみなし、必要な指導を受けたうえで、単位を認定できるものとする。</p> <p>ア ドイツ語技能検定、実用フランス語技能検定、中国語検定、又はハングル能力検定（以下、併せて「外国語技能検定」と呼ぶ）のいずれかにおいて、別に定める一定以上の成績をおさめ、当該外国語技能検定に対応する科目の単位認定を申請し、その申請が認められた場合</p> <p>イ 外国語科目第2類のうちいずれかの科目の単位を修得し、その科目とは異なる言語の外国語技能検定のいずれかにおいて、別に定める一定以上の成績を修め、当該外国語技能検定に対応する科目の単位認定を申請し、その申請が認められた場合</p> <p>(5) (1)(2)のほかに、T Gベーシック、学科教養科目、他学部開講教養教育科目、単位互換の協定を締結している他大学（以下「他大学」）開講教養教育科目の中から16単位以上、学科教養科目、地域教育科目、外国語科目第2類から第3類、保健体育科目、他学部・他大学開講非専門教育科目の中から8単位以上を修得するものとする。</p> <p>(6) 専門教育科目については、導入科目から4単位以上、第7類「演習二部」又は「卒業試験」から2単位以上のほかに、次により70単位以上を修得するものとする。ただし、導入科目から6単位を取得した場合には2単位を、また第8類からの修得単位のうち12単位までを、卒業所要単位として認める。なお、他学部・他大学開講専門教育科目については、20単位まで卒業所要単位への算入を認める。</p> <p>ア 政策・行政コース 第1類から8単位以上、第2類から10単位以上、第3類から4単位以上、第6類から8単位以上を修得しなければならない。</p> <p>イ 企業法務コース 第1類から4単位以上、第2類から18単位以上、第3類から2単位以上、第4類、第5類及び第6類から6単位以上を修得しなければならない。</p> <p>ウ 法律専門職コース 第1類から8単位以上、第2類から16単位以上、第3類から8単位以上を修得しなければならない。</p>															

(7) 第7類の「卒業試験」(2単位)については、次のいずれかの試験に合格した場合、学則第24条の5第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、単位認定の申請を行い、その申請が認められたとき、専門教育科目第7類「卒業試験」の単位を認定できるものとする。

- ア 司法試験予備試験
- イ 司法書士試験
- ウ 弁理士試験
- エ 行政書士試験
- オ 宅地建物取引士試験
- カ 土地家屋調査士試験
- キ 不動産鑑定士試験
- ク マンション管理士試験
- ケ 社会保険労務士試験
- コ 公認会計士試験
- サ 税理士試験
- シ 知的財産管理技能検定1級
- ス 知的財産管理技能検定2級
- セ ビジネス著作権検定上級
- ソ ビジネス著作権検定初級
- タ 法学検定アドバンスト〈上級〉コース試験
- チ 法学検定スタンダード〈中級〉コース試験
- ツ ビジネス実務法務検定試験1級
- テ ビジネス実務法務検定試験2級
- ト ビジネス実務法務検定試験3級

(8) 第8類の「法学専門技能」(2単位)については、法学検定スタンダード〈中級〉コース試験に合格し、単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合、学則第24条の5の規定に基づき、本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定できるものとする。

(9) 第8類の「コミュニケーション技能」(2単位)については、以下の場合、学則第24条の5の規定に基づき、本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定できるものとする。

- ア 外国語科目第1類のうち「英語ⅡA」及び「英語ⅡB」の単位を修得し、英語技能検定のいずれかにおいて、別に定める一定以上の成績をおさめて単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合
- イ 外国語科目第2類のうちいずれかの科目の単位を修得し、外国語技能検定のいずれかにおいて、別に定める一定以上の成績をおさめて単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合

(10) 外国人留学生等にあつては、次により10単位までを外国人留学生科目についての単位で代えることができる。

- ア 第1類 日本事情Aは学科教養科目の2単位、日本事情Bは学科教養科目の2単位、日本事情Cは保健体育科目「体育講義」の2単位に代えることができる。
- イ 第2類 日本語ⅠA及びⅠBは外国語科目第1類「英語ⅡA」及び「英語ⅡB」の2単位、日本語ⅡA及びⅡBは外国語科目第2類「ドイツ語ⅠA」、「フランス語ⅠA」、「中国語ⅠA」のいずれか2単位に代えることができる。

(11) 本課程表中の「教育職員免許状の教科に関する科目」欄にある科目は、卒業所要単位には加えない。

#### 備考

教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目のうち「日本国憲法」2単位及び「情報リテラシー」2単位、保健体育科目の中の「スポーツ実技」2単位並びに外国語科目第3類のうち「外国語コミュニケーションⅠ」1単位及び「外国語コミュニケーションⅡ」1単位を修得しなければならない。また、教育職員免許法施行規則に定める「教科及び教職に関する科目」のうち「教科に関する専門的事項」については本教育課程表より、それ以外の科目については本学則第30条(別表第3)の授業科目のうちから、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

## 5 工学部

### (1) 機械知能工学科

×は必修 【 】はいずれか1科目選択必修 ( )内は単位数

区分		科目名			
教養教育科目	T G ベーシック	人間的基礎	×聖書を学ぶ (2) キリスト教学B (キリスト教と宗教) (2) 市民社会を生きる (2) キャリア形成と大学生活 (2)	×キリスト教の歴史と思想 (2) キリスト教学C (キリスト教と文化) (2) 地球社会を生きる (2)	キリスト教学A (キリスト教と倫理) (2) キリスト教学D (キリスト教と現代社会) (2) 科学技術社会を生きる (2)
		知的基礎	クリティカル・シンキング (2) 科学的思考の基礎 (2) 読解・作文の技法 (2)	数理的思考の基礎 (2) 情報化社会の基礎 (2) 研究・発表の技法 (2)	統計的思考の基礎 (2) メディア・リテラシー (2)
	学科教養科目	人文社会	哲学 (2) 心理学 (2) 経営学 (2) 東北地域論 (2)	芸術論 (2) 社会学 (2) 法学 (2)	歴史学 (2) 経済学 (2) 日本国憲法 (2)
		自然科学	健康の科学 (2) ×フレッシュパーソンセミナー (1) 基礎化学演習 (1)	生命の科学 (2) 基礎数学演習 (1) 技術者倫理 (2)	×情報リテラシー (2) 基礎物理演習 (1) 知的所有権 (2)
地域教育科目		震災と復興 (2) 地域課題演習 (4)	×地域の課題 I (2)	地域の課題 II (2)	
外国語科目	第1類	×英語 I A (1) ×英語 II B (1)	×英語 I B (1) 英語コミュニケーションズ (2)	×英語 II A (1)	
	第2類	ドイツ語 (2) 韓国・朝鮮語 (2)	フランス語 (2)	中国語 (2)	
	第3類	ベーシック英語 (1)	英語 III (1)		
保健体育科目		体育講義 (2)	スポーツ実技 (2)		
外国人留学科目	第1類	日本事情 A (2)	日本事情 B (2)	日本事情 C (2)	
	第2類	日本語 I A (1) 日本語 II B (1)	日本語 I B (1)	日本語 II A (1)	
学部共通専門科目		×物理学 I (2) ×微分積分学 II (2) 微分方程式 (2) ×プログラミング基礎 (2) ×工学総合演習 I (1) ×卒業研究 I (3) インターンシップ (1) 海外研究 II (2)	物理学 II (2) ×線形代数学 (2) フーリエ解析 (2) プログラミング応用 (2) ×工学総合演習 II (1) ×卒業研究 II (3) キャリア・デザイン (2)	×微分積分学 I (2) 自然科学実験ファンダメンタルズ (2) 確率統計学 (2) 工業英語 (2) ×ジュニアセミナー (2) 学外見学 (1) 海外研究 I (2)	
学科専門科目	専門基盤科目	×人と機械工学 (2) ×メカトロニクス基礎 (2) ×機械知能工学実験 I (2) 基礎工業力学 (2) 基礎熱力学 (2) 機械力学 (2)	×ユニバーサルデザイン (2) ×メカトロニクス総合 (2) ×機械知能工学実験 II (2) 基礎材料力学 (2) 基礎流体工学 (2)	×環境エネルギー工学 (2) ×機械設計製図 (2) メカノデザイン工作演習 I (2) 機械設計学 (2) 制御工学 (2)	
	応用数	複素関数論とラプラス変換 (2)	ベクトル解析学 (2)	数値解析法 (2)	
	材料・設計工学科目	材料工学 (2) 材料力学 (2) 機械工作学 (2)	知能材料工学 (2) 固体力学 (2) メカノデザイン工作演習 II (2)	応用工業力学 (2) 機構学 (2) 生産システム (2)	

学科専門科目	熱・流体工学科目	応用熱力学 (2)	応用流体工学 (2)	熱流体機械 (2)
		熱流体解析工学 (2)	自動車工学 (2)	航空工学 (2)
専門応用科目	生体・制御工学科目	生体機械工学 (2)	コンピュータ生体信号処理 (2)	計測学 (2)
		人間工学 (2)	ヒューマンマシンインターフェース (2)	システム工学 (2)
		福祉機械工学 (2)	システム制御工学 (2)	ロボット基礎工学 (2)
		ロボット開発工学 (2)		
		特別講義 (2)		
教育職員免許状の教科に関する科目		工業技術概論 (2)	工業系の職業指導 (2)	機械系の職業指導 (2)
<p>履修方法</p> <p>合計124単位以上を修得しなければならない。</p> <p>(1) 教養教育科目については、次により38単位以上を修得するものとする。</p> <p>ア TGベーシック 人間的基礎から10単位以上</p> <p>イ TGベーシック 知的基礎から10単位以上</p> <p>ウ 学科教養科目 人文社会から10単位以上</p> <p>エ 学科教養科目 自然科学から8単位以上</p> <p>(2) 地域教育科目については、2単位以上（必修を含む。）を修得するものとする。</p> <p>(3) 外国語科目については、第1類から必修4単位を修得するものとする。</p> <p>ア 第3類 ベーシック英語、英語Ⅲは進級・卒業単位に含めない。</p> <p>(4) 学部共通専門科目については、28単位以上を修得するものとする。</p> <p>(5) 学科専門科目については、次により選択したコースごとに52単位以上修得するものとする。</p> <p>ア 専門基盤科目から26単位以上</p> <p>イ 応用数学科目から2単位以上</p> <p>ウ 専門応用科目については下記に従い16単位以上</p> <p>(ア) 材料・設計工学科目から4単位以上</p> <p>(イ) 熱・流体工学科目から4単位以上</p> <p>(ウ) 生体・制御工学科目から4単位以上</p> <p>エ 教養教育科目、地域教育科目、外国語科目第1類～第2類、保健体育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目から、合計8単位まで含んでもよい。</p> <p>(6) 外国人留学生等にあつては、次により10単位までを外国人留学生科目についての単位で代えることができる。</p> <p>ア 日本事情Aは教養教育科目学科教養科目の人文社会2単位、日本事情Bは教養教育科目学科教養科目の自然科学2単位、日本事情Cは保健体育科目の「体育講義」2単位</p> <p>イ 日本語ⅠAは外国語科目第1類の「英語ⅠA」の1単位、日本語ⅠBは外国語科目第1類の「英語ⅠB」の1単位、日本語ⅡAは外国語科目第1類の「英語ⅡA」1単位、日本語ⅡBは外国語科目第1類の「英語ⅡB」の1単位</p> <p>(7) 教育職員免許状の教科に関する科目と教職等に関する科目については、卒業所要単位には加えない。</p> <p>備考</p> <p>教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目学科教養科目から日本国憲法2単位及び情報リテラシー2単位、保健体育科目からスポーツ実技2単位、外国語科目第1類から英語コミュニケーションズ2単位を修得しなければならない。</p> <p>また、教育職員免許法施行規則に定める「教科及び教職に関する科目」のうち「教科に関する専門的事項」については本教育課程表より、それ以外の科目については本学則第30条（別表第3）の授業科目のうちから、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。</p>				

(2) 電気電子工学科

×は必修 【 】はいずれか1科目選択必修 ( )内は単位数

区分		科目名			
教養教育科目	T G ベーシック	人間的基礎	×聖書を学ぶ (2) キリスト教学B (キリスト教と宗教) (2) 市民社会を生きる (2) キャリア形成と大学生活 (2)	×キリスト教の歴史と思想 (2) キリスト教学C (キリスト教と文化) (2) 地球社会を生きる (2)	キリスト教学A (キリスト教と倫理) (2) キリスト教学D (キリスト教と現代社会) (2) 科学技術社会を生きる (2)
		知的基礎	クリティカル・シンキング (2) 科学的思考の基礎 (2) 読解・作文の技法 (2)	数理的思考の基礎 (2) 情報化社会の基礎 (2) 研究・発表の技法 (2)	統計的思考の基礎 (2) メディア・リテラシー (2)
	学科教養科目	人文社会	哲学 (2) 心理学 (2) 経営学 (2) 東北地域論 (2)	芸術論 (2) 社会学 (2) 法学 (2)	歴史学 (2) 経済学 (2) 日本国憲法 (2)
		自然科学	健康の科学 (2) ×フレッシュパーソンセミナー (1) 基礎化学演習 (1)	生命の科学 (2) 基礎数学演習 (1) 技術者倫理 (2)	×情報リテラシー (2) 基礎物理演習 (1) 知的所有権 (2)
地域教育科目		震災と復興 (2) 地域課題演習 (4)	×地域の課題 I (2)	地域の課題 II (2)	
外国語科目	第1類	×英語 I A (1) ×英語 II B (1)	×英語 I B (1) 英語コミュニケーションズ (2)	×英語 II A (1)	
	第2類	ドイツ語 (2) 韓国・朝鮮語 (2)	フランス語 (2)	中国語 (2)	
	第3類	ベーシック英語 (1)	英語 III (1)		
保健体育科目		体育講義 (2)	スポーツ実技 (2)		
外国人留学科目	第1類	日本事情 A (2)	日本事情 B (2)	日本事情 C (2)	
	第2類	日本語 I A (1) 日本語 II B (1)	日本語 I B (1)	日本語 II A (1)	
学部共通専門科目		×物理学 I (2) ×微分積分学 II (2) 微分方程式 (2) ×プログラミング基礎 (2) ×工学総合演習 I (1) ×卒業研究 I (3) インターンシップ (1) 海外研究 II (2)	物理学 II (2) ×線形代数学 (2) フーリエ解析 (2) プログラミング応用 (2) ×工学総合演習 II (1) ×卒業研究 II (3) キャリア・デザイン (2)	×微分積分学 I (2) 自然科学実験ファンダメンタルズ (2) 確率統計学 (2) 工業英語 (2) ×ジュニアセミナー (2) 学外見学 (1) 海外研究 I (2)	
学科専門科目	専門基盤科目	×電磁気学 I (2) 電磁気学演習 II (1) ×電気回路学 II (2) ×情報・通信基礎工学 (2) デジタル電子回路学 (2) ×電気・電子工学実験 II (2)	×電磁気学演習 I (1) ×電気回路学 I (2) 電気回路学演習 II (1) ×電子・材料基礎工学 (2) 電気・電子基礎計測 (2) ×電気・電子工学実験 III (2)	×電磁気学 II (2) ×電気回路学演習 I (1) ×電力・制御基礎工学 (2) アナログ電子回路学 (2) ×電気・電子工学実験 I (2) ×電気・電子工学実験 IV (2)	
		第1類	ベクトル解析 (2) 電気法規及び施設管理 (2)	電波法 (1) 電気機械設計製図 (2)	通信システム概論 (2)
	第2類	制御工学 (2) ソフトウェア工学 (2)	システム工学 (2) 電子物性工学 (2)	ハードウェア工学 (2) 電子機械工学 (2)	

学科専門科目	電力・制御系	電磁エネルギー変換工学	(2)	パワーエレクトロニクス	(2)	高電圧工学	(2)
		電力発生工学	(2)	電力系統工学	(2)	電力応用工学	(2)
	情報・通信系	情報通信工学	(2)	電磁波工学	(2)	音響通信工学	(2)
		画像処理工学	(2)	ネットワークプログラミング	(2)	デジタル信号処理	(2)
電子・材料系	固体物性工学	(2)	電気電子材料工学	(2)	ナノテクノロジー工学	(2)	
	電子デバイス工学	(2)	集積デバイス工学	(2)	化学材料工学	(2)	
		特別講義	(2)				
教育職員免許状の教科に関する科目		工業技術概論	(2)	工学系の職業指導	(2)	電気電子系の職業指導	(2)

#### 履修方法

合計124単位以上を修得しなければならない。

(1) 教養教育科目については、次により38単位以上を修得するものとする。

ア TGベーシック 人間的基礎から10単位以上

イ TGベーシック 知的基礎から10単位以上

ウ 学科教養科目 人文社会から10単位以上

エ 学科教養科目 自然科学から8単位以上

(2) 地域教育科目については、2単位以上（必修を含む。）を修得するものとする。

(3) 外国語科目については、第1類から必修4単位を修得するものとする。

ア 第3類 ベーシック英語、英語Ⅲは進級・卒業単位に含めない。

(4) 学部共通専門科目については、28単位以上を修得するものとする。

(5) 学科専門科目については、次により選択したコースごとに52単位以上修得するものとする。

ア 基礎科目から26単位以上

イ 基盤科目から8単位以上、ただし第2類から4単位以上修得すること。

ウ 応用科目から10単位以上

エ 教養教育科目、地域教育科目、外国語科目第1類～第2類、保健体育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目から、合計8単位まで含んでもよい。

(6) 外国人留学生等にあつては、次により10単位までを外国人留学生科目についての単位で代えることができる。

ア 日本事情Aは教養教育科目学科教養科目の人文社会2単位、日本事情Bは教養教育科目学科教養科目の自然科学2単位、日本事情Cは保健体育科目の「体育講義」2単位

イ 日本語ⅠAは外国語科目第1類の「英語ⅠA」の1単位、日本語ⅠBは外国語科目第1類の「英語ⅠB」の1単位、日本語ⅡAは外国語科目第1類の「英語ⅡA」1単位、日本語ⅡBは外国語科目第1類の「英語ⅡB」の1単位

(7) 教育職員免許状の教科に関する科目と教職等に関する科目については、卒業所要単位には加えない。

#### 備考

教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目学科教養科目から日本国憲法2単位及び情報リテラシー2単位、保健体育科目からスポーツ実技2単位、外国語科目第1類から英語コミュニケーションズ2単位を修得しなければならない。

また、教育職員免許法施行規則に定める「教科及び教職に関する科目」のうち「教科に関する専門的事項」については本教育課程表より、それ以外の科目については本学則第30条（別表第3）の授業科目のうちから、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

(3) 環境建設工学科

×は必修 【 】はいずれか1科目選択必修 ( )内は単位数

区分		科目名			
教養教育科目	T G ベーシック	人間的基礎	×聖書を学ぶ (2) キリスト教学B (キリスト教と宗教) (2) 市民社会を生きる (2) キャリア形成と大学生活 (2)	×キリスト教の歴史と思想 (2) キリスト教学C (キリスト教と文化) (2) 地球社会を生きる (2)	キリスト教学A (キリスト教と倫理) (2) キリスト教学D (キリスト教と現代社会) (2) 科学技術社会を生きる (2)
		知的基礎	クリティカル・シンキング (2) 科学的思考の基礎 (2) 読解・作文の技法 (2)	数理的思考の基礎 (2) 情報化社会の基礎 (2) ×研究・発表の技法 (2)	統計的思考の基礎 (2) メディア・リテラシー (2)
	学科教養科目	人文社会	哲学 (2) 心理学 (2) 経営学 (2) 東北地域論 (2)	芸術論 (2) 社会学 (2) 法学 (2)	歴史学 (2) 経済学 (2) 日本国憲法 (2)
		自然科学	健康の科学 (2) ×フレッシュパーソンセミナー (1) 基礎化学演習 (1)	生命の科学 (2) ×基礎数学演習 (1) ×技術者倫理 (2)	×情報リテラシー (2) ×基礎物理演習 (1) 知的所有権 (2)
地域教育科目		震災と復興 (2) 地域課題演習 (4)	×地域の課題 I (2)	地域の課題 II (2)	
外国語科目	第1類	×英語 I A (1) ×英語 II B (1)	×英語 I B (1) 英語コミュニケーションズ (2)	×英語 II A (1)	
	第2類	ドイツ語 (2) 韓国・朝鮮語 (2)	フランス語 (2)	中国語 (2)	
	第3類	ベーシック英語 (1)	英語 III (1)		
保健体育科目		体育講義 (2)	スポーツ実技 (2)		
外国人留学科目	第1類	日本事情 A (2)	日本事情 B (2)	日本事情 C (2)	
	第2類	日本語 I A (1) 日本語 II B (1)	日本語 I B (1)	日本語 II A (1)	
学部共通専門科目		×物理学 I (2) ×微分積分学 II (2) 微分方程式 (2) ×プログラミング基礎 (2) ×工学総合演習 I (1) ×卒業研究 I (3) インターンシップ (1) 海外研究 II (2)	物理学 II (2) ×線形代数学 (2) フーリエ解析 (2) プログラミング応用 (2) ×工学総合演習 II (1) ×卒業研究 II (3) キャリア・デザイン (2)	×微分積分学 I (2) 自然科学実験ファンダメンタルズ (2) 確率統計学 (2) 工業英語 (2) ×ジュニアセミナー (2) 学外見学 (1) 海外研究 I (2)	
学科専門科目	環境土木コース専門科目	必修科目	×力学および演習 (3) ×構造力学 I および演習 (3) ×コンクリート工学 (2) ×地盤力学 II (2) ×環境建設工学総合演習 (1)	×環境建設基礎数学演習 (1) ×水理学 I (2) ×環境工学 I (2) ×鉄筋コンクリート工学 (2) ×環境建設工学実験 (2)	×環境建設計画 (2) ×地盤力学 I (2) ×構造力学 II (2) ×測量学 I (2) ×環境建設工学設計製図 (2)
		専門基礎・基盤科目	水理学 II (2) 測量学 II (2) 都市計画 (2)	環境工学 II (2) 測量実習製図 (2) 交通工学 (2)	上下水道工学 (2) 地震工学 I (2) C A D 演習 (1)
		環境・社会基盤 I 科目	地震工学 II (2) 鋼構造工学 (2) 環境生物工学 (2)	構造力学 III (2) 河川港湾工学 (2) 環境保全工学 (2)	コンクリートメンテナンス工学 (2) 環境の化学 (2) 応用水理学 (2)
		専門科目	施工法および施工管理 (2)	建設マネジメント (2)	

学科専門科目	建築コース専門科目	建築設計製図	×建築設計製図Ⅰ 建築設計製図Ⅳ	(2) (2)	×建築設計製図Ⅱ	(2)	×建築設計製図Ⅲ	(2)
		建築計画	×建築計画Ⅰ 住居計画	(2) (2)	×建築計画Ⅱ 西洋・近代建築史	(2) (2)	建築計画Ⅲ 日本建築史	(2) (2)
		建築環境工学	×建築環境工学	(2)	建築環境計画	(2)		
		建築設備	×建築設備	(2)	建築設備計画	(2)		
		構造力学	×力学および演習	(3)	構造力学Ⅰおよび演習	(3)	構造力学Ⅱ	(2)
			×建築構造力学	(2)	地震工学Ⅰ	(2)		
		建築構法	×建築構法	(2)	鉄筋コンクリート工学	(2)	鋼構造工学	(2)
			×建築材料学	(2)	コンクリート工学	(2)		
		建築生産	生産管理	(2)	施工法および施工管理	(2)		
		建築法規	×建築法規	(2)				
		建築関連	×測量学Ⅰ 測量実習製図 C A D演習	(2) (2) (1)	測量学Ⅱ 都市計画	(2) (2)	×環境建設基礎数学演習 交通工学	(1) (2)
			科目 関連	特別講義	(2)			
			教育職員免許 状の教科に関 する科目	工業技術概論	(2)	職業指導Ⅰ	(2)	職業指導Ⅱ

#### 履修方法

合計124単位以上を修得しなければならない。

(1) 教養教育科目については、次により38単位以上を修得するものとする。

ア T Gベーシック 人間的基礎から10単位以上

イ T Gベーシック 知的基礎から10単位以上

ウ 学科教養科目 人文社会から10単位以上

エ 学科教養科目 自然科学から8単位以上

(2) 地域教育科目については、2単位以上（必修を含む。）を修得するものとする。

(3) 外国語科目については、第1類から必修4単位を修得するものとする。

ア 第3類 ベーシック英語、英語Ⅲは進級・卒業単位に含めない。

(4) 学部共通専門科目については、28単位以上を修得するものとする。

(5) 学科専門科目については、次により選択したコースごとに52単位以上修得するものとする。

ア 環境土木コース

(ア) 環境土木コース専門科目 必修科目から30単位

(イ) 環境土木コース専門科目 専門基礎・基盤科目から8単位以上

(ウ) 環境土木コース専門科目 環境・社会基盤工学科目から6単位以上

(エ) 教養教育科目、地域教育科目、外国語科目第1類～第2類、保健体育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、環境建設工学科他コース科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目から、合計8単位まで含んでもよい。

イ 建築コース

(ア) 建築コース専門科目 建築設計製図から7単位以上

(イ) 建築コース専門科目 建築計画から8単位以上

(ウ) 建築コース専門科目 建築環境工学から2単位以上

(エ) 建築コース専門科目 建築設備から2単位以上

(オ) 建築コース専門科目 構造力学から7単位以上

(カ) 建築コース専門科目 建築一般構造から4単位以上

(キ) 建築コース専門科目 建築材料から2単位以上

(ク) 建築コース専門科目 建築生産から2単位以上

(ケ) 建築コース専門科目 建築法規から2単位

(コ) 建築コース専門科目 建築関連から8単位以上

(サ) 教養教育科目、地域教育科目、外国語科目第1類～第2類、保健体育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、環境建設工学科他コース科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目から、合計8単位まで含んでもよい。

- (6) 外国人留学生等にあつては、次により10単位までを外国人留学生科目についての単位で代えることができる。
- ア 日本事情Aは教養教育科目学科教養科目の人文社会2単位、日本事情Bは教養教育科目学科教養科目の自然科学2単位、日本事情Cは保健体育科目の「体育講義」2単位。
  - イ 日本語I Aは外国語科目第1類の「英語I A」の1単位、日本語I Bは外国語科目第1類の「英語I B」の1単位、日本語II Aは外国語科目第1類の「英語II 1」1単位、日本語II Bは外国語科目第1類の「英語II B」の1単位。
- (7) 教育職員免許状の教科に関する科目と教職等に関する科目については、卒業所要単位には加えない。

備考

教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目学科教養科目から日本国憲法2単位及び情報リテラシー2単位、保健体育科目からスポーツ実技2単位、外国語科目第1類から英語コミュニケーションズ2単位を修得しなければならない。

また、教育職員免許法施行規則に定める「教科及び教職に関する科目」のうち「教科に関する専門的事項」については本教育課程表より、それ以外の科目については本学則第30条（別表第3）の授業科目のうちから、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

(4) 情報基盤工学科

×は必修 【 】はいずれか1科目選択必修 ( )内は単位数

区分		科目名			
教養教育科目	T G ベーシック	人間的基礎	×聖書を学ぶ (2) キリスト教学B (キリスト教と宗教) (2) 市民社会を生きる (2) キャリア形成と大学生活 (2)	×キリスト教の歴史と思想 (2) キリスト教学C (キリスト教と文化) (2) 地球社会を生きる (2)	キリスト教学A (キリスト教と倫理) (2) キリスト教学D (キリスト教と現代社会) (2) 科学技術社会を生きる (2)
		知的基礎	クリティカル・シンキング (2) 科学的思考の基礎 (2) 読解・作文の技法 (2)	数理的思考の基礎 (2) 情報化社会の基礎 (2) 研究・発表の技法 (2)	統計的思考の基礎 (2) メディア・リテラシー (2)
	学科教養科目	人文社会	哲学 (2) 心理学 (2) 経営学 (2) 東北地域論 (2)	芸術論 (2) 社会学 (2) 法学 (2)	歴史学 (2) 経済学 (2) 日本国憲法 (2)
		自然科学	健康の科学 (2) ×フレッシュパーソンセミナー (1) 基礎化学演習 (1)	生命の科学 (2) 基礎数学演習 (1) 技術者倫理 (2)	×情報リテラシー (2) 基礎物理演習 (1) 知的所有権 (2)
地域教育科目		震災と復興 (2) 地域課題演習 (4)	×地域の課題 I (2)	地域の課題 II (2)	
外国語科目	第1類	×英語 I A (1) ×英語 II B (1)	×英語 I B (1) 英語コミュニケーションズ (2)	×英語 II A (1)	
	第2類	ドイツ語 (2) 韓国・朝鮮語 (2)	フランス語 (2)	中国語 (2)	
	第3類	ベーシック英語 (1)	英語 III (1)		
保健体育科目		体育講義 (2)	スポーツ実技 (2)		
外国人留学科目	第1類	日本事情 A (2)	日本事情 B (2)	日本事情 C (2)	
	第2類	日本語 I A (1) 日本語 II B (1)	日本語 I B (1)	日本語 II A (1)	
学部共通専門科目		×物理学 I (2) ×微分積分学 II (2) 微分方程式 (2) ×プログラミング基礎 (2) ×工学総合演習 I (1) ×卒業研究 I (3) インターンシップ (1) 海外研究 II (2)	物理学 II (2) ×線形代数学 (2) フーリエ解析 (2) プログラミング応用 (2) ×工学総合演習 II (1) ×卒業研究 II (3) キャリア・デザイン (2)	×微分積分学 I (2) 自然科学実験ファンダメンタルズ (2) 確率統計学 (2) 工業英語 (2) ×ジュニアセミナー (2) 学外見学 (1) 海外研究 I (2)	
	情報基盤工学基礎科目群	×情報数理演習 I (線形代数学) (1) ×確率統計学演習 (1) ×応用線形代数学 (2) ×情報理論演習 (1) 信号処理工学 (2)	×情報数理演習 II (微分積分学 I) (1) ×情報数学 (2) ×応用線形代数学演習 (1) 符号理論 (2)	×情報数理演習 III (微分積分学 II) (1) ×情報数学演習 (1) ×情報理論 (2) 最適化法 (2)	
		情報工学科目群	×情報工学基礎 (2) ×アルゴリズム論 (2) ソフトウェア開発演習 II (2) 人工知能 (2) オペレーティングシステム工学 (2)	×データサイエンス (2) ×アルゴリズム論演習 (1) シミュレーション工学 (2) デジタル回路設計 (2)	×データサイエンス演習 (1) ×ソフトウェア開発演習 I (2) センサネットワーク工学 (2) 情報セキュリティ工学 (2)

学科専門科目	通信工学科目群	×情報通信工学	(2)	×情報システム工学	(2)	×インターネット工学	(2)
		×インターネット工学演習	(1)	×電気電子計測	(2)	×通信工学基礎Ⅰ	(2)
		通信工学基礎Ⅱ	(2)	通信工学基礎Ⅲ	(2)	通信工学基礎演習	(1)
		電磁波工学	(2)	情報通信法規	(2)	情報通信工学実験Ⅰ	(2)
		情報通信工学実験Ⅱ	(2)				
教育職員免許状の教科に関する科目		工業技術概論	(2)	工科系の職業指導	(2)	情報基盤系の職業指導	(2)
<p>履修方法</p> <p>合計124単位以上を修得しなければならない。</p> <p>(1) 教養教育科目については、次により38単位以上を修得するものとする。</p> <p>ア T Gベーシック 人間的基礎から10単位以上</p> <p>イ T Gベーシック 知的基礎から10単位以上</p> <p>ウ 学科教養科目 人文社会から10単位以上</p> <p>エ 学科教養科目 自然科学から8単位以上</p> <p>(2) 地域教育科目については、2単位以上（必修を含む。）を修得するものとする。</p> <p>(3) 外国語科目については、第1類から必修4単位を修得するものとする。</p> <p>ア 第3類 ベーシック英語、英語Ⅲは進級・卒業単位に含めない。</p> <p>(4) 学部共通専門科目については、必修科目20単位を含む28単位以上を修得するものとする。ただし、「物理学Ⅱ」、「自然科学実験ファンダメンタルズ」、「微分方程式」、「フーリエ解析」、「確率統計学」、「プログラミング応用」、「工業英語」から6単位以上を含むこと。</p> <p>(5) 学科専門科目については、次により52単位以上を修得するものとする。</p> <p>ア 情報基盤工学基礎科目群から13単位以上</p> <p>イ 情報工学科目群から10単位以上</p> <p>ウ 通信工学科目群から11単位以上</p> <p>エ 教養教育科目、地域教育科目、外国語科目第1類～第2類、保健体育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目から、合計8単位まで含んでもよい。</p> <p>(6) 外国人留学生等にあつては、次により10単位までを外国人留学生科目についての単位で代えることができる。</p> <p>ア 日本事情Aは教養教育科目学科教養科目の人文社会2単位、日本事情Bは教養教育科目学科教養科目の自然科学2単位、日本事情Cは保健体育科目の「体育講義」2単位</p> <p>イ 日本語ⅠAは外国語科目第1類の「英語ⅠA」の1単位、日本語ⅠBは外国語科目第1類の「英語ⅠB」の1単位、日本語ⅡAは外国語科目第1類の「英語ⅡA」1単位、日本語ⅡBは外国語科目第1類の「英語ⅡB」の1単位</p> <p>(7) 教育職員免許状の教科に関する科目と教職等に関する科目については、卒業所要単位には加えない。</p> <p>備考</p> <p>教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目学科教養科目から日本国憲法2単位及び情報リテラシー2単位、保健体育科目からスポーツ実技2単位、外国語科目第1類から英語コミュニケーションズ2単位を修得しなければならない。</p> <p>また、教育職員免許法施行規則に定める「教科及び教職に関する科目」のうち「教科に関する専門的事項」については本教育課程表より、それ以外の科目については本学則第30条（別表第3）の授業科目のうちから、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。</p>							

## 6 教養学部

### (1) 人間科学科

×は必修 【 】は選択必修科目 ( )内は単位数

区分		科目名			
教養教育科目	T G ベーシック	人間的基礎	×聖書を学ぶ (2) キリスト教学B (キリスト教と宗教) (2) 市民社会を生きる (2) キャリア形成と大学生活 (2)	×キリスト教の歴史と思想 (2) キリスト教学C (キリスト教と文化) (2) 地球社会を生きる (2)	【キリスト教学A (キリスト教と倫理) (2) キリスト教学D (キリスト教と現代社会) (2)】 科学技術社会を生きる (2)
		知的基礎	クリティカル・シンキング (2) 科学的思考の基礎 (2) 読解・作文の技法 (2)	数理的思考の基礎 (2) 情報化社会の基礎 (2) 研究・発表の技法 (2)	統計的思考の基礎 (2) メディア・リテラシー (2)
	人文系	哲学入門 (2) 歴史学 (2)	芸術論 (2) 文学 (2)	音楽 (2) 倫理学入門 (2)	
		社会科学系	心理学 (2) 法学基礎 (2) 現代政治論 (2)	社会学 (2) 地理学 (2) 社会福祉論 (2)	経済学入門 (2) 日本国憲法 (2) 東北地域論 (2)
	自然系		環境の科学 (2) 健康の科学 (2)	自然の科学 (2) 先端の科学と技術 (2)	生命の科学 (2)
			選修の部	東北学院の歴史 (2)	
	地域教育科目	震災と復興 (2) 地域課題演習 (4)	×地域の課題 I (2)	地域の課題 II (2)	
	外国語科目	第1類	×英語 I A (1) ×英語 II B (1) 英語コミュニケーション II A (1)	×英語 I B (1) 英語コミュニケーション I A (1) 英語コミュニケーション II B (1)	×英語 II A (1) 英語コミュニケーション I B (1)
		第2類	【ドイツ語 I (週1) A (1) フランス語 I (週1) B (1) 韓国・朝鮮語 I (週1) A (1) ドイツ語 I (週2) B (2) 中国語 I (週2) A (2) 韓国・朝鮮語 I (週2) B (2)】	ドイツ語 I (週1) B (1) 中国語 I (週1) A (1) 韓国・朝鮮語 I (週1) B (1) フランス語 I (週2) A (2) 中国語 I (週2) B (2) ドイツ語コミュニケーション I A (1) フランス語コミュニケーション I B (1) 中国語コミュニケーション I B (1) 韓国・朝鮮語コミュニケーション I A (1)	フランス語 I (週1) A (1) 中国語 I (週1) B (1) ドイツ語 I (週2) A (2) フランス語 I (週2) B (2) 韓国・朝鮮語 I (週2) A (2) ドイツ語コミュニケーション I B (1) 中国語コミュニケーション I A (1) 韓国・朝鮮語コミュニケーション I B (1) ドイツ語 II A (1) 中国語 II A (1) 韓国・朝鮮語 II B (1)
			ドイツ語 II A (1) フランス語 II B (1) 韓国・朝鮮語 II A (1)	ドイツ語 II B (1) 中国語 II A (1) 韓国・朝鮮語 II B (1)	フランス語 II A (1) 中国語 II B (1)
ベーシック英語 (1)			英語 III (1)		
保健体育科目	体育講義 (2)		スポーツ実技 (2)		
外国人留学生科目	第1類		日本事情 A (2)	日本事情 B (2)	日本事情 C (2)
	第2類		日本語 I A (1) 日本語 II B (1)	日本語 I B (1)	日本語 II A (1)
学部共通科目	基礎コンピュータ (2) 文化人類学 (2) 芸術の歴史 (2) ボランティア活動 (2) 海外研究 I (2) 人間科学演習 B (1) 情報科学演習 A (1) 地域構想学演習 B (1)】		基礎統計学 (2) キャリアデザイン (2) 宗教と人間 (2) 現代社会の諸問題 (2) 海外研究 II (2) 言語文化学演習 A (1) 情報科学演習 B (1) ×総合研究 (卒業課題) A (2)	応用統計学 (2) 思想の歴史 (2) 社会調査法 (2) ジェンダー論 (2) 【人間科学演習 A (1) 言語文化学演習 B (1) 地域構想学演習 A (1) ×総合研究 (卒業課題) B (2)	

学科専門科目	基礎科目	×社会学基礎論 A (2)	社会学基礎論 B (2)	×心理学基礎論 A (心理学概論) (2)
		心理学基礎論 B (臨床心理学概論) (2)	×教育学基礎論 A (2)	教育学基礎論 B (2)
		×体育学基礎論 A (2)	体育学基礎論 B (2)	×人間科学基礎論 (2)
	研究方法科目	×人間科学基礎演習 A (1)	×人間科学基礎演習 B (1)	文献講読 A (1)
		文献講読 B (1)	社会統計学 A (2)	社会統計学 B (2)
		社会調査実習 A (2)	社会調査実習 B (2)	多変量データ分析実習 (1)
		心理学研究法 A (心理学研究法) (2)	心理学研究法 B (心理学統計法) (2)	心理学実験実習 A (心理学実験) (2)
		心理学実験実習 B (心理的アセスメント) (2)	教育調査実習 A (2)	教育調査実習 B (2)
		体育実験実習 A (2)	体育実験実習 B (2)	体育調査実習 (2)
	専門科目	組織社会学 (2)	不平等の社会学 (2)	現代家族論 (2)
		人間形成の社会学 (2)	情報社会論 (2)	神経・生理心理学 (2)
		発達心理学 (2)	知覚・認知心理学 (2)	学習・言語心理学 (2)
		社会・集団・家族心理学 (2)	教育・学校心理学 (2)	感情・人格心理学 (2)
		産業・組織心理学 (2)	健康・医療心理学 (2)	臨床心理学 (心理学的支援法) (2)
		生涯学習論 (2)	教育コミュニケーション論 (2)	教育と社会 (2)
		学習の科学 (2)	発達と教育 (2)	市民性育成の教育論 (2)
		スポーツ健康増進論 (2)	体力科学 (2)	スポーツ文化論 (2)
		スポーツと発達 (2)	人間の心と身体 (2)	哲学の人間学 (2)
	専門関連科目	日本史概説 (2)	外国史概説 (2)	地理学概説 (2)
		地誌学概説 (2)	歴史の中の東北 (2)	江戸から明治へ (2)
		イスラーム世界の形成と展開 (2)	現代の文化人類学 (2)	民俗学概説 I (2)
		民俗学概説 II (2)	アジア史概説 I (2)	アジア史概説 II (2)
		ヨーロッパ史概説 I (2)	ヨーロッパ史概説 II (2)	生涯学習概説 I (2)
		生涯学習概説 II (2)	現代社会と社会教育 (2)	

履修方法

卒業要件

教養学部所属の学生であって、人間科学科の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところにしたがって、合計124単位以上を修得しなければならない。ただし、履修上の取扱いの詳細については、別に定める。

- (1) 教養教育科目及び地域教育科目については、次により40単位以上（必修及び選択必修を含む。）を修得するものとする。
  - ア 教養教育科目TGベーシック 20単位  
（人間的基礎 10単位（必修及び選択必修を含む。）、知的基礎 10単位）
  - イ 教養教育科目学科教養科目 18単位  
（ただし、人文系、社会系及び自然系の各系から4単位以上を修得するものとする。）
  - ウ 地域教育科目 2単位（必修）
- (2) 外国語科目については、次により6単位以上（必修及び選択必修を含む。）を修得するものとする。
  - ア 外国語科目第1類 4単位（必修）
  - イ 外国語科目第2類 2単位（選択必修）
- (3) 学部共通科目については、次によりア及びイを含め14単位以上（必修及び選択必修を含む。）を修得するものとする。
  - ア (ア) 人間科学演習A及び人間科学演習B  
(イ) 言語文化学演習A及び言語文化学演習B  
(ウ) 地域構想学演習A及び地域構想学演習B  
(エ) 情報科学演習A及び情報科学演習B  
上記(ア)から(エ)のいずれかの組み合わせで2単位（選択必修）を修得するものとする。
  - イ 総合研究（卒業課題）Aと総合研究（卒業課題）Bの4単位（必修）
- (4) 学科専門科目については、次により54単位以上（必修を含む。）を修得するものとする。
  - ア 基礎科目 12単位（必修を含む。）
  - イ 研究方法科目 8単位（必修を含む。）
  - ウ 専門科目 26単位
  - エ アからウまでのほかに基礎科目、研究方法科目、専門科目、専門関連科目のうちから8単位以上。ただし、「研究方法科目」のうち以下の科目は、(ア)から(イ)までのいずれかの組み合わせで履修するものとする。
    - (ア) 文献講読A及び文献講読B
    - (イ) 社会調査実習A及び社会調査実習B
    - (ウ) 心理学実験実習A及び心理学実験実習B
    - (エ) 教育調査実習A及び教育調査実習B

(オ) 体育実験実習A及び体育実験実習B

- (5) その他10単位以上を教養教育科目、地域教育科目、外国語科目第1類及び第2類、保健体育科目、学部共通科目、学科専門科目、他学部・他学科開講科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目及び留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目のうちから修得するものとする。
- (6) 外国人留学生等にあつては、次により10単位までを外国人留学生科目についての単位で代えることができる。
- ア 第1類 日本事情Aは教養教育科目学科教養科目社会系の2単位  
日本事情Bは教養教育科目学科教養科目人文系の2単位  
日本事情Cは保健体育科目の体育講義2単位
- イ 第2類 日本語ⅠAは外国語科目第1類の英語ⅠAの1単位、日本語ⅠBは外国語科目第1類の英語ⅠBの1単位に代えることができる。  
日本語ⅡAは外国語科目第1類の英語ⅡAの1単位、日本語ⅡBは外国語科目第1類の英語ⅡBの1単位に代えることができる。

備考

- (1) 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目のうちの日本国憲法2単位及び学部共通科目のうちの基礎コンピュータ2単位、保健体育科目のうちのスポーツ実技2単位並びに外国語科目のうちの英語コミュニケーションⅠAと英語コミュニケーションⅠB、ドイツ語コミュニケーションⅠAとドイツ語コミュニケーションⅠB、フランス語コミュニケーションⅠAとフランス語コミュニケーションⅠB、中国語コミュニケーションⅠAと中国語コミュニケーションⅠB、韓国・朝鮮語コミュニケーションⅠAと韓国・朝鮮語コミュニケーションⅠBいずれかの組み合わせで2単位を修得しなければならない。また、教育職員免許法施行規則に定める教科及び教職に関する科目のうち教科に関する専門的事項については、本教育課程表から、それ以外の科目については本学則第30条（別表第3）の授業科目のうちから、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。
- (2) 社会教育主事の資格を得ようとする者は、本学則第31条の2（別表第4の3）に掲げるところにより、それぞれ所定の授業科目の単位を修得しなければならない。
- (3) 日本語教員基礎資格を得ようとする者は、本学が定める日本語教員基礎資格に必要な科目のうちから45単位以上を修得しなければならない。
- (4) 公認心理師受験資格要件を充足しようとする者は、卒業までに別に定める公認心理師法施行規則に定める大学における公認心理師となるために必要な科目50単位を修得しなければならない。

(2) 言語文化学科

×は必修 【 】は選択必修 ( )内は単位数

区分		科目名			
教養教育科目	T G ベーシック	人間的基礎	×聖書を学ぶ (2) キリスト教学B (キリスト教と宗教) (2) 市民社会を生きる (2) キャリア形成と大学生活 (2)	×キリスト教の歴史と思想 (2) キリスト教学C (キリスト教と文化) (2) 地球社会を生きる (2)	【キリスト教学A (キリスト教と倫理) (2) キリスト教学D (キリスト教と現代社会) (2)】 科学技術社会を生きる (2)
		知的基礎	クリティカル・シンキング (2) 科学的思考の基礎 (2) 読解・作文の技法 (2)	数理的思考の基礎 (2) 情報化社会の基礎 (2) 研究・発表の技法 (2)	統計的思考の基礎 (2) メディア・リテラシー (2)
	学科教養科目	人文系	哲学 (2) 歴史学 (2)	芸術論 (2) 文学 (2)	音楽 (2) 倫理学 (2)
		社会系	心理学 (2) 法学 (2) 現代の政治 (2)	社会学 (2) 地理学 (2) 社会福祉論 (2)	経済学 (2) 日本国憲法 (2) 東北地域論 (2)
		自然系	環境の科学 (2) 健康の科学 (2)	自然の科学 (2) 先端の科学と技術 (2)	生命の科学 (2)
	東北学院の歴史 (2)				
	地域教育科目	震災と復興 地域課題演習	(2) (4)	×地域の課題 I (2)	地域の課題 II (2)
	外国語科目	第1類	×英語 I A (1) ×英語 II B (1) 英語コミュニケーション II A (1)	×英語 I B (1) 英語コミュニケーション I A (1) 英語コミュニケーション II B (1)	×英語 II A (1) 英語コミュニケーション I B (1)
		第2類	【ドイツ語 I (週1) A (1) フランス語 I (週1) B (1) 韓国・朝鮮語 I (週1) A (1) ドイツ語 I (週2) B (2) 中国語 I (週2) A (2) 韓国・朝鮮語 I (週2) B (2) フランス語コミュニケーション I A (1) 中国語コミュニケーション I B (1) ドイツ語 II A (1) フランス語 II B (1) 韓国・朝鮮語 II A (1)	ドイツ語 I (週1) B (1) 中国語 I (週1) A (1) 韓国・朝鮮語 I (週1) B (1) フランス語 I (週2) A (2) 中国語 I (週2) B (2) ドイツ語コミュニケーション I A (1) フランス語コミュニケーション I B (1) 韓国・朝鮮語コミュニケーション I A (1) ドイツ語 II B (1) 中国語 II A (1) 韓国・朝鮮語 II B (1)	フランス語 I (週1) A (1) 中国語 I (週1) B (1) ドイツ語 I (週2) A (2) フランス語 I (週2) B (2) 韓国・朝鮮語 I (週2) A (2) ドイツ語コミュニケーション I B (1) 中国語コミュニケーション I A (1) 韓国・朝鮮語コミュニケーション I B (1)【 フランス語 II A (1) 中国語 II B (1)
		第3類	ベーシック英語 (1)	英語 III (1)	
保健体育科目		体育講義 (2)	スポーツ実技 (2)		
外国人留学生科目	第1類	日本事情 A (2)	日本事情 B (2)	日本事情 C (2)	
	第2類	日本語 I A (1) 日本語 II B (1)	日本語 I B (1)	日本語 II A (1)	
学部共通科目	基礎コンピュータ (2) 文化人類学 (2) 芸術の歴史 (2) ボランティア活動 (2) 海外研究 I (2) 人間科学演習 B (1) 情報科学演習 A (1) 地域構想学演習 B (1)【	基礎統計学 (2) キャリアデザイン (2) 宗教と人間 (2) 現代社会の諸問題 (2) 海外研究 II (2) 言語文化学演習 A (1) 情報科学演習 B (1) ×総合研究 (卒業課題) A (2)	応用統計学 (2) 思想の歴史 (2) 社会調査法 (2) ジェンダー論 (2) 【人間科学演習 A (1) 言語文化学演習 B (1) 地域構想学演習 A (1) ×総合研究 (卒業課題) B (2)		

基礎科目	×言語文化基礎演習Ⅰ (1)	×言語文化基礎演習Ⅱ (1)	×言語基礎論ⅠA (2)
	×言語基礎論ⅠB (2)	×文化基礎論ⅠA (2)	×文化基礎論ⅠB (2)
	言語基礎論Ⅱ (2)	文化基礎論Ⅱ (2)	
外国語専門科目	第1類	【English Academic Forum A (1) English Academic Forum B (1) Advanced English Reading A (1) Advanced English Reading B (1) ドイツ語中級(総合)A (1) ドイツ語中級(読解)A (1) フランス語中級(総合)B (1) フランス語中級(読解)A (1) 中国語中級(総合)A (1) 中国語中級(読解)B (1) 韓国・朝鮮語中級(読解)A (1) 韓国・朝鮮語中級(読解)B (1)】	English Academic Forum B (1) Advanced English Reading A (1) ドイツ語中級(総合)B (1) フランス語中級(総合)A (1) フランス語中級(読解)B (1) 中国語中級(読解)A (1) 韓国・朝鮮語中級(総合)B (1)
	第2類	【English Forum A (1) ドイツ語コミュニケーションⅡB (1) 中国語コミュニケーションⅡA (1) 韓国・朝鮮語コミュニケーションⅡB (1) Advanced English Communication A (1) ドイツ語コミュニケーションⅢB (1) 中国語コミュニケーションⅢA (1) 韓国・朝鮮語コミュニケーションⅢB (1)】	English Forum B (1) フランス語コミュニケーションⅡA (1) 中国語コミュニケーションⅡB (1) English Theme Writing A (1) Advanced English Communication B (1) フランス語コミュニケーションⅢA (1) 中国語コミュニケーションⅢB (1) ドイツ語コミュニケーションⅡA (1) フランス語コミュニケーションⅡB (1) 韓国・朝鮮語コミュニケーションⅡA (1) English Theme Writing B (1) ドイツ語コミュニケーションⅢA (1) フランス語コミュニケーションⅢB (1) 韓国・朝鮮語コミュニケーションⅢA (1)
専門科目	英語音声学A (1) 日本語学 (2) 社会言語学 (2) 表現文化の実践 (2) 英語文学概説A (2) イギリスの言語文化論 (2) 中国の言語文化論 (2) 日本文化論特論 (2) 応用言語学A (2) 英文法B (2) メディア文化論 (2) 英語文学研究 (2) 現代ヨーロッパ事情 (2)	英語音声学B (1) 言語習得論 (2) 異文化コミュニケーションA (2) 文化プロデュース (2) 英語文学概説B (2) ドイツの言語文化論 (2) 韓国・朝鮮の言語文化論 (2) 日本語学特論 (2) 応用言語学B (2) 日本語文法論 (2) 文化論特論A (2) 英語圏文化研究 (2) ×原典講読A (1)	言語と文化 (2) 言語とコミュニケーション (2) 異文化コミュニケーションB (2) 言語文化学講義(英語) (2) アメリカの言語文化論 (2) フランスの言語文化論 (2) 日本の言語文化論 (2) 理論言語学 (2) 英文法A (2) 対照言語学 (2) 文化論特論B (2) 現代アジア事情 (2) ×原典講読B (1)

履修方法

卒業要件

教養学部所属の学生であって、言語文化学科の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところにしたがって、合計124単位以上を修得しなければならない。ただし、履修上の取扱いの詳細については、別に定める。

(1) 教養教育科目及び地域教育科目については、次により40単位以上(必修及び選択必修を含む。)を修得するものとする。

- ア 教養教育科目TGベーシック 20単位  
(人間的基礎 10単位(必修及び選択必修を含む。)、知的基礎 10単位)
- イ 教養教育科目学科教養科目 18単位  
(ただし、人文系、社会系及び自然系の各系から4単位以上を修得するものとする。)
- ウ 地域教育科目 2単位(必修)

(2) 外国語科目については、次により12単位以上(必修及び選択必修を含む。)を修得するものとする。

- ア 外国語科目第1類 4単位(必修)
- イ 外国語科目第2類 8単位(選択必修)
  - (ア) ドイツ語の場合  
ドイツ語Ⅰ(週2)A、ドイツ語Ⅰ(週2)B、ドイツ語Ⅰ(週1)A、ドイツ語Ⅰ(週1)B、ドイツ語コミュニケーションⅠA及びドイツ語コミュニケーションⅠB
  - (イ) フランス語の場合  
フランス語Ⅰ(週2)A、フランス語Ⅰ(週2)B、フランス語Ⅰ(週1)A、フランス語Ⅰ(週1)B、フランス語コミュニケーションⅠA及びフランス語コミュニケーションⅠB
  - (ウ) 中国語の場合  
中国語Ⅰ(週2)A、中国語Ⅰ(週2)B、中国語Ⅰ(週1)A、中国語Ⅰ(週1)B、中国語コミュニケーションⅠA及び中国語コミュニケーションⅠB

(㉔) 韓国・朝鮮語の場合

韓国・朝鮮語Ⅰ(週2)A、韓国・朝鮮語Ⅰ(週2)B、韓国・朝鮮語Ⅰ(週1)A、韓国・朝鮮語Ⅰ(週1)B、  
韓国・朝鮮語コミュニケーションⅠA及び韓国・朝鮮語コミュニケーションⅠB

上記(㉑)から(㉔)までのいずれかの組み合わせで8単位を修得するものとする。

(3) 学部共通科目については、次によりア及びイを含め14単位以上(必修及び選択必修を含む。)を修得するものとする。

ア (㉑) 人間科学演習A及び人間科学演習B

(㉒) 言語文化学演習A及び言語文化学演習B

(㉓) 地域構想学演習A及び地域構想学演習B

(㉔) 情報科学演習A及び情報科学演習B

上記(㉑)から(㉔)までのいずれかの組み合わせで2単位(選択必修)を修得するものとする。

イ 総合研究(卒業課題)A及び総合研究(卒業課題)Bの4単位(必修)

(4) 学科専門科目については、次により46単位以上(必修及び選択必修を含む。)を修得するものとする。

ア 基礎科目 10単位(必修)

イ 外国語専門科目 8単位(選択必修)

ただし、外国語専門科目の修得に関しては、次の2つの条件を満たすこととする。

(㉑) 第1類20科目のうちから、4科目4単位修得するものとする。ただし、英語以外の外国語を選ぶ場合は、区分選択外国語で選んだ言語と同一の言語を選択するものとする。

(㉒) 第2類22科目のうちから、4科目4単位修得するものとする。言語の組み合わせは以下のいずれかとする。ただし、英語以外の外国語は、区分選択外国語で選んだ言語と同一でなければならない。

ア) 英語のみ

イ) 英語以外の外国語のみ

ウ) 英語と英語以外の外国語

ウ 専門科目 2単位(必修)

エ アからウまで以外の「学科専門科目」から26位以上修得するものとする。

(5) その他12単位以上を教養教育科目、地域教育科目、外国語科目第1類及び第2類、保健体育科目、学部共通科目、学科専門科目、他学部・他学科開講科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目及び留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目のうちから修得するものとする。

(6) 外国人留学生等にあつては、次により10単位までを外国人留学生科目についての単位で代えることができる。

ア 第1類 日本事情Aは教養教育科目学科教養科目社会系の2単位

日本事情Bは教養教育科目学科教養科目人文系の2単位

日本事情Cは保健体育科目の体育講義2単位

イ 第2類 日本語ⅠAは外国語科目第1類の英語ⅠAの1単位、日本語ⅠBは外国語科目第1類の英語ⅠBの1単位に代えることができる。

日本語ⅡAは外国語科目第1類の英語ⅡAの1単位、日本語ⅡBは外国語科目第1類の英語ⅡBの1単位に代えることができる。

#### 備考

(1) 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目のうち日本国憲法2単位及び学部共通科目のうちの基礎コンピュータ2単位、保健体育科目のうちのスポーツ実技2単位並びに外国語科目のうちの英語コミュニケーションⅠA及び英語コミュニケーションⅠB合計2単位を修得しなければならない。また、教育職員免許法施行規則に定める教科及び教職に関する科目のうち教科に関する専門的事項については本教育課程表から、それ以外の科目については本学則第30条(別表第3)の授業科目のうちから、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

(2) 社会教育主事の資格を得ようとする者は、本学則第31条の2(別表4の3)に掲げるところにより、それぞれ所定の授業科目の単位を修得しなければならない。

(3) 日本語教員基礎資格を得ようとする者は、本学が定める日本語教員基礎資格に必要な科目のうちから45単位以上修得しなければならない。

(3) 情報科学科

×は必修 【 】は選択必修 ( )内は単位数

区分		科目名			
教養教育科目	T G ベーシック	人間的基礎	×聖書を学ぶ (2) キリスト教学B (キリスト教と宗教) (2) 市民社会を生きる (2) キャリア形成と大学生活 (2)	×キリスト教の歴史と思想 (2) キリスト教学C (キリスト教と文化) (2) 地球社会を生きる (2)	【キリスト教学A (キリスト教と倫理) (2) キリスト教学D (キリスト教と現代社会) (2)】 科学技術社会を生きる (2)
		知的基礎	クリティカル・シンキング (2) 科学的思考の基礎 (2) 読解・作文の技法 (2)	数理的思考の基礎 (2) 情報化社会の基礎 (2) 研究・発表の技法 (2)	統計的思考の基礎 (2) メディア・リテラシー (2)
	学科教養科目	人文系	哲学 (2) 歴史学 (2)	芸術論 (2) 文学 (2)	音楽 (2) 倫理学 (2)
		社会系	心理学 (2) 法学 (2) 現代の政治 (2)	社会学 (2) 地理学 (2) 社会福祉論 (2)	経済学 (2) 日本国憲法 (2) 東北地域論 (2)
		自然系	環境の科学 (2) 健康の科学 (2)	自然の科学 (2) 先端の科学と技術 (2)	生命の科学 (2)
	東北学院の歴史 (2)				
	地域教育科目	震災と復興 地域課題演習	(2) (4)	×地域の課題 I (2)	地域の課題 II (2)
	外国語科目	第1類	×英語 I A (1) ×英語 II B (1) 英語コミュニケーション II A (1)	×英語 I B (1) 英語コミュニケーション I A (1) 英語コミュニケーション II B (1)	×英語 II A (1) 英語コミュニケーション I B (1)
		第2類	【ドイツ語 I (週1) A (1) フランス語 I (週1) B (1) 韓国・朝鮮語 I (週1) A (1) ドイツ語 I (週2) B (2) 中国語 I (週2) A (2) 韓国・朝鮮語 I (週2) B (2)】 ドイツ語コミュニケーション I A (1) フランス語コミュニケーション I A (1) 中国語コミュニケーション I B (1) ドイツ語 II A (1) フランス語 II B (1) 韓国・朝鮮語 II A (1)	ドイツ語 I (週1) B (1) 中国語 I (週1) A (1) 韓国・朝鮮語 I (週1) B (1) フランス語 I (週2) A (2) 中国語 I (週2) B (2) ドイツ語コミュニケーション I A (1) フランス語コミュニケーション I B (1) 韓国・朝鮮語コミュニケーション I A (1) ドイツ語 II B (1) 中国語 II A (1) 韓国・朝鮮語 II B (1)	フランス語 I (週1) A (1) 中国語 I (週1) B (1) ドイツ語 I (週2) A (2) フランス語 I (週2) B (2) 韓国・朝鮮語 I (週2) A (2) ドイツ語コミュニケーション I B (1) 中国語コミュニケーション I A (1) 韓国・朝鮮語コミュニケーション I B (1) フランス語 II A (1) 中国語 II B (1)
		第3類	ベーシック英語 (1)	英語 III (1)	
保健体育科目		体育講義 (2)	スポーツ実技 (2)		
外国人留学生科目	第1類	日本事情 A (2)	日本事情 B (2)	日本事情 C (2)	
	第2類	日本語 I A (1) 日本語 II B (1)	日本語 I B (1)	日本語 II A (1)	
学部共通科目	基礎コンピュータ (2) 文化人類学 (2) 芸術の歴史 (2) ボランティア活動 (2) 海外研究 I (2) 人間科学演習 B (1) 情報科学演習 A (1) 地域構想学演習 B (1)】	基礎統計学 (2) キャリアデザイン (2) 宗教と人間 (2) 現代社会の諸問題 (2) 海外研究 II (2) 言語文化学演習 A (1) 情報科学演習 B (1) ×総合研究 (卒業課題) A (2)	応用統計学 (2) 思想の歴史 (2) 社会調査法 (2) ジェンダー論 (2) 【人間科学演習 A (1) 言語文化学演習 B (1) 地域構想学演習 A (1) ×総合研究 (卒業課題) B (2)		

学科専門科目	基礎科目	×情報科学基礎教育 (2)	×情報システム基礎論A (2)	×情報システム運用法A (2)
		×情報システム基礎論B (2)	×情報システム運用法B (2)	×情報数学概論 (2)
		×コンピュータと論理A (2)	×コンピュータと論理B (2)	×コンピュータ科学A (2)
		×コンピュータ科学B (2)	情報科学への招待 (2)	×情報科学基礎演習A (1)
		×情報科学基礎演習B (1)		
	専門科目	プログラミングの基礎 (2)	プログラミング初級 (2)	プログラミング中級 (2)
		プログラミング上級 (2)	ソフトウェア開発論 (2)	アルゴリズムとデータ構造 (2)
		コンピュータシステム論A (2)	コンピュータシステム論B (2)	ネットワーク基礎論 (2)
		ネットワーク運用論 (2)	プログラム言語論 (2)	データベースシステム (2)
		メディア表現の技法A (2)	メディア表現の技法B (2)	情報社会と情報倫理 (2)
		情報と職業 (2)	集合と論理 (2)	線形代数学I (2)
		線形代数学II (2)	線形代数学III (2)	代数学I (2)
		代数学II (2)	解析学I (2)	解析学II (2)
		解析学III (2)	解析学IV (2)	幾何学I (2)
		幾何学II (2)	確率・統計I (2)	確率・統計II (2)
		数理情報学 (2)	微分方程式 (2)	複素関数 (2)
		フーリエ解析 (2)	ベクトル解析 (2)	数値解析 (2)
		感覚知覚情報論A (2)	感覚知覚情報論B (2)	自然情報科学 (2)
		情報科学実験実習 (2)		

履修方法

卒業要件

教養学部所属の学生であって、情報科学の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところにしたがって、合計124単位以上を修得しなければならない。ただし、履修上の取扱いの詳細については、別に定める。

- (1) 教養教育科目及び地域教育科目については、次により40単位以上（必修及び選択必修を含む。）を修得するものとする。
  - ア 教養教育科目TGベーシック 20単位  
（人間の基礎 10単位（必修及び選択必修を含む。）、知的基礎 10単位）
  - イ 教養教育科目学科教養科目 18単位  
（ただし、人文系、社会系及び自然系の各系から4単位以上を修得するものとする。）
  - ウ 地域教育科目 2単位（必修）
- (2) 外国語科目については、次により6単位以上（必修及び選択必修を含む。）を修得するものとする。
  - ア 外国語科目第1類 4単位（必修）
  - イ 外国語科目第2類 2単位（選択必修）
- (3) 学部共通科目については、次によりア及びイを含め14単位以上（必修及び選択必修を含む。）を修得するものとする。
  - ア (ア) 人間科学演習A及び人間科学演習B  
(イ) 言語文化学演習A及び言語文化学演習B  
(ウ) 地域構想学演習A及び地域構想学演習B  
(エ) 情報科学演習A及び情報科学演習B  
上記(ア)から(エ)までのいずれかの組み合わせで2単位（選択必修）を修得するものとする。
  - イ 総合研究（卒業課題）A及び総合研究（卒業課題）Bの4単位（必修）
- (4) 学科専門科目については、次により52単位以上（必修を含む。）を修得するものとする。
  - ア 基礎科目 22単位（必修を含む。）  
専門科目 30単位
- (5) その他12単位以上を教養教育科目、地域教育科目、外国語科目第1類及び第2類、保健体育科目、学部共通科目、学科専門科目、他学部・他学科開講科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目及び留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目のうちから修得するものとする。
- (6) 外国人留学生等にあつては、次により10単位までを外国人留学生科目についての単位で代えることができる。
  - ア 第1類 日本事情Aは教養教育科目学科教養科目社会系の2単位  
日本事情Bは教養教育科目学科教養科目人文系の2単位  
日本事情Cは保健体育科目の体育講義2単位
  - イ 第2類 日本語IAは外国語科目第1類の英語IAの1単位、日本語IBは外国語科目第1類の英語IBの1単位に代えることができる。  
日本語IIAは外国語科目第1類の英語IIAの1単位、日本語IIBは外国語科目第1類の英語IIBの1単位に代えることができる。

備考

- (1) 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目のうちの日本国憲法 2 単位及び学科専門科目基礎科目のうちの情報システム基礎論 B 2 単位と情報システム運用法 B 2 単位、保健体育科目のうちのスポーツ実技 2 単位並びに外国語科目のうちの英語コミュニケーション I A と英語コミュニケーション I B、ドイツ語コミュニケーション I A とドイツ語コミュニケーション I B、フランス語コミュニケーション I A とフランス語コミュニケーション I B、中国語コミュニケーション I A と中国語コミュニケーション I B、韓国・朝鮮語コミュニケーション I A と韓国・朝鮮語コミュニケーション I B いずれかの組み合わせで 2 単位を修得しなければならない。また、教育職員免許法施行規則に定める教科及び教職に関する科目のうち教科に関する専門的事項については本教育課程表から、それ以外の科目については本学則第 30 条（別表第 3）の授業科目のうちから、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。
- (2) 社会教育主事の資格を得ようとする者は、本学則第 31 条の 2（別表第 4 の 3）に掲げるところにより、それぞれ所定の授業科目の単位を修得しなければならない。
- (3) 日本語教員基礎資格を得ようとする者は、本学が定める日本語教員基礎資格に必要な科目のうちから 45 単位以上を修得しなければならない。

## (4) 地域構想学科

×は必修 【 】は選択必修 ( )内は単位数

区分		科目名			
教養教育科目	T G ベーシック	人間的基礎	×聖書を学ぶ (2) キリスト教学B (キリスト教と宗教) (2) 市民社会を生きる (2) キャリア形成と大学生活 (2)	×キリスト教の歴史と思想 (2) キリスト教学C (キリスト教と文化) (2) 地球社会を生きる (2)	【キリスト教学A (キリスト教と倫理) (2) キリスト教学D (キリスト教と現代社会) (2)】 科学技術社会を生きる (2)
		知的基礎	クリティカル・シンキング (2) 科学的思考の基礎 (2) 読解・作文の技法 (2)	数理的思考の基礎 (2) 情報化社会の基礎 (2) 研究・発表の技法 (2)	統計的思考の基礎 (2) メディア・リテラシー (2)
	人文系	哲学基礎 (2) 歴史学 (2)	芸術論 (2) 文学 (2)	音楽 (2) 倫理学基礎 (2)	
		社会科学系	心理学 (2) 法学 (2) 現代の政治 (2)	社会学基礎 (2) 地理学 (2) 社会福祉論 (2)	経済学基礎 (2) 日本国憲法 (2) 東北地域学 (2)
	自然科学系	環境の科学 (2) 健康の科学 (2)	自然の科学 (2) 先端の科学と技術 (2)	生命の科学 (2)	
		卒業論文	東北学院の歴史 (2)		
地域教育科目		震災と復興 (2) 地域課題演習 (4)	×地域の課題 I (2)	地域の課題 II (2)	
外国語科目	第1類	×英語 I A (1) ×英語 II B (1) 英語コミュニケーション II A (1)	×英語 I B (1) 英語コミュニケーション I A (1) 英語コミュニケーション II B (1)	×英語 II A (1) 英語コミュニケーション I B (1)	
	第2類	【ドイツ語 I (週1) A (1) フランス語 I (週1) B (1) 韓国・朝鮮語 I (週1) A (1) ドイツ語 I (週2) B (2) 中国語 I (週2) A (2) 韓国・朝鮮語 I (週2) B (2)】 ドイツ語コミュニケーション I A (1) フランス語コミュニケーション I A (1) 中国語コミュニケーション I B (1) ドイツ語 II A (1) フランス語 II B (1) 韓国・朝鮮語 II A (1)	ドイツ語 I (週1) B (1) 中国語 I (週1) A (1) 韓国・朝鮮語 I (週1) B (1) フランス語 I (週2) A (2) 中国語 I (週2) B (2) ドイツ語コミュニケーション I A (1) フランス語コミュニケーション I B (1) 韓国・朝鮮語コミュニケーション I A (1) ドイツ語 II B (1) 中国語 II A (1) 韓国・朝鮮語 II B (1)	フランス語 I (週1) A (1) 中国語 I (週1) B (1) ドイツ語 I (週2) A (2) フランス語 I (週2) B (2) 韓国・朝鮮語 I (週2) A (2) ドイツ語コミュニケーション I B (1) 中国語コミュニケーション I A (1) 韓国・朝鮮語コミュニケーション I B (1) フランス語 II A (1) 中国語 II B (1)	
	第3類	ベーシック英語 (1)	英語 III (1)		
保健体育科目		体育講義 (2)	スポーツ実技 (2)		
外国人留学生科目	第1類	日本事情 A (2)	日本事情 B (2)	日本事情 C (2)	
	第2類	日本語 I A (1) 日本語 II B (1)	日本語 I B (1)	日本語 II A (1)	
学部共通科目		基礎コンピュータ (2) 文化人類学 (2) 芸術の歴史 (2) ボランティア活動 (2) 海外研究 I (2) 人間科学演習 B (1) 情報科学演習 A (1) 地域構想学演習 B (1)】	基礎統計学 (2) キャリアデザイン (2) 宗教と人間 (2) 現代社会の諸問題 (2) 海外研究 II (2) 言語文化学演習 A (1) 情報科学演習 B (1) ×総合研究 (卒業課題) A (2)	応用統計学 (2) 思想の歴史 (2) 社会調査法 (2) ジェンダー論 (2) 【人間科学演習 A (1) 言語文化学演習 B (1) 地域構想学演習 A (1) ×総合研究 (卒業課題) B (2)	

学科専門科目	基礎科目	×社会と産業基礎論 (2)	×健康と福祉基礎論 (2)	×人と自然基礎論 (2)
		×地域構想学基礎講読 (2)	市民活動論 (2)	地域生活論 (2)
		地域と自然 (2)	地域構想論 (2)	地域システム論 (2)
		地域データ分析法 (2)	共同体と市民社会 (2)	地域教育論 (2)
領域専門科目	社会と産業領域	環境社会学 (2)	経済地理学 (2)	プロジェクトマネジメント (2)
		地域社会論 (2)	地域文化論 (2)	地域政策論 (2)
	健康と福祉領域	地域福祉論 (2)	スポーツ指導論 (2)	地域スポーツ論 (2)
福祉社会論 (2)		福祉サービス論 (2)	スポーツマネジメント (2)	
人と自然領域	気候学 (2)	地形学 (2)	生態学 (2)	
	地域防災科学 (2)	環境マネジメント (2)		
実習科目	×地域構想学基礎実習 (2)	社会と産業発展実習A (2)	健康と福祉発展実習A (2)	
	人と自然発展実習A (2)	社会と産業発展実習B (2)	健康と福祉発展実習B (2)	
	人と自然発展実習B (2)	G I S実習 (2)		
専門関連科目	日本史概説 (2)	外国史概説 (2)	地理学要説 (2)	
	地誌学要説 (2)	民俗学概説 I (2)	民俗学概説 II (2)	
	生涯学習概論 I (2)	生涯学習概論 II (2)		

履修方法

卒業要件

教養学部所属の学生であって、地域構想学科の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところにしたがって、合計124単位以上を修得しなければならない。ただし、履修上の取扱いの詳細については、別に定める。

- (1) 教養教育科目及び地域教育科目については、次により40単位以上（必修及び選択必修を含む。）を修得するものとする。
  - ア 教養教育科目 T G ベーシック 20単位  
（人間的基礎 10単位（必修及び選択必修を含む。）、知的基礎 10単位）
  - イ 教養教育科目 学科教養科目 18単位  
（ただし、人文系、社会系及び自然系の各系から4単位以上を修得するものとする。）
  - ウ 地域教育科目 2単位（必修）
- (2) 外国語科目については、次により6単位以上（必修及び選択必修を含む。）を修得するものとする。
  - ア 外国語科目第1類 4単位（必修）
  - イ 外国語科目第1類 2単位（選択必修）
- (3) 学部共通科目については、次によりア及びイを含め14単位以上（必修及び選択必修を含む。）を修得するものとする。
  - ア (ア) 人間科学演習A及び人間科学演習B  
(イ) 言語文化学演習A及び言語文化学演習B  
(ウ) 地域構想学演習A及び地域構想学演習B  
(エ) 情報科学演習A及び情報科学演習B  
上記(ア)から(エ)までのいずれかの組み合わせで2単位（選択必修）を修得するものとする。
  - イ 総合研究（卒業課題）A及び総合研究（卒業課題）Bの4単位（必修）
- (4) 学科専門科目については、次により52単位以上（必修を含む。）を修得するものとする。
  - ア 基礎科目 16単位（必修を含む。）
  - イ 領域専門科目 20単位
  - ウ 実習科目 6単位（必修を含む。）
  - エ アからウまでの他に基礎科目、領域専門科目、実習科目、専門関連科目から10単位を修得するものとする。
- (5) その他12単位以上を教養教育科目、地域教育科目、外国語科目第1類及び第2類、保健体育科目、学部共通科目、学科専門科目、他学部・他学科開講科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目及び留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目のうちから修得するものとする。
- (6) 外国人留学生等にあつては、次により10単位までを外国人留学生科目についての単位で代えることができる。
  - ア 第1類 日本事情Aは教養教育科目 学科教養科目 社会系の2単位  
日本事情Bは教養教育科目 学科教養科目 人文系の2単位  
日本事情Cは保健体育科目の体育講義2単位
  - イ 第2類 日本語I Aは外国語科目第1類の英語I Aの1単位、日本語I Bは外国語科目第1類の英語I Bの1単位に代えることができる。  
日本語II Aは外国語科目第1類の英語II Aの1単位、日本語II Bは外国語科目第1類の英語II Bの1単位に代えることができる。

備考

- (1) 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目のうちの日本国憲法 2 単位及び学部共通科目のうちの基礎コンピュータ 2 単位、保健体育科目のうちのスポーツ実技 2 単位並びに外国語科目のうちの英語コミュニケーション I A と英語コミュニケーション I B、ドイツ語コミュニケーション I A とドイツ語コミュニケーション I B、フランス語コミュニケーション I A とフランス語コミュニケーション I B、中国語コミュニケーション I A と中国語コミュニケーション I B、韓国・朝鮮語コミュニケーション I A と韓国・朝鮮語コミュニケーション I B いずれかの組み合わせで 2 単位を修得しなければならない。また、教育職員免許法施行規則に定める教科及び教職に関する科目のうち教科に関する専門的事項については本教育課程表から、それ以外の科目については本学則第 30 条（別表第 3）の授業科目のうちから、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。
- (2) 社会教育主事の資格を得ようとする者は、本学則第 31 条の 2（別表第 4 の 3）に掲げるところにより、それぞれ所定の授業科目の単位を修得しなければならない。
- (3) 日本語教員基礎資格を得ようとする者は、本学が定める日本語教員基礎資格に必要な科目のうちから 45 単位以上を修得しなければならない。

## 教科及び教職に関する科目

## 1 文学部

## (1) 英文学科

2019 (平成 31) 年度入学生適用

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			中学校教諭一種免許状 (英語)		高等学校教諭一種免許状 (英語)		備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	必: 必修科目 選: 選択科目
				必		選	
第2欄 教科及び教科の指導に関する科目	教科に関する専門的事項	中28 高24	取得しようとする教科ごとに単位を修得		取得しようとする教科ごとに単位を修得		
	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		英語科教育法 (概論)	2	英語科教育法 (概論)	2	
			英語科教育法 (理論)	2	英語科教育法 (理論)	2	
			英語科教育法 (実践)	2	英語科教育法 (実践)	2	
			英語科教育法 (応用)	2	英語科教育法 (応用)	2	
第3欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	中10 高10	教育基礎論	2	教育基礎論	2	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		現代教職論	2	現代教職論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育の制度と経営	2	教育の制度と経営	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	教育心理学	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論	2	特別支援教育論	2	
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	2	教育課程論	2	
第4欄 及び生徒指導、総合的な学習の時間等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高8	道徳教育の理論と方法	2			
	総合的な学習の時間の指導法		特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法	2	特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法	2	
	特別活動の指導法		教育の方法と技術	2	教育の方法と技術	2	
	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)		生徒指導・進路指導の理論と方法	2	生徒指導・進路指導の理論と方法	2	
	生徒指導の理論及び方法		教育相談の理論と方法	2	教育相談の理論と方法	2	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
第5欄 教育実践に関する科目	教育実習	中5 高3	教育実習 I 教育実習 II	3 2	教育実習 I 教育実習 II	3 2	教育実習 I は、事前事後指導 1 単位を含む
	学校体験活動						
	教職実践演習	中2 高2	教職実践演習 (中・高)	2	教職実践演習 (中・高)	2	
第6欄 自らが定める科目	大学が独自に設定する科目	中4 高12	介護体験実習	2	介護体験実習	2	

履修方法

(1) 「教育職員免許法施行規則に定める科目区分等」の単位数にある「中・高」は、それぞれの免許状における科目区分ごとの最低修得単位を示す。

(2) 科目履修にあたっては、免許種ごとに開設授業科目の必修科目と選択科目から併せて59単位以上修得しなければならない。

(3) 「教科及び教科の指導法」は、授与の所要資格を取得しようとする教科ごとに単位を修得しなければならない。

(4) 教員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、卒業要件を満たし、教科及び教職に関する科目のほかに、日本国憲法 2 単位、体育 2 単位、外国語コミュニケーション 4 単位及び情報機器の操作 2 単位を修得しなければならない。

(5) 「大学が独自の設定する科目」については、他の科目区分の単位数のうち最低修得単位を超えて修得した単位を充てることのできる。

## (2) 総合人文学科

2019 (平成 31) 年度入学生適用

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			中学校教諭一種免許状 (宗教)		高等学校教諭一種免許状 (宗教)		備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目		授業科目		必：必修科目 選：選択科目
			必	選	必	選	
第2欄 教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	中28 高24	取得しようとする教科ごとに単位を修得		取得しようとする教科ごとに単位を修得		
	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		宗教科教育法 (概論)	2	宗教科教育法 (概論)	2	
			宗教科教育法 (理論)	2	宗教科教育法 (理論)	2	
			宗教科教育法 (実践)	2	宗教科教育法 (実践)	2	
			宗教科教育法 (応用)	2	宗教科教育法 (応用)	2	
第3欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	中10 高10	教育基礎論		教育基礎論		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		現代教職論		現代教職論		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育の制度と経営		教育の制度と経営		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学		教育心理学		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論		特別支援教育論		
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論		教育課程論		
第4欄 道徳、総合的な学習の時間等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高8	道徳教育の理論と方法				
	総合的な学習の時間の指導法		特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法		特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法		
	特別活動の指導法		教育の方法と技術		教育の方法と技術		
	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)		生徒指導・進路指導の理論と方法		生徒指導・進路指導の理論と方法		
	生徒指導の理論及び方法		教育相談の理論と方法		教育相談の理論と方法		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		教育相談の理論と方法		教育相談の理論と方法		
第5欄 教育実践に関する科目	教育実習	中5 高3	教育実習 I	3	教育実習 I	3	教育実習 I は、事前事後指導 1 単位を含む
	学校体験活動		教育実習 II	2	教育実習 II	2	
	教職実践演習	中2 高2	教職実践演習 (中・高)		教職実践演習 (中・高)		
第6欄 大学が独自に設定する科目		中4 高12	介護体験実習		介護体験実習		2
<p>履修方法</p> <p>(1) 「教育職員免許法施行規則に定める科目区分等」の単位数にある「中・高」は、それぞれの免許状における科目区分ごとの最低修得単位を示す。</p> <p>(2) 科目履修にあたっては、免許種ごとに開設授業科目の必修科目と選択科目から併せて59単位以上修得しなければならない。</p> <p>(3) 「教科及び教科の指導法」は、授与の所要資格を取得しようとする教ごとに単位を修得しなければならない。</p> <p>(4) 教員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、卒業要件を満たし、教科及び教職に関する科目のほかに、日本国憲法 2 単位、体育 2 単位、外国語コミュニケーション 2 単位及び情報機器の操作 2 単位を修得しなければならない。</p> <p>(5) 「大学が独自の設定する科目」については、他の科目区分の単位数のうち最低修得単位を超えて修得した単位を充てることのできる。</p>							

## (3) 歴史学科

2019 (平成 31) 年度入学生適用

	科目	各科目に含めることが 必要な事項	単位数	中学校教諭一種免許状 (社会)		高等学校教諭一種免許状 (地理歴史)		備考
				授業科目	単位数 必 選	授業科目	単位数 必 選	
第2欄	教科及び 教科の指導法に 関する科目	教科に関する専門的事項	中28 高24	取得しようとする教科 ごとに単位を修得		取得しようとする教科 ごとに単位を修得		必：必修科目 選：選択科目
		各教科の指導法（情報機器及 び教材の活用を含む。）		社会・地理歴史科教育法（概論・理論）	2	社会・地理歴史科教育法（概論・理論）	2	
第3欄	教育の基礎的 理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する 歴史及び思想	中10 高10	教育基礎論	2	教育基礎論	2	
		教職の意義及び教員の役割・ 職務内容（チーム学校運営への 対応を含む。）		現代教職論	2	現代教職論	2	
		教育に関する社会的、制度的 又は経営的事項（学校と地域 との連携及び学校安全への対 応を含む。）		教育の制度と経営	2	教育の制度と経営	2	
		幼児、児童及び生徒の心身の 発達及び学習の過程		教育心理学	2	教育心理学	2	
		特別の支援を必要とする幼 児、児童及び生徒に対する理 解		特別支援教育論	2	特別支援教育論	2	
		教育課程の意義及び編成の方 法（カリキュラム・マネジメ ントを含む。）		教育課程論	2	教育課程論	2	
第4欄	道徳、総合的 な学習の時間等 に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高8	道徳教育の理論と方法	2			
		総合的な学習の時間の指導法		特別活動・総合的な学 習の時間の理論と方法	2	特別活動・総合的な学 習の時間の理論と方法	2	
		特別活動の指導法		教育の方法と技術	2	教育の方法と技術	2	
		教育の方法及び技術（情報機 器及び教材の活用を含む。）		生徒指導・進路指導の 理論と方法	2	生徒指導・進路指導の 理論と方法	2	
		生徒指導の理論及び方法		教育相談の理論と方法	2	教育相談の理論と方法	2	
		進路指導及びキャリア教育の 理論及び方法		教育相談の理論と方法	2	教育相談の理論と方法	2	
第5欄	教育実践に 関する科目	教育実習	中5 高3	教育実習Ⅰ	3	教育実習Ⅰ	3	教育実習Ⅰは、事 前事後指導1単位 を含む
		学校体験活動		教育実習Ⅱ	2	教育実習Ⅱ	2	
		教職実践演習	中2 高2	教職実践演習（中・高）	2	教職実践演習（中・高）	2	
第6欄	大学が 独自に設 定する科 目		中4 高12	介護体験実習	2	介護体験実習	2	

## 履修方法

- 「教育職員免許法施行規則に定める科目区分等」の単位数にある「中・高」は、それぞれの免許状における科目区分ごとの最低修得単位を示す。
- 科目履修にあたっては、免許種ごとに開設授業科目の必修科目と選択科目から併せて59単位以上修得しなければならない。
- 「教科及び教科の指導法」は、授与の所要資格を取得しようとする教科ごとに単位を修得しなければならない。
- 教員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、卒業要件を満たし、教科及び教職に関する科目のほかに、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び情報機器の操作2単位を修得しなければならない。
- 「大学が独自の設定する科目」については、他の科目区分の単位数のうち最低修得単位を超えて修得した単位を充てることことができる。

(4) 教育学科

2019 (平成 31) 年度入学生適用

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			小学校教諭一種免許状		中学校教諭一種免許状 (英語)		高等学校教諭一種免許状 (英語)		備考		
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数		授業科目		単位数		必：必修科目 選：選択科目	
				必	選	必	選	必	選		
第2欄 科目 教科及び教科の指導法に関する	教科に関する専門的事項	小30 中28 高24	小学校全科について所定の単位を修得			取得しようとする教科ごとに単位を修得			取得しようとする教科ごとに単位を修得		
	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		初等教科教育法 (国語)	2	英語科教育法 (概論)	2	英語科教育法 (概論)	2			
			初等教科教育法 (社会)	2	英語科教育法 (理論)	2	英語科教育法 (理論)	2			
			初等教科教育法 (算数)	2	英語科教育法 (実践)	2	英語科教育法 (実践)	2			
			初等教科教育法 (理科)	2	英語科教育法 (応用)	2	英語科教育法 (応用)	2			
			初等教科教育法 (生活)	2							
			初等教科教育法 (音楽)	2							
			初等教科教育法 (図画工作)	2							
			初等教科教育法 (家庭)	2							
			初等教科教育法 (体育)	2							
初等教科教育法 (英語)		2									
第3欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	小10 中10 高10	教育原論	2	教育原論	2	教育原論	2			
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		現代教職論	2	現代教職論	2	現代教職論	2			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育の制度と経営	2	教育の制度と経営	2	教育の制度と経営	2			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学 発達心理学	2 2	教育心理学 発達心理学	2 2	教育心理学 発達心理学	2 2			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論 I 特別支援教育論 II	2 2	特別支援教育論 I 特別支援教育論 II	2 2	特別支援教育論 I 特別支援教育論 II	2 2			
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	2	教育課程論	2	教育課程論	2			
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法		道徳教育の理論と方法	2	道徳教育の理論と方法	2					
第4欄 道徳、総合的な学習の時間等の指導法、及び生徒指導、教育的な学習の時間等の指導法、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	小10 中10 高8	特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法	2	特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法	2	特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法	2			
	特別活動の指導法		教育方法 ICT教育論	2 2	教育方法 ICT教育論	2 2	教育方法 ICT教育論	2 2			
	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)		生徒指導・進路指導の理論と方法 (初等教育)	2	生徒指導・進路指導の理論と方法	2	生徒指導・進路指導の理論と方法	2			
	生徒指導の理論及び方法		教育相談の理論と方法 (初等教育)	2	教育相談の理論と方法	2	教育相談の理論と方法	2			
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法										
	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)		教育実習 (小学校)	5	教育実習 I 教育実習 II	3 2	教育実習 I 教育実習 II	3 2	教育実習 (小学校) 及び教育実習 I は、事前事後指導 1 単位を含む		
	教育実習		小5 中5 高3								
学校体験活動	小2 中2 高2	教職実践演習 (小・中・高)	2	教職実践演習 (小・中・高)	2	教職実践演習 (小・中・高)	2				
第5欄 教育実践に関する科目	教育実習	小5 中5 高3									
	学校体験活動	小2 中2 高2									
	教職実践演習	小2 中2 高2									
	第6欄 大学が独自に設定する科目	学級経営論	小2 中4 高12	生涯学習論	2	学級経営論	2	生涯学習論	2		
		ICT教育実践		2	生涯学習論	2	ICT教育実践	2			
		学級経営・生徒指導実践		2	ICT教育実践	2	学級経営・生徒指導実践	2			
		学校経営・協働教育実践		2	学級経営・生徒指導実践	2	学校経営・協働教育実践	2			
		安全・防災教育実践		2	学校経営・協働教育実践	2	安全・防災教育実践	2			
		授業づくり実践 (国語・算数・外国語)		2	安全・防災教育実践	2	多文化・グローバル教育	2			
		授業づくり実践 II (社会・理科・生活)		2	多文化・グローバル教育	2	シティズンシップ教育	2			
		授業づくり実践 III (家庭・総合的な学習)		2	シティズンシップ教育	2	持続可能な発展のための教育 (ESD)	2			
		授業づくり実践 IV (音楽・図画工作・体育)		2	持続可能な発展のための教育 (ESD)	2					
		授業づくり実践 V (英語)		2							
		学習支援実践 (インターンシップ)		2	学級経営論	2	生涯学習論	2	学級経営論	2	
		介護体験実習		2	生涯学習論	2	ICT教育実践	2	生涯学習論	2	
				学級経営・生徒指導実践	2	学校経営・協働教育実践	2	学級経営・生徒指導実践	2		
				安全・防災教育実践	2	安全・防災教育実践	2	安全・防災教育実践	2		
				多文化・グローバル教育	2	多文化・グローバル教育	2	多文化・グローバル教育	2		
		シティズンシップ教育	2	シティズンシップ教育	2	シティズンシップ教育	2				
		持続可能な発展のための教育 (ESD)	2	持続可能な発展のための教育 (ESD)	2	持続可能な発展のための教育 (ESD)	2				
		学級経営論	2	生涯学習論	2	学級経営論	2				
		生涯学習論	2	ICT教育実践	2	生涯学習論	2				
		学級経営・生徒指導実践	2	学級経営・生徒指導実践	2	学級経営・生徒指導実践	2				
		学校経営・協働教育実践	2	学校経営・協働教育実践	2	学校経営・協働教育実践	2				
		安全・防災教育実践	2	安全・防災教育実践	2	安全・防災教育実践	2				
		多文化・グローバル教育	2	多文化・グローバル教育	2	多文化・グローバル教育	2				
		シティズンシップ教育	2	シティズンシップ教育	2	シティズンシップ教育	2				
		持続可能な発展のための教育 (ESD)	2	持続可能な発展のための教育 (ESD)	2	持続可能な発展のための教育 (ESD)	2				
		学級経営論	2	生涯学習論	2	学級経営論	2				
		生涯学習論	2	ICT教育実践	2	生涯学習論	2				
		学級経営・生徒指導実践	2	学級経営・生徒指導実践	2	学級経営・生徒指導実践	2				
		学校経営・協働教育実践	2	学校経営・協働教育実践	2	学校経営・協働教育実践	2				
		安全・防災教育実践	2	安全・防災教育実践	2	安全・防災教育実践	2				
		多文化・グローバル教育	2	多文化・グローバル教育	2	多文化・グローバル教育	2				
		シティズンシップ教育	2	シティズンシップ教育	2	シティズンシップ教育	2				
		持続可能な発展のための教育 (ESD)	2	持続可能な発展のための教育 (ESD)	2	持続可能な発展のための教育 (ESD)	2				
		学級経営論	2	生涯学習論	2	学級経営論	2				
		生涯学習論	2	ICT教育実践	2	生涯学習論	2				
		学級経営・生徒指導実践	2	学級経営・生徒指導実践	2	学級経営・生徒指導実践	2				
		学校経営・協働教育実践	2	学校経営・協働教育実践	2	学校経営・協働教育実践	2				
		安全・防災教育実践	2	安全・防災教育実践	2	安全・防災教育実践	2				
		多文化・グローバル教育	2	多文化・グローバル教育	2	多文化・グローバル教育	2				
		シティズンシップ教育	2	シティズンシップ教育	2	シティズンシップ教育	2				
		持続可能な発展のための教育 (ESD)	2	持続可能な発展のための教育 (ESD)	2	持続可能な発展のための教育 (ESD)	2				
		学級経営論	2	生涯学習論	2	学級経営論	2				
		生涯学習論	2	ICT教育実践	2	生涯学習論	2				
		学級経営・生徒指導実践	2	学級経営・生徒指導実践	2	学級経営・生徒指導実践	2				
		学校経営・協働教育実践	2	学校経営・協働教育実践	2	学校経営・協働教育実践	2				
		安全・防災教育実践	2	安全・防災教育実践	2	安全・防災教育実践	2				
		多文化・グローバル教育	2	多文化・グローバル教育	2	多文化・グローバル教育	2				
		シティズンシップ教育	2	シティズンシップ教育	2	シティズンシップ教育	2				
		持続可能な発展のための教育 (ESD)	2	持続可能な発展のための教育 (ESD)	2	持続可能な発展のための教育 (ESD)	2				
		学級経営論	2	生涯学習論	2	学級経営論	2				
		生涯学習論	2	ICT教育実践	2	生涯学習論	2				
		学級経営・生徒指導実践	2	学級経営・生徒指導実践	2	学級経営・生徒指導実践	2				
		学校経営・協働教育実践	2	学校経営・協働教育実践	2	学校経営・協働教育実践	2				
		安全・防災教育実践	2	安全・防災教育実践	2	安全・防災教育実践	2				
		多文化・グローバル教育	2	多文化・グローバル教育	2	多文化・グローバル教育	2				
		シティズンシップ教育	2	シティズンシップ教育	2	シティズンシップ教育	2				
		持続可能な発展のための教育 (ESD)	2	持続可能な発展のための教育 (ESD)	2	持続可能な発展のための教育 (ESD)	2				
		学級経営論	2	生涯学習論	2	学級経営論	2				
		生涯学習論	2	ICT教育実践	2	生涯学習論	2				
		学級経営・生徒指導実践	2	学級経営・生徒指導実践	2	学級経営・生徒指導実践	2				
		学校経営・協働教育実践	2	学校経営・協働教育実践	2	学校経営・協働教育実践	2				
		安全・防災教育実践	2	安全・防災教育実践	2	安全・防災教育実践	2				
		多文化・グローバル教育	2	多文化・グローバル教育	2	多文化・グローバル教育	2				
		シティズンシップ教育	2	シティズンシップ教育	2	シティズンシップ教育	2				
		持続可能な発展のための教育 (ESD)	2	持続可能な発展のための教育 (ESD)	2	持続可能な発展のための教育 (ESD)	2				

履修方法

- 「教育職員免許法施行規則に定める科目区分等」の単位数にある「小・中・高」は、それぞれの免許状における科目区分ごとの最低修得単位を示す。
- 科目履修にあたっては、免許種ごとに開設授業科目の必修科目と選択科目から併せて59単位以上修得しなければならない。
- 「教科及び教科の指導法」は、授与の所要資格を取得しようとする教科ごとに単位を修得しなければならない。
- 教員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、卒業要件を満たし、教科及び教職に関する科目のほかに、日本国憲法 2 単位、体育 2 単位、外国語コミュニケーション 4 単位及び情報機器の操作 2 単位を修得しなければならない。
- 「大学が独自に設定する科目」については、他の科目区分の単位数のうち最低修得単位を超えて修得した単位を充てることができる。

## 2 経済学部

### (1) 経済学科

2019 (平成 31) 年度入学生適用

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			中学校教諭一種免許状 (社会)		高等学校教諭一種免許状 (公民)		高等学校教諭一種免許状 (商業)		備考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目		授業科目		授業科目		必: 必修科目 選: 選択科目	
			必	選	必	選	必	選		
第2欄 教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	中28 高24	取得しようとする教科ごとに単位を修得		取得しようとする教科ごとに単位を修得		取得しようとする教科ごとに単位を修得			
	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		社会・地理歴史科教育法 (概論・理論)	2	社会・公民科教育法 (概論・理論)	2	商業科教育法 (概論・理論)	2		
			社会・地理歴史科教育法 (実践)	2	社会・公民科教育法 (実践)	2	商業科教育法 (実践・応用)	2		
			社会・地理歴史科教育法 (応用)	2	社会・公民科教育法 (応用)	2				
			社会・公民科教育法 (概論・理論)	2						
			社会・公民科教育法 (実践)	2						
社会・公民科教育法 (応用)	2									
社会科教育法 (発展)	2									
第3欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	中10 高10	教育基礎論		教育基礎論		教育基礎論			
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		現代教職論		現代教職論		現代教職論			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育の制度と経営		教育の制度と経営		教育の制度と経営			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学		教育心理学		教育心理学			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論		特別支援教育論		特別支援教育論			
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論		教育課程論		教育課程論			
第4欄 及び生徒指導、総合的な学習の時間等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高8	道徳教育の理論と方法							
	総合的な学習の時間の指導法		特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法		特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法		特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法			
	特別活動の指導法		教育の方法と技術		教育の方法と技術		教育の方法と技術			
	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)		生徒指導・進路指導の理論と方法		生徒指導・進路指導の理論と方法		生徒指導・進路指導の理論と方法			
	生徒指導の理論及び方法		教育相談の理論と方法		教育相談の理論と方法		教育相談の理論と方法			
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法									
第5欄 教育実践に関する科目	教育実習	中5 高3	教育実習 I		教育実習 I		教育実習 I		教育実習 I は、事前事後指導 1 単位を含む	
	学校体験活動		教育実習 II		教育実習 II		教育実習 II			
	教職実践演習	中2 高2	教職実践演習 (中・高)		教職実践演習 (中・高)		教職実践演習 (中・高)			
第6欄 大学が独自に設定する科目		中4 高12	介護体験実習		介護体験実習		介護体験実習			

#### 履修方法

- (1) 「教育職員免許法施行規則に定める科目区分等」の単位数にある「中・高」は、それぞれの免許状における科目区分ごとの最低修得単位を示す。
- (2) 科目履修にあたっては、免許種ごとに開設授業科目の必修科目と選択科目から併せて59単位以上修得しなければならない。
- (3) 「教科及び教科の指導法」は、授与の所要資格を取得しようとする教科ごとに単位を修得しなければならない。
- (4) 教員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、卒業要件を満たし、教科及び教職に関する科目のほかに、日本国憲法 2 単位、体育 2 単位、外国語コミュニケーション 2 単位及び情報機器の操作 4 単位を修得しなければならない。
- (5) 「大学が独自に設定する科目」については、他の科目区分の単位数のうち最低修得単位を超えて修得した単位を充てることができる。

## (2) 共生社会経済学科

2019 (平成 31) 年度入学生適用

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			中学校教諭一種免許状 (社会)		高等学校教諭一種免許状 (公民)		備考
科目	各科目に含めることが 必要な事項	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	必：必修科目 選：選択科目
				必		選	
第2欄	教科に関する専門的事項	中28 高24	取得しようとする教科ごとに単位を修得		取得しようとする教科ごとに単位を修得		
	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		社会・地理歴史科教育法 (概論・理論)	2	社会・公民科教育法 (概論・理論)	2	
第3欄	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	中10 高10	教育基礎論	2	教育基礎論	2	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		現代教職論	2	現代教職論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育の制度と経営	2	教育の制度と経営	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	教育心理学	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論	2	特別支援教育論	2	
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	2	教育課程論	2	
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法	中10 高8	道徳教育の理論と方法	2			
	総合的な学習の時間の指導法		特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法	2	特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法	2	
	特別活動の指導法		教育の方法と技術	2	教育の方法と技術	2	
	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)		特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法	2	特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法	2	
	生徒指導の理論及び方法		教育相談の理論と方法	2	教育相談の理論と方法	2	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
第5欄	教育実践に関する科目	中5 高3	教育実習 I	3	教育実習 I	3	教育実習 I は、事前事後指導 1 単位を含む
	教育実習 II		2	教育実習 II	2		
	学校体験活動						
第6欄	大学が独自に設定する科目	中4 高12	教職実践演習 (中・高)	2	教職実践演習 (中・高)	2	
	介護体験実習		2	介護体験実習	2		

履修方法

- 「教育職員免許法施行規則に定める科目区分等」の単位数にある「中・高」は、それぞれの免許状における科目区分ごとの最低修得単位を示す。
- 科目履修にあたっては、免許種ごとに開設授業科目の必修科目と選択科目から併せて59単位以上修得しなければならない。
- 「教科及び教科の指導法」は、授与の所要資格を取得しようとする教科ごとに単位を修得しなければならない。
- 教員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、卒業要件を満たし、教科及び教職に関する科目のほかに、日本国憲法 2 単位、体育 2 単位、外国語コミュニケーション 2 単位及び情報機器の操作 2 単位を修得しなければならない。
- 「大学が独自の設定する科目」については、他の科目区分の単位数のうち最低修得単位を超えて修得した単位を充てることことができる。

3 経営学部 経営学科

2019 (平成 31) 年度入学生適用

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			中学校教諭一種免許状 (社会)		高等学校教諭一種免許状 (公民)		高等学校教諭一種免許状 (商業)		備考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目		授業科目		授業科目		必: 必修科目 選: 選択科目	
			必	選	必	選	必	選		
第2欄	教科に関する専門的事項	中28 高24	取得しようとする教科ごとに単位を修得		取得しようとする教科ごとに単位を修得		取得しようとする教科ごとに単位を修得			
	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		2	2	2	2	2	2		
第3欄	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	中10 高10	教育基礎論		教育基礎論		教育基礎論			
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		2	2	2	2	2			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		2	2	2	2	2			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		2	2	2	2	2			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		2	2	2	2	2			
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		2	2	2	2	2			
第4欄	道徳の理論及び指導法	中10 高8	道徳教育の理論と方法							
	総合的な学習の時間の指導法		2	2	2	2	2			
	特別活動の指導法		2	2	2	2	2			
	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)		2	2	2	2	2			
	生徒指導の理論及び方法		2	2	2	2	2			
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		2	2	2	2	2			
第5欄	教育実践に関する科目	中5 高3	教育実習 I		教育実習 I		教育実習 I		教育実習 I は、事前事後指導 1 単位を含む	
	教育実習 II		教育実習 II		教育実習 II					
	学校体験活動	中2 高2	教職実践演習 (中・高)		教職実践演習 (中・高)		教職実践演習 (中・高)			
第6欄	大学が独自に設定する科目	中4 高12	介護体験実習		介護体験実習		介護体験実習			

履修方法

- (1) 「教育職員免許法施行規則に定める科目区分等」の単位数にある「中・高」は、それぞれの免許状における科目区分ごとの最低修得単位を示す。
- (2) 科目履修にあたっては、免許種ごとに開設授業科目の必修科目と選択科目から併せて59単位以上修得しなければならない。
- (3) 「教科及び教科の指導法」は、授与の所要資格を取得しようとする教科ごとに単位を修得しなければならない。
- (4) 教員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、卒業要件を満たし、教科及び教職に関する科目のほかに、日本国憲法 2 単位、体育 2 単位、外国語コミュニケーション 2 単位及び情報機器の操作 4 単位を修得しなければならない。
- (5) 「大学が独自の設定する科目」については、他の科目区分の単位数のうち最低修得単位を超えて修得した単位を充てることができる。

4 法学部 法律学科

2019 (平成 31) 年度入学生適用

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			中学校教諭一種免許状 (社会)		高等学校教諭一種免許状 (地理歴史)		高等学校教諭一種免許状 (公民)		備考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目		授業科目		授業科目		必: 必修科目 選: 選択科目	
			必	選	必	選	必	選		
第2欄 教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	中28 高24	取得しようとする教科ごとに単位を修得		取得しようとする教科ごとに単位を修得		取得しようとする教科ごとに単位を修得			
	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		社会・地理歴史科教育法 (概論・理論)	2	社会・地理歴史科教育法 (概論・理論)	2	社会・公民科教育法 (概論・理論)	2		
			社会・地理歴史科教育法 (実践)	2	社会・地理歴史科教育法 (実践)	2	社会・公民科教育法 (実践)	2		
			社会・地理歴史科教育法 (応用)	2	社会・地理歴史科教育法 (応用)	2	社会・公民科教育法 (応用)	2		
			社会・公民科教育法 (概論・理論)	2						
			社会・公民科教育法 (実践)	2						
			社会・公民科教育法 (応用)	2						
社会科教育法 (発展)	2									
第3欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	中10 高10	教育基礎論		教育基礎論		教育基礎論			
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		現代教職論		現代教職論		現代教職論			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育の制度と経営		教育の制度と経営		教育の制度と経営			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学		教育心理学		教育心理学			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論		特別支援教育論		特別支援教育論			
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論		教育課程論		教育課程論			
第4欄 及び生徒指導、総合的な学習の時間等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高8	道徳教育の理論と方法							
	総合的な学習の時間の指導法		特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法		特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法		特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法			
	特別活動の指導法		教育の方法と技術		教育の方法と技術		教育の方法と技術			
	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)		生徒指導・進路指導の理論と方法		生徒指導・進路指導の理論と方法		生徒指導・進路指導の理論と方法			
	生徒指導の理論及び方法		教育相談の理論と方法		教育相談の理論と方法		教育相談の理論と方法			
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法									
第5欄 教育実践に関する科目	教育実習	中5 高3	教育実習 I		教育実習 I		教育実習 I		教育実習 I は、事前事後指導 1 単位を含む	
	学校体験活動		教育実習 II		教育実習 II		教育実習 II			
	教職実践演習	中2 高2	教職実践演習 (中・高)		教職実践演習 (中・高)		教職実践演習 (中・高)			
第6欄 自ら設定する科目		中4 高12	介護体験実習		介護体験実習		介護体験実習			
<p>履修方法</p> <p>(1) 「教育職員免許法施行規則に定める科目区分等」の単位数にある「中・高」は、それぞれの免許状における科目区分ごとの最低修得単位を示す。</p> <p>(2) 科目履修にあたっては、免許種ごとに開設授業科目の必修科目と選択科目から併せて59単位以上修得しなければならない。</p> <p>(3) 「教科及び教科の指導法」は、授与の所要資格を取得しようとする教科ごとに単位を修得しなければならない。</p> <p>(4) 教員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、卒業要件を満たし、教科及び教職に関する科目のほかに、日本国憲法 2 単位、体育 2 単位、外国語コミュニケーション 2 単位及び情報機器の操作 2 単位を修得しなければならない。</p> <p>(5) 「大学が独自の設定する科目」については、他の科目区分の単位数のうち最低修得単位を超えて修得した単位を充てることができる。</p>										

5 工学部 機械知能工学科・電気電子工学科・環境建設工学科・情報基盤工学科

2019（平成 31）年度入学生適用

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			高等学校教諭一種免許状（工業）		備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数	
				必	選
第2欄 教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	高24	取得しようとする教科ごとに単位を修得		
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		工業科教育法（概論・理論）	2	
			工業科教育法（実践・応用）	2	
第3欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	高10	教育基礎論	2	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		現代教職論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育の制度と経営	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論	2	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2	
第4欄 道徳、総合的な学習の時間等に関する科目及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	高8			
	総合的な学習の時間の指導法		特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法	2	
	特別活動の指導法		教育の方法と技術	2	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		生徒指導・進路指導の理論と方法	2	
	生徒指導の理論及び方法		教育相談の理論と方法	2	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
第5欄 教育実践に関する科目	教育実習	高3	教育実習 I	3	教育実習 I は、事前事後指導 1 単位を含む
	学校体験活動				
	教職実践演習	高2	教職実践演習（中・高）	2	
第6欄 大学が独自に設定する科目		高12			

履修方法

- 「教育職員免許法施行規則に定める科目区分等」の単位数にある「高」は、それぞれの免許状における科目区分ごとの最低修得単位を示す。
- 科目履修にあたっては、免許種ごとに開設授業科目の必修科目と選択科目から併せて59単位以上修得しなければならない。
- 「教科及び教科の指導法」は、授与の所要資格を取得しようとする教科ごとに単位を修得しなければならない。
- 教員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、卒業要件を満たし、教科及び教職に関する科目のほかに、日本国憲法 2 単位、体育 2 単位、外国語コミュニケーション 2 単位及び情報機器の操作 2 単位を修得しなければならない。
- 「大学が独自の設定する科目」については、他の科目区分の単位数のうち最低修得単位を超えて修得した単位を充てることのできる。

6 教養学部

(1) 人間科学科

2019 (平成 31) 年度入学生適用

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			中学校教諭一種免許状 (社会)		高等学校教諭一種免許状 (公民)		備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	必：必修科目 選：選択科目
				必		選	
第2欄	教科に関する専門的事項	中28 高24	取得しようとする教科ごとに単位を修得		取得しようとする教科ごとに単位を修得		
	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		社会・地理歴史科教育法 (概論・理論) 2 社会・地理歴史科教育法 (実践) 2 社会・地理歴史科教育法 (応用) 2 社会・公民科教育法 (概論・理論) 2 社会・公民科教育法 (実践) 2 社会・公民科教育法 (応用) 2 社会科教育法 (発展) 2	2 2 2 2 2 2	社会・公民科教育法 (概論・理論) 2 社会・公民科教育法 (実践) 2 社会・公民科教育法 (応用) 2	2 2 2	
第3欄	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	中10 高10	教育基礎論	2	教育基礎論	2	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		現代教職論	2	現代教職論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育の制度と経営	2	教育の制度と経営	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育・学校心理学	2	教育・学校心理学	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論	2	特別支援教育論	2	
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	2	教育課程論	2	
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法	中10 高8	道徳教育の理論と方法	2			
	総合的な学習の時間の指導法		特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法	2	特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法	2	
	特別活動の指導法		教育の方法と技術	2	教育の方法と技術	2	
	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)		生徒指導・進路指導の理論と方法	2	生徒指導・進路指導の理論と方法	2	
	生徒指導の理論及び方法		教育相談の理論と方法	2	教育相談の理論と方法	2	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法							
第5欄	教育実践に関する科目	中5 高3	教育実習 I	3	教育実習 I	3	教育実習 I は、事前事後指導 1 単位を含む
	教育実習 II		2	教育実習 II	2		
	学校体験活動						
	教職実践演習	中2 高2	教職実践演習 (中・高)	2	教職実践演習 (中・高)	2	
第6欄	大学が独自に設定する科目	中4 高12	介護体験実習	2	介護体験実習	2	

履修方法

- 「教育職員免許法施行規則に定める科目区分等」の単位数にある「中・高」は、それぞれの免許状における科目区分ごとの最低修得単位を示す。
- 科目履修にあたっては、免許種ごとに開設授業科目の必修科目と選択科目から併せて59単位以上修得しなければならない。
- 「教科及び教科の指導法」は、授与の所要資格を取得しようとする教科ごとに単位を修得しなければならない。
- 教員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、卒業要件を満たし、教科及び教職に関する科目のほかに、日本国憲法 2 単位、体育 2 単位、外国語コミュニケーション 2 単位及び情報機器の操作 2 単位を修得しなければならない。
- 「大学が独自の設定する科目」については、他の科目区分の単位数のうち最低修得単位を超えて修得した単位を充てることのできる。

## (2) 言語文化学科

2019 (平成 31) 年度入学生適用

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			中学校教諭一種免許状 (英語)		高等学校教諭一種免許状 (英語)		備考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	必：必修科目 選：選択科目	
				必		選		必
第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	取得しようとする教科ごとに単位を修得		取得しようとする教科ごとに単位を修得			
			英語科教育法 (概論)	2	英語科教育法 (概論)	2		
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育基礎論	2	教育基礎論	2		
			現代教職論	2	現代教職論	2		
			教育の制度と経営	2	教育の制度と経営	2		
			教育心理学	2	教育心理学	2		
			特別支援教育論	2	特別支援教育論	2		
			教育課程論	2	教育課程論	2		
			道徳、総合的な学習の時間等の指導法	2	道徳教育の理論と方法	2		
第4欄	及び生徒指導、総合的な学習の時間等に関する科目	道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。) 生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法	特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法	2	特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法	2		
			教育の方法と技術	2	教育の方法と技術	2		
			生徒指導・進路指導の理論と方法	2	生徒指導・進路指導の理論と方法	2		
			教育相談の理論と方法	2	教育相談の理論と方法	2		
			教育実習 I 教育実習 II	3 2	教育実習 I 教育実習 II	3 2	教育実習 I は、事前事後指導 1 単位を含む	
第5欄	教育実践に関する科目	教育実習	中 5 高 3					
		学校体験活動						
第6欄	大学が独自に設定する科目	教職実践演習	中 2 高 2	教職実践演習 (中・高)	2	教職実践演習 (中・高)	2	
		介護体験実習	中 4 高 12	介護体験実習	2	介護体験実習	2	

## 履修方法

- (1) 「教育職員免許法施行規則に定める科目区分等」の単位数にある「中・高」は、それぞれの免許状における科目区分ごとの最低修得単位を示す。
- (2) 科目履修にあたっては、免許種ごとに開設授業科目の必修科目と選択科目から併せて59単位以上修得しなければならない。
- (3) 「教科及び教科の指導法」は、授与の所要資格を取得しようとする教科ごとに単位を修得しなければならない。
- (4) 教員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、卒業要件を満たし、教科及び教職に関する科目のほかに、日本国憲法 2 単位、体育 2 単位、外国語コミュニケーション 2 単位及び情報機器の操作 2 単位を修得しなければならない。
- (5) 「大学が独自に設定する科目」については、他の科目区分の単位数のうち最低修得単位を超えて修得した単位を充てることのできる。

## (3) 情報科学科

2019 (平成 31) 年度入学生適用

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			中学校教諭一種免許状 (数学)		高等学校教諭一種免許状 (数学)		高等学校教諭一種免許状 (情報)		備考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目		授業科目		授業科目		必: 必修科目 選: 選択科目	
			単位数	必 選	単位数	必 選	単位数	必 選		
第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	取得しようとする教科ごとに単位を修得		取得しようとする教科ごとに単位を修得		取得しようとする教科ごとに単位を修得			
			28	2	2	2	2	2		
			24	2	2	2	2	2		
				2	2	2	2			
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育基礎論	2	教育基礎論	2	教育基礎論	2		
			現代教職論	2	現代教職論	2	現代教職論	2		
			教育の制度と経営	2	教育の制度と経営	2	教育の制度と経営	2		
			教育心理学	2	教育心理学	2	教育心理学	2		
			特別支援教育論	2	特別支援教育論	2	特別支援教育論	2		
			教育課程論	2	教育課程論	2	教育課程論	2		
第4欄	及び生徒指導、総合的な学習の時間等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。) 生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法	道徳教育の理論と方法	2						
			特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法	2	特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法	2	特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法	2		
			教育の方法と技術	2	教育の方法と技術	2	教育の方法と技術	2		
			生徒指導・進路指導の理論と方法	2	生徒指導・進路指導の理論と方法	2	生徒指導・進路指導の理論と方法	2		
			教育相談の理論と方法	2	教育相談の理論と方法	2	教育相談の理論と方法	2		
			10	8						
第5欄	教育実践に関する科目	教育実習 学校体験活動 教職実践演習	教育実習 I	3	教育実習 I	3	教育実習 I	3	教育実習 I は、事前事後指導 1 単位を含む	
			教育実習 II	2	教育実習 II	2	教育実習 II	2		
			2	2	2	2				
第6欄	自ら設定する科目	中4 高12	介護体験実習	2	介護体験実習	2	介護体験実習	2		

## 履修方法

- 「教育職員免許法施行規則に定める科目区分等」の単位数にある「中・高」は、それぞれの免許状における科目区分ごとの最低修得単位を示す。
- 科目履修にあたっては、免許種ごとに開設授業科目の必修科目と選択科目から併せて59単位以上修得しなければならない。
- 「教科及び教科の指導法」は、授与の所要資格を取得しようとする教科ごとに単位を修得しなければならない。
- 教員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、卒業要件を満たし、教科及び教職に関する科目のほかに、日本国憲法 2 単位、体育 2 単位、外国語コミュニケーション 2 単位及び情報機器の操作 4 単位を修得しなければならない。
- 「大学が独自の設定する科目」については、他の科目区分の単位数のうち最低修得単位を超えて修得した単位を充てることができる。

## (4) 地域構想学科

2019 (平成 31) 年度入学生適用

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			中学校教諭一種免許状 (社会)		高等学校教諭一種免許状 (地理歴史)		高等学校教諭一種免許状 (公民)		備考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目		授業科目		授業科目		必: 必修科目 選: 選択科目	
			必	選	必	選	必	選		
第2欄 教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	中28 高24	取得しようとする教科ごとに単位を修得		取得しようとする教科ごとに単位を修得		取得しようとする教科ごとに単位を修得		中学校教諭一種免許状(社会)には、「社会・地理歴史科教育法(実践)」 「社会・公民科教育法(実践)」 「社会・公民科教育法(実践)」のいずれか1科目選択必修	
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		社会・地理歴史科教育法(概論・理論)	2	社会・地理歴史科教育法(概論・理論)	2	社会・公民科教育法(概論・理論)	2		
			社会・地理歴史科教育法(実践)	2	社会・地理歴史科教育法(実践)	2	社会・公民科教育法(実践)	2		
			社会・地理歴史科教育法(応用)	2	社会・地理歴史科教育法(応用)	2	社会・公民科教育法(応用)	2		
			社会・公民科教育法(概論・理論)	2						
			社会・公民科教育法(実践)	2						
社会・公民科教育法(応用)	2									
第3欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	中10 高10	教育基礎論		教育基礎論		教育基礎論			
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		現代教職論		現代教職論		現代教職論			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育の制度と経営		教育の制度と経営		教育の制度と経営			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学		教育心理学		教育心理学			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論		特別支援教育論		特別支援教育論			
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論		教育課程論		教育課程論			
第4欄 及び生徒指導、総合的な学習の時間等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高8	道徳教育の理論と方法							
	総合的な学習の時間の指導法		特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法		特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法		特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法			
	特別活動の指導法		教育の方法と技術		教育の方法と技術		教育の方法と技術			
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		生徒指導・進路指導の理論と方法		生徒指導・進路指導の理論と方法		生徒指導・進路指導の理論と方法			
	生徒指導の理論及び方法		教育相談の理論と方法		教育相談の理論と方法		教育相談の理論と方法			
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法									
第5欄 教育実践に関する科目	教育実習	中5 高3	教育実習 I		教育実習 I		教育実習 I		教育実習 I は、事前事後指導 1 単位を含む	
	学校体験活動		教育実習 II		教育実習 II		教育実習 II			
	教職実践演習	中2 高2	教職実践演習(中・高)		教職実践演習(中・高)		教職実践演習(中・高)			
第6欄 大学が独自に設定する科目		中4 高12	介護体験実習		介護体験実習		介護体験実習			
履修方法										
(1) 「教育職員免許法施行規則に定める科目区分等」の単位数にある「中・高」は、それぞれの免許状における科目区分ごとの最低修得単位を示す。										
(2) 科目履修にあたっては、免許種ごとに開設授業科目の必修科目と選択科目から併せて59単位以上修得しなければならない。										
(3) 「教科及び教科の指導法」は、授与の所要資格を取得しようとする教科ごとに単位を修得しなければならない。										
(4) 教員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、卒業要件を満たし、教科及び教職に関する科目のほかに、日本国憲法 2 単位、体育 2 単位、外国語コミュニケーション 2 単位及び情報機器の操作 2 単位を修得しなければならない。										
(5) 「大学が独自に設定する科目」については、他の科目区分の単位数のうち最低修得単位を超えて修得した単位を充てることができる。										

## 教育職員免許状の種類及び教科

	学 科	免許状の種類	教 科
文 学 部	英 文 学 科	中学校教諭一種免許状	英語
		高等学校教諭一種免許状	英語
	総 合 人 文 学 科	中学校教諭一種免許状	宗教
		高等学校教諭一種免許状	宗教
	歴 史 学 科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史
	教 育 学 科	小学校教諭一種免許状	—
		中学校教諭一種免許状	英語
		高等学校教諭一種免許状	英語
経 済 学 部	経 済 学 科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民・商業
	共 生 社 会 経 済 学 科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民
経 営 学 部	経 営 学 科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民・商業
法 学 部	法 律 学 科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史・公民
工 学 部	機 械 知 能 工 学 科	高等学校教諭一種免許状	工業
	電 気 電 子 工 学 科	高等学校教諭一種免許状	工業
	環 境 建 設 工 学 科	高等学校教諭一種免許状	工業
	情 報 基 盤 工 学 科	高等学校教諭一種免許状	工業
教 養 学 部	人 間 科 学 科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民
	言 語 文 化 学 科	中学校教諭一種免許状	英語
		高等学校教諭一種免許状	英語
	情 報 科 学 科	中学校教諭一種免許状	数学
		高等学校教諭一種免許状	数学・情報
	地 域 構 想 学 科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史・公民

別表第4 (第31条の2関係)

## 学芸員に関する科目

2019(平成31)年度入学生より適用  
(文学部英文学科・総合人文学科・歴史学科)

授 業 科 目		単位数	備 考
必修科目	生涯学習概論Ⅰ	2	
	生涯学習概論Ⅱ	2	
	博物館概論	2	
	博物館資料論	2	
	博物館経営論	2	
	博物館情報・メディア論	2	
	博物館教育論	2	
	博物館資料保存論	2	
	博物館展示論	2	
	博物館実習Ⅰ(学内実習)	1	
	博物館実習Ⅱ(見学実習)	1	
	博物館実習Ⅲ(館園実習)	1	
選択科目	〔文化史の分野〕		4科目8単位以上
	日本文学史Ⅰ	2	
	日本文学史Ⅱ	2	
	生活文化史Ⅰ	2	
	生活文化史Ⅱ	2	
	日本思想史Ⅰ	2	
	日本思想史Ⅱ	2	
	〔美術史の分野〕		
	日本美術史	2	
	ヨーロッパ美術史	2	
	〔考古学の分野〕		
	考古学概説Ⅰ	2	
	考古学概説Ⅱ	2	
	考古学の諸問題Ⅰ	2	
	考古学の諸問題Ⅱ	2	
	〔民俗学の分野〕		
民俗学概説Ⅰ	2		
民俗学概説Ⅱ	2		
民俗学の諸問題Ⅰ	2		
民俗学の諸問題Ⅱ	2		
文化人類学	2		
履修方法			
<p>学芸員の所要資格を得ようとする者は、必修科目は12科目21単位、選択科目は2分野以上にわたり4科目8単位以上を修得し、合計で16科目29単位以上を修得しなければならない。</p> <p>〔考古学の分野〕のうち、英文学科及び総合人文学科は考古学概説Ⅰ又は考古学概説Ⅱの中から、歴史学科は考古学概説Ⅰ、考古学概説Ⅱ、考古学の諸問題Ⅰ又は考古学の諸問題Ⅱの中からそれぞれ選択し履修する。</p> <p>〔民俗学の分野〕のうち、英文学科及び総合人文学科は民俗学概説Ⅰ、民俗学概説Ⅱ又は文化人類学の中から、歴史学科は民俗学概説Ⅰ、民俗学概説Ⅱ、民俗学の諸問題Ⅰ、民俗学の諸問題Ⅱ又は文化人類学の中からそれぞれ選択し履修する。</p>			

## 司書に関する科目

2019(平成31)年度入学生より適用  
(文学部英文学科・総合人文学科・歴史学科)

授業科目		単位数	備考
必修科目	生涯学習概論 I	2	
	図書館概論	2	
	図書館制度・経営論	2	
	図書館情報技術論	2	
	図書館サービス概論	2	
	情報サービス論	2	
	読書と豊かな人間性	2	
	情報サービス演習 A	1	
	情報サービス演習 B	1	
	図書館情報資源概論	2	
	情報資源組織論	2	
情報資源組織演習	2		
選択科目	学校経営と学校図書館	2	2科目2単位以上
	学習指導と学校図書館	2	
	図書館情報資源特論	1	
	図書館施設論	1	
	図書・図書館史	2	
履修方法 司書の資格を得ようとする者は、必修科目は12科目22単位、選択科目は、2科目2単位以上を修得し、合計で14科目24単位以上を修得しなければならない。			

(教育学科)

授業科目		単位数	備考
必修科目	生涯学習論	2	
	図書館概論	2	
	図書館制度・経営論	2	
	図書館情報技術論	2	
	図書館サービス概論	2	
	情報サービス論	2	
	読書と豊かな人間性	2	
	情報サービス演習 A	1	
	情報サービス演習 B	1	
	図書館情報資源概論	2	
	情報資源組織論	2	
情報資源組織演習	2		
選択科目	学校経営と学校図書館	2	2科目2単位以上
	学習指導と学校図書館	2	
	図書館情報資源特論	1	
	図書館施設論	1	
	図書・図書館史	2	
履修方法 司書の資格を得ようとする者は、必修科目は12科目22単位、選択科目は、2科目2単位以上、計14科目24単位以上を修得しなければならない。			

## 社会教育主事に関する科目

2020年度入学生から適用

(英文学科・総合人文学科・歴史学科・人間科学科・言語文化学科・情報科学科・地域構想学科)

授 業 科 目		単位数	備 考
必修科目	生涯学習概論Ⅰ	2	
	生涯学習概論Ⅱ	2	
	生涯学習支援論	4	
	社会教育経営論	4	
	社会教育実習Ⅰ	1	
選択必修科目	社会教育実習Ⅱ	1	※1 ※1、※2いずれか選択必修 ※2
	教育調査実習A	2	
	教育調査実習B	2	
	社会教育課題研究	4	
選択科目	現代社会と社会教育	2	8単位以上修得
	図書館概論	2	
	図書館制度・経営論	2	
	博物館概論	2	
	博物館教育論	2	
	地域スポーツ論	2	
	スポーツ指導論	2	
	ボランティア活動	2	
	教育基礎論	2	
	社会福祉論	2	
	市民性育成の教育論	2	
	地域構想論	2	
	市民活動論	2	
	地域教育論	2	
	地域社会論	2	
	地域文化論	2	
スポーツマネジメント	2		
履修方法			
社会教育主事の所要資格を得ようとする者は、次に掲げる単位を修得しなければならない。			
(1) 必修科目13単位			
(2) 選択必修科目「社会教育課題研究」の4単位又は「社会教育実習Ⅱ、教育調査実習A及び教育調査実習B」の合計5単位			
(3) 選択科目8単位以上			

別表第4の4 (第31条の2関係)

## 司書教諭に関する科目

(英文学科・総合人文学科・歴史学科・教育学科)

授業科目		単位数	備考
必修科目	学校経営と学校図書館	2	基礎資格 教育職員免許法に定める教諭免許状を有すること
	学校図書館メディアの構成	2	
	学習指導と学校図書館	2	
	読書と豊かな人間性	2	
	情報メディアの活用	2	
履修方法 司書教諭の資格を得ようとする者は、5科目10単位を修得しなければならない。			

別表第5 (第41条関係)

## 学納金

学部	学科	納入金					計	(単位：円)
		入学金	授業料	施設設備資金	実験実習料	教育充実費		
文学部	英文学科	270,000	780,000	180,000	—	20,000	1,250,000	
	総合人文学科	270,000	780,000	180,000	—	20,000	1,250,000	
	歴史学科	270,000	780,000	180,000	—	20,000	1,250,000	
	教育学科	270,000	874,000	220,000	—	20,000	1,384,000	
経済学部	経済学科	270,000	780,000	180,000	—	20,000	1,250,000	
	共生社会経済学科	270,000	780,000	180,000	—	20,000	1,250,000	
経営学部	経営学科	270,000	780,000	180,000	—	20,000	1,250,000	
法学部	法律学科	270,000	780,000	180,000	—	20,000	1,250,000	
工学部	機械知能工学科	270,000	1,078,000	230,000	70,000	20,000	1,668,000	
	電気電子工学科							
	環境建設工学科							
	情報基盤工学科							
教養学部	人間科学科	270,000	874,000	220,000	—	20,000	1,384,000	
	言語文化学科							
	情報科学科							
	地域構想学科							
備考								
(1) 入学金は、入学、転入学、編入学及び学士入学を許可された者から初年度のみ徴収する。ただし、本学を卒業し学士入学を許可された者の入学金は、徴収しない。								
(2) 学納金は、スライド制の適用により在学期間中に改定されることがある。								
(3) 転学部・転学科、復学及び再入学を許可された者の学納金並びにその他の学納金は、別に定める東北学院大学学生納付金等納入に関する規程によるものとする。								
(4) 文学部英文学科夜間主コースに在学している学生には、上表中の英文学科と同額の授業料及び教育充実費を適用するが、施設設備資金については、従前のとおりとする。								